

第134回長崎県市長会議 会 議 次 第

日時：令和6年4月4日（木）14時00分～

場所：オリーブベイホテル

I 開 会

II 会 長 あ い さ つ

III 開催市長あいさつ

IV 議 事

1 審議事項

- (1) 第134回長崎県市長会議議案審議
- (2) 九州市長会提出議案の選定
- (3) 令和6年度長崎県市長会収支予算書（案）

2 協議事項

- (1) 各市からの提出議題について
 - ア【佐世保市】九州・長崎IRの審査結果及び
これまでの協力に対するお礼
 - イ【平戸市】GFPフラッグシップ輸出産地形成プロジェクトへの
取り組みについて
 - ウ【大村市】子ども福祉医療費制度の給付方法について
 - エ【雲仙市】公金振込手数料の有料化について
- (2) 令和6年度長崎県市長会役員等の選任について
- (3) 令和6年度長崎県関係国会議員との意見交換会について
- (4) 令和6年度長崎県市長行政研修について

3 報告事項

- (1) 令和5年度会務報告
- (2) 長崎県市長会に係る今後の会議開催予定等

4 その他

V 講 演

テーマ「西海市における脱炭素に向けた取組について」
西海市新産業推進課 様

VI 閉 会

* * *

1 審議事項

(1)第134回長崎県市長会議重点項目及び議案審議

ア 重点項目

国	県	件 名	市長会議 での説明市
1	-	地域生活交通の維持について	島原市
2	1	保育料の完全無償化について	長崎市
-	2	中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について	
3	3	学校給食費の無償化について	諫早市

イ 議案審議

番号	国	県	件 名	市長会議 での説明市
1			都市財政の拡充強化に関する提言	
	1	1	都市財政の充実強化について【更新】	
	2	-	地方消費者行政の拡充への支援等について【一部新規】	
	3	-	国民保護措置の実施に係る支援の充実強化について	
	4	2	浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について	
	5	3	公共下水道への財政措置の拡大について	
	6	4	廃棄物処理対策の強化について【一部新規】	
	7	5	海岸漂着物対策の財政支援措置について	
	8	6	治水事業に対する財政措置等について	
	9	-	地方バス路線維持対策について【国(5)コミュニティバス等の交通手段の確保に対する支援について(新規)】	重点：島原市
	9	7	〃(上記 国(5)を除く)	
	10	-	水道事業に対する財政措置の強化について	
	11	-	急傾斜地崩壊対策事業に対する財源確保等について	
	-	8	自然災害等対策事業に対する財源確保について	
	12	9	離島航路事業に対する財政支援の拡充等について	
	13	10	離島航空路線の維持について	
	14	-	離島地域における燃油コスト等の格差は正について	
	15	11	半島航路の維持・確保について	
	-	12	国指定・選定の文化財の保存等に係る財政支援について	
	16	-	世界遺産保護のための財政支援措置について	
	17	13	市街地再開発事業に対する財政支援措置について	
	-	14	空き家対策への支援について	
	18	15	大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について	
	19	-	公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)の期間撤廃について	
	20	16	ふるさと納税に係る返礼品について	
	21	17	自治公民館等の避難所整備に係る財政支援制度の創設について	
	22	-	デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生拠点整備タイプ)の自由度向上について	
	23	18	犯罪被害者等支援の充実について	
	24	19	ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について	
2			国民健康保険制度及び高齢者医療制度に関する提言	
	1	-	医療保険制度改革について	
	-	1	国民健康保険制度について	
	2	-	当面の措置及び制度運営について【一部廃案】【一部新規】	
	3	-	特定健康診査・特定保健指導に係る助成額の見直しについて	
	○	-	保険者努力支援制度の評価指標(法定外繰入の解消等)の配点基準の見直しについて【廃案】	
3			地域医療保健の充実強化に関する提言	
	1	1	地域医療提供体制の確保について【一部更新】【一部廃案】	
	2	2	がんとの共生を図る社会の実現に向けた支援の充実について	
4			子ども・子育て支援等の福祉施策の充実強化に関する提言	
	1	1	子ども・子育て施策の充実強化について【国(5)、県(4)保育料の完全無償化について】	重点：長崎市
	1	1	〃(上記 国(5)、県(4)を除く)	
	2	-	福祉施策等の充実強化について	
	3	-	障害者福祉施策の充実強化について	
5			介護保険制度等に関する提言	
	1	1	第1号被保険者の保険料について	
	2	2	介護従事者の人材確保について	
6			生活環境の保全・整備等の充実に関する提言	
	1	-	九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターにおける火山観測・研究体制の強化について	
7			九州新幹線等の整備促進に関する提言	
	1	1	九州新幹線西九州ルートの着実な整備について【更新】	
	2	2	県下幹線鉄道の整備改善について【更新】	
	3	3	地域鉄道に対する支援策の充実について【更新】	

番号	国	県	件 名	市長会議 での説明市
8			高速道路網等の整備促進に関する提言	
	1	-	道路整備の安定的財源確保について	
	2	1	道路網の整備について【更新】	
	3	-	道路事業における補助制度の拡充について	
	4	-	社会資本整備総合交付金事業（道路事業（舗装補修））の補助対象条件の緩和について	
	5	2	地方における無電柱化事業の促進について	
	6	3	港湾の整備促進について【更新】	
	7	-	公共事業の用地買収に伴う所有権移転登記に係る印鑑登録証明書の交付手数料の免除制度の拡充について【更新】	
9			農林水産業の振興に関する提言	
	1	1	農業の振興対策について	
	2	2	水産業の振興対策について〔国(1)、県(1)養殖魚の国内外での消費拡大と養殖共済の充実・加入促進について〕	松浦市
	2	2	〃（上記 国(1)、県(1)を除く）	
	3	-	物価高騰対策の強化について	
10			地域経済の活性化に関する提言	
	1	1	地域経済牽引事業への支援措置について【更新】	
	2	-	国の直轄事業による砂防施設の「防災・減災」機能の継続について	
	-	2	工業団地の整備について	
	-	3	V・ファーレン長崎への支援について	
	-	4	県と市町の連携による広域観光の活性化について	
11			学校教育の充実に関する提言	
	-	1	全学年少人数学級編制と少人数指導のための教職員の加配措置の拡大について	
	-	2	少人数学級編制に伴う財政支援措置について	
	-	3	派遣指導主事の配置に伴う財政支援措置について	
	-	4	養護教諭の配置について	
	-	5	学校事務職員の配置について	
	-	6	小中学校における「教育相談員、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）」等配置に係る財政支援措置について	
	-	7	学校栄養教員・栄養教諭の配置について	
	-	8	学校図書館充実のための司書教諭の配置について	
	-	9	ICT教育環境整備に係る教職員に対する研修の充実とICT支援員配置のための支援について	
	-	10	長崎県中学校体育連盟及び長崎県中学校文化連盟への財政支援について	
	-	11	特別支援学級編制基準の弾力化について	
	-	12	統合型校務支援システムの導入について	
	-	13	中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について	
	1	14	公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について【一部新規】	
	〇	〇	小中学校等におけるICT環境整備に係る財政支援について【廃案】	
	2	15	学校給食費の無償化について	重点：諫早市
12			デジタル化の推進に関する提言	
	1	-	自治体情報システムの標準化・共通化について	
	2	-	地域社会のデジタル化の推進について	
	3	-	社会保障・税番号制度の円滑な運用に係る支援等について	
13			地方自治体の円滑な行政運営に関する提言	
	1	-	「従うべき基準」を定めた省令の改正情報の事前周知等の徹底について	
	〇	-	自衛官等の募集事務に係る募集対象者情報の提供について【廃案】	

(2) 九州市長会議提出議案の選定案（5件以内を選定）

- 第 4 号議案 子ども・子育て支援等の福祉施策の充実強化に関する提言
- 第 7 号議案 九州新幹線等の整備促進に関する提言
- 第 8 号議案 高速道路網等の整備促進に関する提言
- 第 9 号議案 農林水産業の振興に関する提言
- 第 11 号議案 学校教育の充実に関する提言

第134回長崎県市長会議議案審議目次

国への提言(重点項目)

- 1 地域生活交通の維持について ----- P 3
- 2 保育料の完全無償化について ----- P 5
- 3 学校給食費の無償化について ----- P 8

国への提言

- 第1号議案 都市財政の拡充強化に関する提言 ----- P 13
 - 1 都市財政の充実強化について (更新) ----- P 13
 - 2 地方消費者行政の拡充への支援等について (一部新規) ----- P 17
 - 3 国民保護措置の実施に係る支援の充実強化について ----- P 18
 - 4 浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について ----- P 18
 - 5 公共下水道への財政措置の拡大について ----- P 19
 - 6 廃棄物処理対策の強化について (一部新規) ----- P 20
 - 7 海岸漂着物対策の財政支援措置について ----- P 22
 - 8 治水事業に対する財政措置等について ----- P 22
 - 9 地方バス路線維持対策について (一部新規) ----- P 23
 - 10 水道事業に対する財政措置の強化について ----- P 24
 - 11 急傾斜地崩壊対策事業に対する財源確保等について ----- P 25
 - 12 離島航路事業に対する財政支援の拡充等について ----- P 26
 - 13 離島航空路線の維持について ----- P 27
 - 14 離島地域における燃油コスト等の格差是正について ----- P 27
 - 15 半島航路の維持・確保について ----- P 28
 - 16 世界遺産保護のための財政支援措置について ----- P 28
 - 17 市街地再開発事業に対する財政支援措置について ----- P 29
 - 18 大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について ----- P 29
 - 19 公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)の期間撤廃について ----- P 29
 - 20 ふるさと納税に係る返礼品について ----- P 30
 - 21 自治公民館等の避難所整備に係る財政支援制度の創設について ----- P 30
 - 22 デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生拠点整備タイプ)の自由度
向上について ----- P 30
 - 23 犯罪被害者等支援の充実について ----- P 30
 - 24 ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について ----- P 30
 - 関連資料(資料1-1～資料1-14) ----- P 32
- 第2号議案 国民健康保険制度及び高齢者医療制度に関する提言 ----- P 52
 - 1 医療保険制度改革について ----- P 52
 - 2 当面の措置及び制度運営について (一部廃案) (一部新規) ----- P 53
 - 3 特定健康診査・特定保健指導に係る助成額の見直しについて ----- P 54
 - 保険者努力支援制度の評価指標(法定外繰入の解消等)の配点基準の
見直しについて (廃案) ----- P 54
- 第3号議案 地域医療保健の充実強化に関する提言 ----- P 55
 - 1 地域医療提供体制の確保について (一部更新) (一部廃案) ----- P 55
 - 2 がんとの共生を図る社会の実現に向けた支援の充実について ----- P 58
 - 関連資料(資料3-1) ----- P 59
- 第4号議案 子ども・子育て支援等の福祉施策の充実強化に関する提言 ----- P 60
 - 1 子ども・子育て施策の充実強化について ----- P 60

2	福祉施策等の充実強化について	P 61
3	障害者福祉施策の充実強化について	P 62
	関連資料（資料 4-1 ～ 資料 4-2）	P 63
第 5 号議案	介護保険制度等に関する提言	P 65
1	第 1 号被保険者の保険料について	P 65
2	介護従事者の人材確保について	P 65
	関連資料（資料 5-1）	P 66
第 6 号議案	生活環境の保全・整備等の充実に関する提言	P 67
1	九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターにおける 火山観測・研究体制の強化について	P 67
第 7 号議案	九州新幹線等の整備促進に関する提言	P 68
1	九州新幹線西九州ルートの着実な整備について（更新）	P 68
2	県下幹線鉄道の整備改善について（更新）	P 69
3	地域鉄道に対する支援策の充実について（更新）	P 69
	関連資料（資料 7-1）	P 71
第 8 号議案	高速道路網等の整備促進に関する提言	P 72
1	道路整備の安定的財源確保について	P 72
2	道路網の整備について（更新）	P 72
3	道路事業における補助制度の拡充について	P 75
4	社会資本整備総合交付金事業（道路事業（舗装補修））の補助対象条件の 緩和について	P 75
5	地方における無電柱化事業の促進について	P 75
6	港湾の整備促進について（更新）	P 76
7	公共事業の用地買収に伴う所有権移転登記に係る印鑑登録証明書の 交付手数料の免除制度の拡充について（更新）	P 76
	関連資料（資料 8-1 ～ 資料 8-3）	P 77
第 9 号議案	農林水産業の振興に関する提言	P 85
1	農業の振興対策について	P 85
2	水産業の振興対策について	P 86
3	物価高騰対策の強化について	P 87
	関連資料（資料 9-1 ～ 資料 9-2）	P 88
第10号議案	地域経済の活性化に関する提言	P 90
1	地域経済牽引事業への支援措置について（更新）	P 90
2	国の直轄事業による砂防施設の「防災・減災」機能の継続について	P 90
	関連資料（資料 10-1）	P 91
第11号議案	学校教育の充実に関する提言	P 92
1	公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について（一部新規）	P 92
○	小中学校等における ICT 環境整備に係る財政支援について（廃案）	P 93
2	学校給食費の無償化について	P 94
第12号議案	デジタル化の推進に関する提言	P 95
1	自治体情報システムの標準化・共通化について	P 95
2	地域社会のデジタル化の推進について	P 96
3	社会保障・税番号制度の円滑な運用に係る支援等について	P 96
第13号議案	地方自治体の円滑な行政運営に関する提言	P 98
1	「従うべき基準」を定めた省令の改正情報の事前周知等の徹底について	P 98
○	自衛官等の募集事務に係る募集対象者情報の提供について（廃案）	P 98

県 へ の 提 言 (重 点 項 目)

- 1 保育料の完全無償化について ----- P 103
- 2 中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について ----- P 106
- 3 学校給食費の無償化について ----- P 107

県 へ の 提 言

- 第1号議案 都市財政の拡充強化に関する提言 ----- P 113
- 1 都市財政の充実強化について (更新) ----- P 113
 - 2 浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について ----- P 116
 - 3 公共下水道への財政措置の拡大について ----- P 117
 - 4 廃棄物処理対策の強化について (一部新規) ----- P 118
 - 5 海岸漂着物対策の財政支援措置について ----- P 120
 - 6 治水事業に対する財政措置等について ----- P 120
 - 7 地方バス路線維持対策について ----- P 121
 - 8 自然災害等対策事業に対する財源確保について ----- P 122
 - 9 離島航路事業に対する財政支援の拡充等について ----- P 123
 - 10 離島航空路線の維持について ----- P 124
 - 11 半島航路の維持・確保について ----- P 124
 - 12 国指定・選定の文化財の保存等に係る財政支援について ----- P 125
 - 13 市街地再開発事業に対する財政支援措置について ----- P 126
 - 14 空き家対策への支援について ----- P 126
 - 15 大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について ----- P 126
 - 16 ふるさと納税に係る返礼品について ----- P 127
 - 17 自治公民館等の避難所整備に係る財政支援制度の創設について ----- P 127
 - 18 犯罪被害者等支援の充実について ----- P 127
 - 19 ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について ----- P 128
- 関連資料 (資料 1-1 ~ 資料 1-10) ----- P 129
- 第2号議案 国民健康保険制度に関する提言 ----- P 142
- 1 国民健康保険制度について ----- P 142
- 第3号議案 地域医療保健の充実強化に関する提言 ----- P 143
- 1 地域医療提供体制の確保について (一部更新) (一部廃案) ----- P 143
 - 2 がんとの共生を図る社会の実現に向けた支援の充実について ----- P 146
- 関連資料 (資料 3-1) ----- P 147
- 第4号議案 子ども・子育て支援等の福祉施策の充実強化に関する提言 ----- P 148
- 1 子ども・子育て施策の充実強化について ----- P 148
- 第5号議案 介護保険制度等に関する提言 ----- P 150
- 1 第1号被保険者の保険料について ----- P 150
 - 2 介護従事者の人材確保について ----- P 150
- 関連資料 (資料 5-1) ----- P 151
- 第6号議案 欠番 (県への提言がないため) ----- P 152
- 第7号議案 九州新幹線等の整備促進に関する提言 ----- P 153
- 1 九州新幹線西九州ルート of 着実な整備について (更新) ----- P 153
 - 2 県下幹線鉄道の整備改善について (更新) ----- P 154
 - 3 地域鉄道に対する支援策の充実について (更新) ----- P 155
- 関連資料 (資料 7-1) ----- P 156
- 第8号議案 高速道路網等の整備促進に関する提言 ----- P 157
- 1 道路網の整備について (更新) ----- P 157
 - 2 地方における無電柱化事業の促進について ----- P 160

3	港湾の整備促進について（更新）	P 160
	関連資料（資料 8-1 ～ 資料 8-2）	P 162
第 9 号議案	農林水産業の振興に関する提言	P 169
1	農業の振興対策について	P 169
2	水産業の振興対策について	P 170
	関連資料（資料 9-1 ～ 資料 9-2）	P 172
第10号議案	地域経済の活性化に関する提言	P 174
1	地域経済牽引事業への支援措置について（更新）	P 174
2	工業団地の整備について	P 174
3	V・ファーレン長崎への支援について	P 174
4	県と市町の連携による広域観光の活性化について	P 175
	関連資料（資料 10-1～ 資料 10-2）	P 176
第11号議案	学校教育の充実に関する提言	P 178
1	全学年少人数学級編制と少人数指導のための教職員の加配措置 の拡大について	P 178
2	少人数学級編制に伴う財政支援措置について	P 178
3	派遣指導主事の配置に伴う財政支援措置について	P 178
4	養護教諭の配置について	P 179
5	学校事務職員の配置について	P 179
6	小中学校における「教育相談員、スクールカウンセラー（SC）、スクール ソーシャルワーカー（SSW）」等配置に係る財政支援措置について	P 179
7	学校栄養職員・栄養教諭の配置について	P 180
8	学校図書館充実のための司書教諭の配置について	P 180
9	ICT教育環境整備に係る教職員に対する研修の充実とICT支援員配置 のための支援について	P 180
10	長崎県中学校体育連盟及び長崎県中学校文化連盟への財政支援について	P 180
11	特別支援学級編制基準の弾力化について	P 181
12	統合型校務支援システムの導入について	P 181
13	中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について	P 181
14	公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について（一部新規）	P 182
○	小中学校等における ICT 環境整備に係る財政支援について（廃案）	P 183
15	学校給食費の無償化について	P 183
	関連資料（資料11-1 ～ 資料11-6）	P 185

国への提言

(重点項目)

* * *

〔重点〕

1. 地域生活交通の維持について

【提案・要望】

地域生活交通の維持及び地域の振興を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう強く要請する。

地域住民の日々の移動手段を持続的に確保するため、地方自治体が地域の実情に応じて独自に実施している交通施策に対して、積極的な支援策を講じるとともに、既存補助制度の要件緩和や対象路線の拡充など必要な措置を講じること。

特に、地域独自で行うコミュニティバスなどの維持・確保に必要な運行費用及び車両の導入・更新に係る費用について、新たな国の補助制度を創設すること。

【現状・問題点】

バス路線は、地域住民の生活を支える重要な公共交通機であるが、利用者の大幅な減少や昨今の燃料費高騰に加え、運転手不足の深刻化により路線の維持が困難になっており、特に中山間地域を有する地方において減便や路線の廃止が相次いでいる。

路線撤退後は、地方自治体が地域の実情に応じて独自にコミュニティバス等を運行するなど、地域住民の日常生活に必要な移動手段を確保している状況である。

しかし、既に事業を開始している交通不便地区への取組に対しては、既存の補助制度では対象外となり、国庫補助を受けることができない現状にあることに加え、バス路線の廃止地域の拡大や、燃料費の高騰、人件費の上昇及び車両の更新などにより、年々自治体の財政負担が拡大している。

また、近年、AIを活用したフルデマンド型のコミュニティバス（区域運行）を導入する地方自治体が急増しているが、運行費用については特別交付税の算定対象にはなるものの、生活バス路線の損失補填のような目に見える形での国の直接的な補助金や車両更新に係る支援がない状況にあり、バス事業者に代わりこれまで地方自治体が支えてきた地域住民の移動手段の維持・確保が困難になっている。

■地域公共交通の維持に係る国・県の支援（路線バスやコミュニティバス等への支援）

○運行経費（赤字補填含む）への支援

運行事業者	国補助金		県補助金		備考
	名称	内容	名称	内容	
路線バス事業者	①地域間幹線系統確保維持費国庫補助金	複数の市町村に跨る路線などのほか要件あり ●補助率 1/2	①地域間幹線系統確保維持費国庫補助金	要件も補助額も国と同様	市の負担は無し
	②地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金	各停留所から地域間交通ネットワーク（駅、港など）に接続する運行 ●補助率 1/2	③長崎県生活バス路線運行対策費補助金	国の対象外路線で経常収益が経常費用の55%以上等 ●補助率 1/2	②、③の残額は市が負担
市町村又はNPO法人等（自家用有償旅客運送）	④地域公共交通確保維持事業	タクシーなど公共交通機関が無く、他の移動手段が確保できない場合	運行経費は補助対象外		④の残額が特別交付税の対象
市町村（定時、定路のコミュニティバス）	②の要件に該当すれば対象となる可能性あり				②の残額が特別交付税の対象
市町村（区域運行のコミュニティバス）	上記いずれにも該当しないことから対象外				経費全額が特別交付税の対象

○車両導入への支援

運行事業者	国補助金		県補助金	備考
	名称	内容	内容	
路線バス事業者	④地域公共交通確保維持事業	車両タイプにより上限額は異なる (例：ノンステップ1,500万円) ●補助率 1/2		
市町村又はNPO法人等 (自家用有償旅客運送者)	タクシーなど公共交通機関が無く、他の移動手段が確保できない場合は上記④が対象		【補助対象】 ・コミュニティ交通等の導入のためイニシャルコスト（車両、システム構築）等	④の残額が特別交付税の対象
市町村（定時、定路運行のコミュニティバス）	②の要件に該当すれば対象となる可能性あり			②の残額が特別交付税の対象
市町村（区域運行のコミュニティバス）	上記いずれにも該当しないことから対象外			特別交付税の対象

（選定理由）

・路線バス等は利用者の大幅な減少や昨今の燃料費高騰に加え、運転手不足の深刻化により路線の維持が困難になっており、特に中山間地域を有する地方において減便や路線の廃止が相次いでいる。

そのような中、各地方自治体は独自にコミュニティバスなどの運行を行っているが、路線バスの廃止地域の拡大や利用者の増加、更には燃料費の高騰や人件費の上昇により年々の財政負担も拡大しており、運行の維持・確保が困難になっていることから、国として積極的な財政措置を講じるよう要望するもの。（島原市）

〔重 点〕

2. 保育料の完全無償化について

【提案・要望】

だれもが安心して子どもを産み育てる環境づくりの実現に関し、国の責任において次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

保育料における全国的な動きとして、国による幼児教育・保育無償化の対象外となる子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、各自治体が独自に「完全無償化」や「第2子以降の無償化」等に取り組んでいる事例が見受けられるが、本来、こどもを産み育てる環境は、自治体間によって差異があることは望ましくないため、国の制度として保育料の完全無償化を実施すること。

【現状・問題点】

保育料については、令和元年10月から、3～5歳の子ども及び市民税非課税世帯の0～2歳の子どもが無償化されているが、課税世帯等の3歳未満の子どもの保育料は無償化されておらず、保育料の負担が生じている。

少子化の進行に歯止めがかからない中、保育料の「完全無償化」や「第2子以降の無償化」など独自の子育て支援策を打ち出す自治体もあり、自治体の財政状況によって子育て施策に差異が生じる事態となっているが、各市において同様の無償化を実施するためには、多額の財政負担を要することとなる。

○長崎県内全市(13市)が保育料の完全無償化を実施する場合の所要額見込み

市 名	所要額 (単位:百万円)	市 名	所要額 (単位:百万円)
長崎市	1,240	対馬市	37
佐世保市	784	壱岐市	86
島原市	169	五島市	122
諫早市	344	西海市	43
大村市	538	雲仙市	153
平戸市	60	南島原市	141
松浦市	65	合 計	3,782

全市合計
約 37.8 億円

長崎県内各市の保育料負担軽減の取組み

【R6.4.1 現在】

長崎市	・ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目以降無料 ・ 市民税所得割課税額97,000円未満の世帯について、最年長の子ども（概ね18歳まで）を第1子とし、第2子半額、第3子以降無料 ・ ひとり親世帯の市民税所得割課税額77,101円未満の世帯について、最年長の子ども（概ね18歳まで）を第1子とし、第2子以降無料
佐世保市	・ 保育料を国基準から平均25パーセント減額 ・ 副食費の第2子目以降の無償化を実施【令和2年4月1日～】 ・ 認可保育施設・認可外保育所における同時在園児の、第2子以降の1歳児および2歳児に対する保育料無償化を実施【令和6年4月1日～】
島原市	・ 認可保育施設における所得制限と年齢制限を撤廃し、第2子以降の児童にかかる保育料の完全無料化【令和元年10月～】 ・ 副食費の無償化を実施【令和元年10月～】
諫早市	・ 認可保育施設における同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【令和5年4月～】
大村市	・ 認可保育施設における同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【平成9年度～（平成9年当時は保育料軽減事業として実施）】 ・ 認可外保育施設における同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【令和4年度4月～】 ・ 新たに保育料引き下げ【令和6年4月～】
平戸市	・ 認可保育施設における3歳未満児保育料の完全無料化を実施【令和5年4月～】 ・ 幼稚園における未就園児の保育料及び認可外保育施設における3歳未満児保育料の無料化を実施【令和5年4月～】
松浦市	・ 2・3号支給認定児童について、認可保育施設を利用した場合の同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【平成27年4月～】 ・ 市町村の認定を受けた児童について、認可保育施設を利用した場合の同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【令和元年10月～】
対馬市	・ 認可保育施設における多子世帯が施設を利用する際の保育料について、満18歳以下の子どもが複数人いる場合は、第2子保育料を半額（市民税非課税世帯は無料）、第3子以降の無料化を実施【平成27年4月～】 ・ 保育料を国基準から平均30パーセント減額 ・ 副食費の無償化を実施
壱岐市	・ 保育施設（認可外含む）における各世帯の第2子以降の保育料無償化を実施【令和5年4月～】
五島市	・ 保育料を国の徴収基準額から22パーセント減額【平成17年4月～】 ・ 多子計算（第1子、第2子等）の範囲を中学生までに拡大し、第3子以降を無料化。第2子については、第1子と同時在園の場合は無料、同時在園以外の場合は半額【平成27年4月～】 ・ 多子計算の範囲（年齢制限）を撤廃【平成29年4月～】 ・ 副食費の全額補助【令和元年10月～】
西海市	・ 同一世帯で、2人以上の子どもが保育所等を同時に利用している場合の利用料は、2人目以降は無料（市独自の基準。国の基準は、2人目は半額、3人目以降が無料） ・ 同一世帯に保護者の監護下にある子どもが3人以上いる場合、第3子以降の子どもの利用料は、無料（市独自の基準。国の基準は所得制限あり）
雲仙市	・ 第2子以降の保育料の無料化を実施【平成28年4月～】 ・ 副食費の無償化を実施【令和元年10月～】
南島原市	・ 国基準額より負担を軽減した保育料を設定 ・ 2人以上の児童を扶養する多子世帯の第2子以降の保育料の無償化を実施【平成24年4月開始、平成31年度からきょうだい児の年齢制限を撤廃】 ・ 副食費負担金の無償化を実施【令和元年10月～】

(選定理由)

- ・子育て世代の経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境の充実を図ることは、少子化対策として有効な施策と考えられるため、保育料の無償化を国において全国一律の制度として実施するよう要望するもの。(長崎市)

〔重 点〕

3. 学校給食費の無償化について

【提案・要望】

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を担っている。

少子化対策、子ども・子育て支援の観点からも、学校給食費の無償化は社会全体で安心して子育てできる環境を確保し、保護者の負担軽減となることから、国の責任と財源による学校給食費の完全無償化実現に向け、必要な措置を講じること。

【現状・問題点】

学校給食は、各自治体において学校給食費を定め、保護者の負担により食材が賄われており、負担する額も自治体によりまちまちの状況である。

一部の市区町村においては、既に学校給食費を公費負担としている自治体もあるが、それぞれの自治体の財政状況に依存する。

各市において学校給食費の無償化を実施するためには、多額の財政負担を要することになる。

○長崎県内全市（13市）における学校給食費無償化の所要額見込み

（単位：百万円）

市 名	小学校	中学校
長崎市	897	509
佐世保市	621	382
島原市	123	71
諫早市	377	230
大村市	345	200
平戸市	71	45
松浦市	57	37
対馬市	67	46
壱岐市	70	45
五島市	76	51
西海市	58	40
雲仙市	103	61
南島原市	94	57
全市合計	2,959	1,774

小中学校合計 約 47.3 億円

長崎県内各市の学校給食費負担軽減の取組み

【R6. 4. 1 現在】

長崎市	・ R4年度（9月～3月）食材価格高騰分を公費負担 ※財源：国庫支出金 ・ R5年度（4月～3月）食材価格高騰分を公費負担 ※財源：国庫支出金 ・ R6年度（4月～3月）食材価格高騰分を公費負担 ※財源：国庫支出金
佐世保市	・ R6年度より市立の中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の生徒の給食費を無償化
島原市	・ R6. 4. 1～R7. 2. 28 市内小中学校に通う児童生徒の保護者に対して物価高騰分の食材費を補助 ※給食費据え置き、財源：国の臨時交付金
諫早市	・ R6. 4～市立小・中学校に通う児童・生徒（要保護生世帯を除く）の学校給食費を無償化 ※財源：固定資産税の課税免除見直しの効果等による税収の伸び及び歳出の見直し
大村市	・ 物価高騰に伴う給食費の増額分については、保護者負担が生じないように一般財源で補う
平戸市	・ R5年度から給食費（月額小4,800円、中5,600円）を増額し、激変緩和措置を講じている R5年度：第1子目、第2子目は月額400円控除、第3子目以上は据置（月額小4,300円、中5,000円） R6年度：第1子目、第2子目は月額300円控除、第3子目は月額400円控除、第4子目以上は据置 R7年度：第1子目、第2子目は月額200円控除、第3子目は月額300円控除、第4子目は月額400円控除、第5子目以上は据置 R8年度：第1子目、第2子目は月額100円控除、第3子目は月額200円控除、第4子目は月額300円控除、第5子目以上月額400円控除 ※激変緩和措置は、R11年度までの措置で、R12年度から全児童生徒月額小4,800円、中5,600円の徴収となる。（R12年度までの間に、物価高騰等によりさらに増額の可能性あり） ※財源：ふるさと納税を原資とした基金
松浦市	・ 物価高騰による給食費の値上げ相当分を支援し、献立にかかる栄養バランスや質の確保及び保護者の負担軽減を図る。 ※財源：子育て支援基金繰入金
対馬市	・ 小学生（1食当たり50円×1.08）中学生（1食当たり60円×1.08）の市単独基本物資補助金あり ・ 地場産使用時の食材費補助として市単独補助金（年額1,300万円）あり
壱岐市	・ R5年度から市内の小中学校の児童・生徒を対象に以下の助成を実施 小学校の給食費月額4,900円 市助成2,900円 保護者負担2,000円 中学校の給食費月額5,800円 市助成3,300円 保護者負担2,500円
五島市	—
西海市	・ H29年度から第3子以降の児童・生徒への学校給食費補助事業を実施 ※財源：一般財源と基金繰入金
雲仙市	・ R6年4月から市内に住所を有する児童生徒の保護者への無料化を実施 ※財源：一部ふるさと応援基金
南島原市	・ 学校給食費保護者負担軽減補助金（学校給食を喫食する第3子以降の無償化） ※財源：一般財源 ・ 学校給食会原油価格・物価高騰対策費補助金（児童生徒の給食費の値上がり分の半額を補助） ※財源：一般財源

(選定理由)

学校給食法第2条に規定する「適切な栄養の摂取による健康の保持促進」や「我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解」などの目的を達成することは、我が国の子どもたちの健やかな発達を保障することであり、すなわち国の責務であると考えます。

しかしながら、学校給食費は、学校給食法に基づく保護者負担として各自治体において額を定め、食材費等に充てられており、その額は自治体により差異があります。

また、一部の自治体においては、保護者の負担軽減の観点から学校給食費を公費負担に切り替えるところも出現しており、負担のあり方そのものにも差異が生じる事態となっている。

本来、子どもは地域によらず等しく平等であるべきであり、自治体間で差異があることは望ましくないことから、国による学校給食費の無償化について、首長や教育長による協議会などあらゆる機会を通じて引き続き国や県に要望していきたいと考えているため、重点項目とするもの。(長崎市)

国への提言

* * *

第 1 号議案

都市財政の拡充強化に関する提言

都市財政を拡充強化し、都市自治体が責任をもって自立した行財政運営を進めるため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

1. 都市財政の充実強化について〔更新〕（佐世保市ほか全市）

（1）地方税財源の充実強化について

- ① 都市自治体が行う~~地域の実情に沿ったきめ細やかな住民サービスに直結した行政サービスを持続的に行うとともに、人口減少を踏まえた地方創生に積極的に取り組むため、地方が担う事務と責任に見合うの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、地方消費税を都市自治体の基幹税として位置付けるなど税源の偏在性の少ないが小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。~~

- ② ~~地方法人課税の偏在是正については、地方法人税の引き上げ及び法人住民税法人税割の税率引き下げによる効果の十分な検証を行うとともに、地方法人課税の偏在是正措置による財源を効果的に活用すること。~~

法人関係税収は、都市自治体の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっていることから、地方の財政運営に支障が生じることのないよう必要な税財源措置を講じること。

また、地方税制の改正に際しては、地方自治体の意見を聞くとともに、減収分については、代替財源を確保するなど、地方自治体の歳入に影響を与えないようにすること。

なお、平成 27 年度税制改正において、ふるさと納税ワンストップ特例が創設され、寄附者の申告手続きの簡素化が図られているが、この措置において、国税からの控除分を地方自治体が負担する仕組みとなっていることから、速やかに改め、国において補填すること。

- ③ ゴルフ場利用税については、その税収の 7 割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、関係市町村にとっては貴重な財源となっていることから、厳しい地方自治体の財政状況を踏まえ、引き続きその現行制度を堅持すること。

（資料 1-1 参照）

- ④ 固定資産税については、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、現行制度を堅持し、引き続きその安定的確保を図るとともに、新たな特例措

置を設けないこと。

また、経済対策や各種政策的な措置は、国税や国庫補助金などにより実施すべき性質のものであることから、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行わないこと。~~生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置については令和4年度末の期限到来をもって終了されることとなった一方で、生産性の向上や賃上げに取り組む中小企業の償却資産についての特例措置が新たに創設されるが、そもそもこうした政策的措置は、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではないことから、現下の経済情勢を踏まえた対応であることに鑑み、2年間の期限の到来をもって確実に終了すること。~~

(佐世保市)

(説明)

提言する(佐世保市ほか全市)

- ・①財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、継続的に一般財源を充実確保する必要があることから、安定的な地方税体系を構築するよう継続提言とするもの。
- ・②法人関係税収は、都市自治体の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっている。また、今後の地方税制の改正に際しても、減収分については、代替財源を確保するなど、地方の財政運営に支障が生じることのない財政措置を講じてもらう必要があることから継続提言とするもの。
- ・③ゴルフ場利用税は、関係市町村にとって貴重な財源になっているとともに、令和7年度以降の税制改正要望において、文部科学省が再び廃止や見直しの要望を行う可能性も否定できない状況(ゴルフ場利用税堅持のための全国市町村連盟通知)であることから継続提言とするもの。
- ・④固定資産税において、生産性の向上や賃上げに取り組む中小企業の償却資産についての特例措置がなされているが、こうした政策的措置を市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではないことから継続提言とするもの。(佐世保市)

(2) 一般財源の総額確保等について

- ① 国から地方への税源移譲に伴う税源偏在による地方自治体間の財政力格差是正と一定の行政水準を確保するために、地方交付税の持つ財源調整と財源保障の両機能を強化すること。

また、地方交付税総額の算出基礎となる令和~~5~~6年度の地方財政計画について、~~地域のデジタル化及び脱炭素化の推進定額減税による減収、こども・子育て政策の強化、給与改定等、自治体の施設の光熱費高騰への対応が確保されている。~~

~~深刻さを増す少子化への対応や足元の物価高対策、新型コロナウイルス感染症対策や原油価格・物価高騰対策の5類移行後の対応はもとより、デジタル化や脱炭素社会の実現に向けた取組、地方創生・人口減少対策をはじめ、福~~

~~祉・医療、地域経済の活性化・雇用対策、地域社会の維持・再生、人への投資、国土強靱化のための防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細やかな行政サービス~~田園都市国家構想・地方創生の実現、脱炭素化の推進、頻発する大規模な災害等への対応や強靱な国土づくり、持続可能な社会保障制度づくりなどの本来的な課題解消を十分担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額を確保・充実すること。

② 地方財政における巨額の財源不足及び借入金残高に対しては、国の責務として確実に財源保障をすべきであり、臨時財政対策債によることなく地方交付税の法定率の引上げなどにより所要額を確保すること。

③ 地方交付税の算定にあたっては、多くの離島や半島を抱えるという本県の特殊性を十分考慮したものとする。

また、令和3年度の算定から令和2年の国勢調査人口が地方交付税に反映されることとなり、人口減少団体の交付税が急激に減少しないよう人口急減補正を行われているところであるが、継続的かつ急激な人口減少に直面している実態を踏まえ、制度の趣旨を鑑みて、更なる措置拡充をすること。（佐世保市）

（説明）

提言する（佐世保市ほか全市）

- ・①地方においてはこれまでも高齢化の進展等に伴う社会保障関係経費や投資的経費などの増嵩分に対し、歳出削減努力により吸収するなどして、地域の事情に沿ったきめ細やかな行政サービスを提供してきた。地方の歳出水準に関し、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとした「実質同水準ルール」が令和6年度に期限を迎えることや、「骨太の方針2023」において、コロナ禍で膨らんだ歳出構造を平時に戻していくと明記されていることから、今後についても継続的に住民サービスの提供を行っていくためにも、本来的な課題解消を担えるよう総額を確保・充実するため継続提言とするもの。

- ・②臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額を確保し、引き続き発行額の縮減・抑制のため継続提言とするもの。

【令和6年度地方財政対策】

地方交付税 18.7兆円（対前年比 +0.3兆円）

臨時財政対策債 0.5兆円（対前年比 ▲0.5兆円）

- ・③本県は多くの離島や半島を抱えていることから、今後特に急激な人口減少が予想される。交付税措置についてはこのような現状を考慮してもらうよう継続提言とするもの。（佐世保市）

（3）国庫補助負担金の見直し等について

① 国の財政再建のための補助負担率の引き下げや、適正な額の税源移譲を伴

わない国庫補助負担金の廃止・縮減は行わないこと。また、全国的に増加する社会資本の整備需要に対し、国の予算確保が十分にされていない状況が続いているが、地方では地方創生を推進するために都市基盤整備を進めており、今後とも財源が必要であることから、道路・公園・漁港、市街地再開発などの基盤整備を着実に実施するため、事業計画に計上されている所要の財源を確保すること。

- ② 国庫補助負担金の見直しや新制度の創設にあたっては、「国と地方の協議の場」を活用するなどして、地方の意見を十分反映させること。
- ③ 国の政策に基づく新たな財政需要については、必要なものは普通交付税の措置ではなく、明確に国庫補助負担金により措置すること。（佐世保市）

(説明)

提言する（佐世保市ほか全市）

- ・財政需要が急増し、多様化している中、国庫補助については、地域の実情を踏まえて自由度を高め、要件の緩和や手続きの簡素化を図る必要がある。よって、「国と地方の協議の場」を活用し、十分に地方の意見を反映することや、明確に国庫補助負担金による措置を行ってもらうため継続提言とするもの。（佐世保市）

（４）施設整備事業に対する財政措置等について

義務教育施設等、住民生活に直結する基礎的サービスを提供する施設については、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新・統廃合・長寿命化に取り組んでいるところであるが、各自治体の財政規模も考慮しつつ、事業の円滑な執行が確保され、健全な財政運営が可能となるよう、十分な財政支援措置を講じること。

~~義務教育施設については一定の改善がなされたものの、今後においても必要な財源及び国庫負担等の事業量を確実に確保するとともに、実態に応じた建設物価を反映した単価設定を行うこと。~~

また、施設の廃止、統合などの再編を進めるため、不要となった公共施設の除却に係る地方債について、元利償還金に対する交付税措置を講じるとともに、財産処分基準の一層の弾力化を行うこと。（佐世保市）

(説明)

提言する（佐世保市ほか全市）

- ・各市では、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき財政負担の軽減・標準化、公共施設等の最適な配置の実現に向けた取組みを進めている。
- しかしながら、当該計画の効果的な推進には不要な施設の除去は不可欠であるが、これは多額の経費が必要となり、財源として公共施設等適正管理推進事業債の活用も可能であるものの、除去事業における交付税措置がないことから、市によっては厳しい財政状況に配慮しながら進めていく中、後年度へ先送りせざるを得ない状況が生じる場合がある等、計画通りに進捗していない状況にある。

また、新施設への更新が条件となった財源措置では、自治体全体での施設規模が変わらず、将来的な財政負担の抑制につながらない場合が多い。
このようなことから、十分な財政措置を講じてもらうために継続提言とするもの。
(佐世保市)

2. 地方消費者行政の拡充への支援等について〔継続1回〕

(1) 消費生活相談員の育成及び消費者被害防止対策について

近年、国民生活におけるデジタル活用が普及し、消費者問題は多様化、複雑化している。自治体における消費生活相談員の役割はより重要性が増しており、高度な知識と交渉力が求められている。

地方においては、消費者安全法に定める専門の資格を有する消費生活相談員の確保が困難な状況で~~あることからあり~~、資格を有しない者を任用して育成し、資格取得を目指す事例が多い状況にある~~ことから、このため~~、相談員の確保と育成に向けた~~オンデマンド研修の拡大や~~地方での講習会の開催などの研修機会の確保並びに資格試験の実施等について利便性の向上を図ること。

また、自治体は地方消費者行政強化交付金等を活用し、消費者への注意喚起、相談体制の整備に努めてきたところである。現行の補助金制度は~~について~~、強化事業の対象が限定され、~~かつ2分の1の地方負担が生じるなど~~地方の消費者行政の実情に沿ったメニューとは言い難い。また、推進事業は一般準則により補助の活用期間が限定されており、~~人的・~~財政的基盤の弱い地方公共団体が~~多様化する~~消費者行政を安定的に推進させるためには、国の支援が必要不可欠であることから、対象事業の~~拡大や~~要件緩和に加え、~~更なる~~充実を図ること。~~令和5年度に新たに追加された「靈感商法を含めた悪質商法対策事業」と同様に全額補助とすること。~~(南島原市)

(資料1-2 参照)

(説明)

賛同する(佐世保市、島原市、諫早市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、西海市、雲仙市)

- ・デジタル化の進展で、消費者や消費生活相談員を取り巻く環境が変化中、消費生活相談内容も変化しており、相談員にはより高度な知識が求められている状況である旨を追加するもの。
- ・安定的に消費者行政を推進するため、地方消費者行政強化交付金などの支援について活用期間を限定することなく充実を図る旨の具体的文言を追加するもの。(南島原市)

(2) 消費者生活相談のDX化について〔新規〕(南島原市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、西海市、雲仙市)

消費者庁では消費生活相談 DX アクションプラン 2023 を策定し、継続してシステム設計などの検討を進めているところであるが、消費生活相談員が現場で求めているものと乖離が生じないように情報共有と意見交換に基づくものにする。

また、DX 化に伴う費用が発生する場合は、国において財政措置を講じること。（南島原市）

(説明)

提言する（南島原市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、西海市、雲仙市）

- ・国は消費生活相談 DX アクションプラン 2023 により継続してシステム設計を検討することとしているが、その全体像が見えないため、消費生活相談員のニーズとの乖離がないシステムとすること、及び自治体の新たな事務や財政負担に対し必要な措置を講じるよう要望するもの。（南島原市）

3. 国民保護措置の実施に係る支援の充実強化について〔継続 6 回〕

(1) 地方自治体負担経費の財政措置について

地方自治体が実施する国民保護のための措置に係る費用については、原則として国の負担とされているが、地方自治体の負担とされる職員の給与、管理及び行政事務の執行に要する費用等についても、国の責任において必要な財政措置を講じること。

また、有事に備えて、資機材の整備や、国、都道府県、市町村、関係機関が連携した訓練を継続するとともに、自治体独自の訓練の実施等に要する経費についても、原則、国の負担とすること。

(2) NBC（核・生物・化学）攻撃に対する対応策の整備について

NBC（核・生物・化学）攻撃による被害想定及びこれに基づく対応策について、国の責任において十分な研究を行い、早期に示すとともに、資機材や特殊な薬品等の適切な備蓄、調達体制を早急に整備すること。

4. 浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について〔継続 2 回〕

浄化槽設置にかかる市民の費用負担を軽減し、浄化槽の普及を図るため、補助率の嵩上げや補助対象範囲の拡大等、浄化槽整備に係る財政措置の拡充を強く要請する。

~~また、浄化槽維持管理費に関しても下水道使用料との差があり、不公平が生じていることから、適正な浄化槽維持管理を実施してもらうための維持管理費に対する財政措置の制度を創設すること。（佐世保市）~~

(資料 1-3 参照)

(説明)

賛同する（長崎市ほか全市）

- ・環境省において浄化槽の維持管理費に対する補助制度が追加されることから、「維持管理費に対する財政措置の制度創設」の箇所を削除するもの。（佐世保市）

5. 公共下水道への財政措置の拡大について〔継続 6 回〕

(1) 公共下水道事業への財源確保について

下水道事業を計画的、継続的に遂行するためには、多額の財源が必要であることから、財政的な支援を図るよう要望する。特に、近年災害が激甚化・頻発化していることから、地震対策、浸水対策、老朽化対策等を重点的に支援するとしている防災・安全交付金予算を十分かつ安定的に確保すること。

(2) 下水道施設への接続率向上について

下水処理施設等の整備が年々進められ下水道事業の普及が進んでいる中、施設の適正な維持管理を図る上で利用者の接続率の向上は重要な課題である。

国の社会資本整備総合交付金は未普及対策を重点的に支援するとされており、その効果促進事業では、各戸排水設備の設置等についても加入促進事業への充当が可能とされているが、下水道整備が完了している自治体においても交付金の活用ができるよう新たな交付金の創設等、接続率の向上を図るための財政支援措置の拡充を講じること。

(資料 1-4 参照)

(3) 下水道事業に係る現行の国庫補助制度の堅持について

財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会において、下水道事業に係る現行の国庫補助制度について、水道事業の補助制度等を参考に見直しの議論がなされ、平成 29 年 12 月 22 日、国土交通省から下水道事業に係る社会資本整備総合交付金等の予算配分の考え方として、「アクションプランに基づく下水道未普及対策事業」、「下水道事業計画に基づく雨水対策事業」等の事業については重点化の方針が示された。下水道は、公共用水域の水質保全や浸水の防除を受けもつ、極めて公共性の高い社会資本であることから下水道法においても明確に施設の設置そして改築に対して、国が地方公共団体に補助できるとされており、その国庫補助金は、地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理されている。

また、平成 5 年度には下水道事業を含む公共事業に係る補助率等が閣議了解で恒久化されており、下水道事業を実施する地方公共団体は、恒久化され

た補助率の下での国庫補助制度を前提とし、下水道の管理運営を行っている。

こうした下水道の特性を鑑み、下水道事業を継続的かつ計画的に遂行するために、現行の国庫補助制度を堅持すること。

6. 廃棄物処理対策の強化について〔継続1回〕

（1）廃棄物処理施設等について

- ① 旧焼却施設は、老朽化が進むことにより倒壊や環境汚染の恐れが高まることから、早急な解体撤去が必要である。施設の解体撤去工事は多額の費用を要するが、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない工事は国の循環型社会形成推進交付金の対象とはならないことから、厳しい財政状況の中、市単独事業として実施が困難であるのが現状である。

今後、特に市町村合併により廃止した旧焼却施設の老朽化がさらに進むなど、環境汚染のリスクが高まることから、早急な解体撤去を行うことができるようにするため、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事についても交付金の対象とすること。

また、し尿処理施設の解体撤去工事においても、同様の財政措置を講じること。

- ② 一般廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業に対する循環型社会形成推進交付金の交付要件は、二酸化炭素排出削減をするものに限定されており、延命化や施設の機能回復のための基幹的設備改良については交付の対象となっていない。

また、特にマテリアルリサイクル推進施設は、循環型社会の形成及び推進をしていくうえで重要な施設であることから、施設の延命化等の基幹的設備改良についても交付要件を緩和し財政措置の対象とすること。

- ③ 多額の建設費用を要する一般廃棄物処理施設については、循環型社会形成推進交付金が事業費に応じた要望額どおり交付されなければ、厳しい財政状況の中、適正な廃棄物処理事業の遂行が困難になる可能性がある。また、施設建設に対する地元住民との合意を得た中で、財源の不足により施設建設の遅れなどが生じることになれば、信頼を損なう恐れがあり、それがひいては市民生活に影響を及ぼす懸念がある。

一般廃棄物処理施設の建設等を適切に進め、一般廃棄物処理事業の計画的な実施が可能となるよう、予算確保を図り、循環型社会形成推進交付金制度の安定化を図ること。

(2) 循環型社会の構築について〔新規〕（長崎市ほか全市）

① 小型家電再資源化における地域間格差の是正について

小型家電リサイクル制度による市町村から認定事業者への引渡しにおいて、全国的には有償で引き受ける事例が多い中、長崎県内特有の離島が多い等地理的な条件や廃プラスチック等残渣の処理費用の高騰により希少金属等の売却を上回る処理費用が生じる結果、逆有償での引渡しとなり、自治体の経済的負担が生じ、小型家電リサイクルの促進に支障をきたしている。

については、同じ小型家電のリサイクルに際して、有償で引き取られる地域との格差を是正するため、国又は製造者の責任による新たな補助制度等、逆有償となる自治体に経済的な負担が生じることのないような制度を創設すること。

② プラスチック資源の再商品化に対する支援制度の拡充について

プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る経費については、特別交付税措置を行ってもなお自治体の費用負担が過大となることから、更なる財政措置を講じること。

③ 再商品化製品の利用促進について

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に対応したプラスチック資源のリサイクル等新たな品目のリサイクルや既存品目の資源化量の増加を図るうえで、処理費用が大きな支障となる。

処理費用は、処理後の再商品化製品の取引価格に左右され、再商品化製品の需要が高まることで、処理費用の低減につながる。

については、再商品化製品を原料として新たな製品を製造する者に対して原料の使用率の目標値を設定するなど、循環経済が成り立つ制度を構築し、再商品化製品の利用を促進すること。

(説明)

提言する（長崎市ほか全市）

- ・ ①携帯電話及びパソコン等の小型家電については有償引渡しとなっているものの、それよりも大きいオーディオやプリンター、掃除機や調理家電等は廃プラスチックの処理費用が希少金属等の売却額を上回ることや運搬費用が嵩むことにより、逆有償での引渡しとなっており、市の財政負担が大きくなっている。
- 長崎県は離島地域が多く地理的制限が大きいため、運搬費用等が嵩み、全市において逆有償引渡しが行われており、全国の他地域との格差が生じているため、格差是正のための制度の創設を要望するもの。

- ・②特別交付税の算定基礎となっているが、新たにプラスチック資源のリサイクルを開始するために増となる費用の全額を補償するものではないため、更なる財政措置を講じるよう要望するもの。
- ・③再商品化に向けた処理費用は再商品化後の製品の需要によって増減するが、現在は供給過多の状況にあり高額となっている。そこで、再商品化製品を原料として新たに製品を製造する者に対して、原料の使用率の目標値を設定することで、再商品化製品の利用を促進し、処理費用の低減につなげるといった、循環経済が成り立つ制度の構築を要望するもの。（長崎市）

7. 海岸漂着物対策の財政支援措置について〔継続6回〕

（1）財政支援の継続について

海岸漂着物処理推進法第29条に規定する「離島地域の処理経費に対する特別の配慮を行う」に基づき、海岸漂着物処理については、補助率10分の10の全額国費により賄われていたが、平成27年度から実施されている「海岸漂着物等地域対策推進事業」では、漂流ごみ・海底ごみの回収処理について、新たに補助対象に加えられたものの、その補助率が引き下げられた。

よって、「海岸漂着物等地域対策推進事業」についても、従前の補助率10分の10に戻し、全額国費による対応とすること。

（資料1-5 参照）

（2）支援措置の拡充について

海岸漂着物の効率的な処理を行うため、必要な処理施設の整備に対する支援措置の拡充を図るとともに、技術開発に関する支援措置を講じること。

8. 治水事業に対する財政措置等について〔継続1回〕

（1）河川の定期的な除草及び浚渫について

国及び県が管理する河川については、河川内に土砂などが堆積し、草木が繁茂している現状があることから、通水阻害に対する住民の不安意識は高く近年頻発している集中豪雨による河川氾濫や浸水被害が懸念されている。ついては、治水事業の一環として河川の定期的な除草や浚渫を行うこと。

（2）治水事業に係る財政支援について

近年の頻発する集中豪雨による、河川氾濫や浸水被害が懸念されている中、国においては、令和6年度までの時限措置として、緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川等に係る浚渫について、特例債を活用できる地方財政措置「緊急浚渫推進事業」を進めている。また、災害の発生や拡大防止を目的として実施している河川改修などの地方単独事業を対象とした

「緊急自然災害防止対策事業」についても、令和7年度までの時限措置として進めている。~~を創設した。~~

しかしながら、自治体が管理している準用河川や普通河川の箇所は多く、継続的に実施する必要がある。よって、国においては、~~河川浚渫事業に対する財政措置を講じるとともに、防災の観点からの治水事業全般に係る治水事業全般に対する自治体への継続的な財政措置の拡充~~を図ること。（諫早市）

（資料1-6 参照）

（説明）

賛同する（長崎市ほか全市）

- ・ 令和3年に創設された「緊急自然災害防止対策事業」について追加するとともに、令和7年度までの期限付き事業であり、令和8年度以降は一般財源のみで継続して行かなければならず、対応が非常に困難となることを踏まえ、継続的な財政措置を要望する旨の文言修正を行うもの。（諫早市）

9. 地方バス路線維持対策について〔継続3回〕

（1）補助要件の緩和について

平成23年度から「地域公共交通確保維持改善事業」を創設し、支援の充実が図られているが、地域間幹線系統路線及び地域内フィーダー系統路線の補助要件及び補助対象経費の緩和等、市町村が実施する路線撤退後の交通手段確保に対する財政措置の充実・強化を図ること。

また、地域内フィーダー系統確保維持改善事業の市区町村毎の国庫補助上限額の引上げ等補助要件の緩和を図ること。

（2）バス料金の低廉化について

バスの利用拡大及びバス事業者の経営改善のため、路線バスの運賃についても、有人国境離島法の航路運賃の低廉化と同様にJR並み運賃となるように支援できる制度を構築すること。

（3）特定有人国境離島地域の赤字路線バスに対する補助の特例措置について

特定有人国境離島地域の赤字バス路線に対する補助について、地域公共交通確保維持改善事業における補助が受けられるよう特例措置を講じること。

（4）バス事業者の慢性的な運転手不足の解消について

人口減少や高齢化により、公共交通ネットワーク構築の必要性が高まっているが、公共交通の担い手となる運転手が慢性的に不足している。公共交通ネットワークの維持、サービス低下を防ぐため、給与・労働条件の待遇改善や大型二種免許の取得など、運転手の確保、育成につながる支援制度を構築

すること。

(資料 1-7 参照)

(5) コミュニティバス等の交通手段の確保に対する支援について〔新規〕(島原

市、佐世保市、諫早市、大村市、平戸市、対馬市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市)

バス路線の撤退後など、地方自治体が地域の実情に応じて独自に運行するコミュニティバスなどの維持・確保に必要な運行費用及び車両の導入・更新に係る費用に対し、現状に対応した既存補助制度の見直しや新たな国の補助制度を創設すること。

(説明)

提言する(島原市、佐世保市、諫早市、大村市、平戸市、対馬市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市)

- ・バス路線は、地域住民の生活を支える重要な公共交通機関であるが、利用者の大幅な減少や昨今の燃料費高騰に加え、運転手不足の深刻化により減便や路線の廃止が相次いでおり、路線撤退後は、地方自治体が地域の実情に応じて独自にコミュニティバス等を運行するなど、地域住民の日常生活に必要な移動手段を確保している。しかし、既に事業を開始している交通不便地区への取組に対しては、既存の補助制度では対象外となり、国庫補助を受けることができない現状にあることに加え、バス路線の廃止地域の拡大や、燃料費の高騰、人件費の上昇及び車両の更新などにより、年々自治体の財政負担が拡大している。
- また、近年、AIを活用したフルデマンド型のコミュニティバス(区域運行)を導入する地方自治体が急増しているが、運行費用については特別交付税の算定対象にはなるものの、生活バス路線の損失補填のような目に見える形での国の直接的な補助金や車両更新に係る支援がない状況にあり、バス事業者に代わりこれまで地方自治体が支えてきた地域住民の移動手段の維持・確保が困難になっているため、現状に対応した既存補助制度の見直しや新たな国の補助制度の創設を要望するもの。

(島原市)

10. 水道事業に対する財政措置の強化について〔継続 6 回〕

(1) 再構築事業及び耐震化事業について

近年の水道事業は、高度経済成長期に整備された管を含む施設が一斉に法定耐用年数を迎え、更新需要の増大が見込まれている。また、東日本大震災や熊本地震など大規模地震が発生し、大きな被害をもたらしており、地震に備え、施設や管路の耐震化も喫緊の課題となっている。老朽化した施設の更新や耐震化については多額の費用を要し、人口減少に伴う収益減少等による厳しい財政状況等の理由から管路の経年化率は上昇する一方で、耐震化は思うように進んでいないのが現状であることから、水道基幹施設の

再構築事業に対しては、浄水施設・送水施設等を始め、老朽化した施設や管の更新事業を含めた、耐震化事業に対する補助採択基準の拡大及び補助率の向上を行うこと。

(資料 1-8 参照)

(2) 水道未普及地域解消事業について

本県の水道普及率は 99.1% (令和 3 年度末時点) と高いものの、全域的に平地が少なく山間部に人家が散在する等、多くの条件不利地を抱えており、そこで暮らす住民は未だ水道を利用できず表流水や地下水や井戸水等を水源とした不安定な飲料水に頼らざるを得ない生活を余儀なくされている。

~~する~~このような水道未普及地域では、近年の異常気象や土砂災害、鳥獣被害等により水源の~~が~~枯渇、水質悪化や管理住民の高齢化などにより、水道施設の整備が必要となる事態に直面して~~する状況が生じている~~。

~~このため~~については、厳しい財政状況にある市町の実情を考慮し、水道未普及地域の早期解消を図り、公衆衛生の向上及び生活環境の改善に資するため、水道未普及地域解消事業に対する補助採択基準の~~拡大緩和~~及び補助率の向上について、特段の配慮がなされることを要請する~~を行うこと~~。(平戸市)

(説明)

賛同する (長崎市ほか全市)

- ・ 山間部で人家が散在している地域における、実情をより詳細に伝えるため、文言を修正するもの。(平戸市)

11. 急傾斜地崩壊対策事業に対する財源確保等について [継続 1 回]

国においては、社会資本整備重点計画に基づき重点的かつ効率的に事業を進めることとしているが、近年の「局地化・集中化・激甚化」した気象状況に鑑み、がけ崩れの災害から国民の生命・財産を守るため、所要の財源の確保と事業採択要件の緩和について、格別の配慮がなされることを要請する。

~~市町村分についても対象事業として拡充されたが、期限付きであるため、継続的な制度として格別の配慮がなされることを要請する。~~

また、緊急自然災害防止対策事業債においては、市町村施工主体分についても対象事業として拡充されてはいるが、期限付きであるため、市町の継続した安定的な財源確保の観点から、新たな制度として確立されるよう格別な配慮がなされることを要請する。(対馬市)

(資料 1-9 参照)

(説明)

賛同する（佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市）

- ・急傾斜地崩壊対策事業への財源確保に関する要望について、分かりやすく具体的な表現に修正するもの。（対馬市）

12. 離島航路事業に対する財政支援の拡充等について〔継続 1 回〕

（１）補助制度の柔軟な対応等について

地域公共交通確保維持事業の離島航路運営費等補助においては、事前算定方式による内定制度が採用されているが、事前算定時には計上されていなかった船舶の突発的な故障等、想定外の経費についても、補助の対象とするなど、各航路の実態に沿った柔軟な対応を行うこと。

また、今後も更に離島航路補助への十分な財源を確保するとともに、ジェットfoilや海上運送法第 20 条第 2 項に規定する人の運送をする不定期航路事業などについて離島航路補助制度を適用するよう見直しを行うこと。

（２）旅客運賃低廉化の対象拡大について

旅客運賃の低廉化については、有人国境離島法（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法）の対象地域に限らず全ての離島航路について JR 等本土交通機関を比較基準に見直し、支援制度の拡充を図ること。

また、離島住民だけでなく、観光客など離島航路を利用するすべての者に運賃低廉化が適用されるよう制度の拡充を図ること。

（３）貨物輸送運賃の低廉化について

本土離島間における貨物輸送運賃の低廉化について、輸送コスト支援事業の対象品目を増やすなど支援制度の拡大を図ること。

また、本土から離島へ生活物資などを輸送する際にも、貨物輸送運賃が低廉化されるよう新たな支援制度を創設すること。

（４）貨物航路の安定的な運航について

ガソリン、プロパンガスなど住民の生活必需品を輸送する貨物航路について、航路変更又は廃止の場合における事前届け出の義務付けなど、航路の安定的運航の確保のために必要な法整備を行うこと。

（５）離島航路における海上高速交通体系の維持について

離島航路は人・物の流通手段として生活及び産業経済活動に欠くことので

きない重要な役割を果たしている。

特に、ジェットfoilは、高速かつ大量輸送が可能で住民にとって必要不可欠な存在となっている。

県内の離島航路に就航しているジェットfoilは、船齢がいずれも30年以上経過しており、更新時期を迎えているが、導入当時に比べ建造費が大幅に高騰しており、厳しい経営環境にある航路事業者の負担のみでジェットfoilの更新を行うことは困難な状況にある。

ジェットfoilの建造については、重要性をご理解いただき、建造が促進されるよう、改正離島振興法に基づき、高速度で安定的に航行することができるものその他の船舶の新造及び更新にかかる支援制度の創設を含めた航路事業者の負担軽減対策を早急に講じること。

(6) 有事における離島航路の維持について

本土と離島を結ぶ基幹航路は、島民の暮らしにおける命綱であり、観光事業など島の経済活動にも必要不可欠なものであることから、今般の新型コロナウイルス感染症の経験を活かし、将来的にも起こりうる有事の際にも、離島の基幹航路を公共交通機関として継続的に維持・確保できるよう、恒常的な支援制度を講じること。

(資料 1-10 参照)

13. 離島航空路線の維持について〔継続5回〕

本土と離島を結ぶ航空路は、島民にとっての命綱であり、市民生活はもちろんのこと、島の経済に多大な影響のある観光事業を始め、様々な経済活動に必要な不可欠なものであることから、今般の新型コロナウイルス感染症に限らず、将来的にも起こりうる有事の際にも、離島の航空路を公共交通機関として継続的に維持・確保できるよう、恒常的な支援制度を講じること。

(資料 1-11 参照)

14. 離島地域における燃油コスト等の格差是正について〔継続6回〕

離島のガソリン価格については、平成23年度から離島のガソリン流通コスト対策事業による補助制度が設けられ、補助単価の見直しも行われているが、依然として本土との価格差が大きい状況が続いている。

離島のように自家用車に大きく依存している地域においては、島民生活において大きな負担となっている。また、産業経済活動においてもガソリン価格差によるコスト増を販売価格等に転嫁できないため、本土との厳しい競争を余儀なくされている。

こうした状況を鑑み、地方財政に影響を及ぼさないよう配慮した上で、格差

是正のための制度の見直しと、離島における揮発油税ガソリン税の減免等、新たな制度の早期創設に向けて、特段の措置を講じるよう強く要請する。

(資料 1-12 参照)

15. 半島航路の維持・確保について〔継続 1 回〕

国においては、半島航路の安定的な運航の確保を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

(1) 価格競争力を維持するための公的支援措置の実施

陸上交通と同等の経費水準への運賃割引等の取組に対する財政支援制度の創設や、船舶建造費・改修費への助成による航路運賃の低廉化などを実施すること。

(2) 船舶の燃料効率の改善など経営基盤の強化策の実施

省エネ化に資する改造等に対する更なる支援や、運航に要する船舶整備等に対する支援制度の創設又は運航欠損額に対する支援制度適用への支援などを実施すること。

(3) 貨物や人の輸送手段の転換を図ることを促進するための施策の充実

モーダルシフトの取り組みに対する支援など、施策の充実を図ること。

(4) 地方が実施する港湾使用料減免等の支援策に対する財政措置

減免額相当分に対する支援や、半島地域以外の対岸自治体への航路の確保維持に係る財政支援制度の創設などを行うこと。

(5) アフターコロナの旅行消費の掘り起こしを行うための施策の拡充

コロナで観光消費が落ち込んでいる半島地域に対する、食のブランド化の推進や旅行支援の造成など、地域の魅力の掘り起こしや来訪を促す施策の拡充を図ること。

(6) 燃油価格高騰の影響を受けている船舶事業者に対する公的支援の実施

燃油価格や物価高騰により運航コストが増大している船舶事業者に対し、事業継続を図るため公的支援を実施すること。

(資料 1-13 参照)

16. 世界遺産保護のための財政支援措置について〔継続 4 回〕

長崎県内には、平成 27 年に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」と平成 30 年に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の 2 つの世界遺産がある。

これら世界遺産の保護を万全なものにするため、世界遺産の構成資産の修

復・公開・活用のための整備及びガイダンス施設等の整備に対し、優先的な財政支援措置を講じること。

(資料 1-14 参照)

17. 市街地再開発事業に対する財政支援措置について〔継続 4 回〕

市街地再開発事業は、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、老朽建築物の建替えによる大震火災等の災害の抑制につながることであり、地方都市における安全で快適な生活環境の実現、都市活力の維持・向上に寄与する一方で、財政負担も非常に大きく予算措置に苦慮しているため、必要な財源の確保を行うこと。

18. 大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について〔継続 1 回〕

平成 28 年 4 月の熊本地震を教訓とし、昭和 56 年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の本庁舎や総合支所等については、早期に建替えを実施する必要がある。

しかしながら、新庁舎や総合支所等の整備は、財政負担が大きく、また、市民合意を含めた十分な準備期間と余裕をもった設計期間を必要とする。

については、大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る恒久的な財政支援制度を新たに創設すること。

19. 公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）の期間撤廃について〔継続 4 回〕

公共施設の計画的な管理を進める中で、道路等の社会基盤施設（インフラ）等の老朽化対策が全国的な課題となっており、インフラの長寿命化対策に向けた財政措置として、社会資本整備総合交付金や公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）等が講じられている。

このうち、インフラの長寿命化事業を対象とした公共施設等適正管理推進事業債について、平成 29 年度から令和 3 年度までの時限措置が令和 8 年度までの 5 年間延長されたところだが、長寿命化事業は計画的・継続的な取り組みが必要である。

このことから、早期に公共施設等適正管理推進事業債の期間を撤廃し、継続的な長寿命化事業への取り組みが可能となるようにすること。

20. ふるさと納税に係る返礼品について〔継続3回〕

平成31年4月の地方税法改正に伴うふるさと納税制度に関する規制の中で、寄附額に占める経費率5割以下と定められた。この経費率には、返礼品の送料も含めることとされているが、関東からの寄附が半数を占める現状の中で、地方と関東近県とでは送料に大きな差がある。このことから、当該送料に関しては経費率の対象から除外すること。

21. 自治公民館等の避難所整備に係る財政支援制度の創設について〔継続6回〕

避難所開設においては、ウイルス等の感染症発生により、3密を避けるために分散避難が重要となり、より多くの避難所確保が求められている。

従来の公設避難所での受け入れには限界がきているため、地区所有の自治公民館など民間施設を活用できるように、避難所として安全性確保に向けた施設の改修費用に対する補助制度を創設すること。

22. デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ）の自由度向上について〔継続6回〕

デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する観点から、従来の地方創生関係交付金を再編し、「デジタル田園都市国家構想交付金」が創設されたが、同交付金の地方創生拠点整備タイプにおいて行われる地方創生に資する先導的な施設整備等への支援については、一般に複数年の事業期間を要することから、十分な執行期間を確保できるよう、地方が必要とする総額を当初予算において確保するとともに、補正予算分についても複数年にわたる施設整備事業が可能となるよう採択要件の緩和を図ること。

23. 犯罪被害者等支援の充実について〔継続6回〕

国の犯罪被害者等給付金については、給付申請から給付までに時間がかかっていることから、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、早期に支給できるよう、更なる運用改善を図ること。

24. ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について〔継続4回〕

ゼロカーボンシティの実現に向け、市民・事業者・行政が一丸となった取組みが求められている中で、再生可能エネルギー導入拡大をはじめとする各分野

の脱炭素社会の実現には、複数年にわたり「まちづくり」として一体的に実施する必要がある。

脱炭素社会の実現に向けた取組みを継続的かつ着実に推進するため、次の事項について財政支援の拡充等を図ること。

- (1) 既存の補助制度は、単年度ごとに補助対象が見直しとなり、複数年にわたる長期的な計画を立て機動的に取り組むことが困難となっている。また、脱炭素先行地域では複数年にわたる継続的、包括的な支援がなされる仕組みがあるが、ゼロカーボンシティ宣言を行った自治体が~~930~~1,000以上ある中では選定数が限られている。

このことから、省エネルギーの更なる推進や再生可能エネルギーの導入・拡大など、地域の特性や実情に応じた脱炭素地域づくりに取り組む自治体を多年度にわたり安定的に支援できるよう、総合的な財政支援の拡充を図ること。（長崎市）

（説明）

賛同する（佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市）

・時点修正を行うもの。（長崎市）

- (2) 地方財政計画において、各自治体を実施する脱炭素化に係る財政需要を適切に見込み、全ての自治体が脱炭素化に向けた取組みを着実に行うことができるよう、必要な一般財源を確保すること。
- (3) 地域の脱炭素化の推進については、地域の現状、特性を踏まえた政策立案が必要であり、専門的知見を有する人材の確保・育成が課題となっている。令和4年度より地方創生人材支援制度においてグリーン専門人材の派遣が行われているが、これは主にマッチング支援であり自治体側の費用負担も大きいことから、国において地域の特性に応じたきめ細やかな対応を行う相談窓口の設置や、更なる人材育成支援の充実を図ること。

県内各市のゴルフ場利用税交付金の現状

(単位:千円)

団体名	令和3年度	令和4年度
長 崎 市	49,308	52,377
佐 世 保 市	40,790	42,054
島 原 市	0	0
諫 早 市	43,204	39,486
大 村 市	21,177	21,186
平 戸 市	0	0
松 浦 市	0	0
対 馬 市	0	0
壱 岐 市	2,292	2,236
五 島 市	4,677	4,905
西 海 市	28,347	29,622
雲 仙 市	10,089	11,154
南 島 原 市	7,456	7,315
県内13市の合計	207,340	210,335

消費者行政の状況調査

	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
推計人口(R5.12.1)	393,112	233,459	41,470	131,689	96,760	27,537	20,069	26,577	23,292	32,582	24,631	39,574	39,438
世帯数	186,509	103,322	17,087	54,606	41,081	11,770	8,658	12,361	9,488	16,231	10,931	15,353	15,752
(1)令和5年度消費者センター職員数(人)	27	8	3	5	6	5	2	3	1	5	2	5	7
(2) (1)うち、消費者行政に関する業務を行っている職員数(人)	11	8	3	5	6	3	2	2	1	2	2	4	6
(3) (2)うち、消費生活相談員数(人)	5	3	2	2	4	2	1	1	1	2	2	2	2
(4) (3)うち、資格保有者数(人) ※1	5	1	1	2	2	1	1	0	1	2	1	2	1
令和5年度消費者行政に関する予算額(正規職員の 人件費、計量行政費は除く)(千円)	41,968	14,374	6,887	13,724	14,004	4,698	6,041	3,966	4,311	8,143	6,092	7,725	7,136
特定財源:消費者庁基金(交付金)からの 充当等(千円)	6,532	604	813	654	4,830	50	398	1,766	802	4,093	251	1,930	546
(対予算の割合)	15.56%	4.20%	11.80%	4.77%	34.49%	1.06%	6.59%	44.53%	18.60%	50.26%	4.12%	24.98%	7.65%
うち消費者行政推進補助金により 相談員の人件費に充当する額(千 円)	0	0	0	0	3,552	0	0	1,589	0	3,354	0	1,164	0
(対予算の割合)	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	25.36%	0.00%	0.00%	40.07%	0.00%	41.19%	0.00%	15.07%	0.00%
一般財源(千円)	35,309	13,770	6,074	13,019	9,174	4,648	5,643	2,200	715	4,050	5,841	5,795	6,563
(対予算の割合)	84.13%	95.80%	88.20%	94.86%	65.51%	98.94%	93.41%	55.47%	16.59%	49.74%	95.88%	75.02%	91.97%
消費生活相談員報酬(含む共済費)(千円) 【補助金＋一財】	19,450	11,417	5,838	5,525	12,165	4,174	2,723	3,178	2,794	6,712	5,334	6,307	5,610
(対予算の割合)	46.34%	79.43%	84.77%	40.26%	86.87%	88.85%	45.08%	80.13%	64.81%	82.43%	87.56%	81.64%	78.62%
4年度相談件数(件)	2,866	1,796	434	823	775	242	148	50	90	239	95	267	241
3年度相談件数(件)	2,925	1,835	475	724	653	256	195	44	72	236	114	286	270

※1 資格とは、①消費生活相談員 ②消費生活専門相談員 ③消費生活アドバイザー ④消費生活コンサルタント を指す。

※2 壱岐市は、消費生活相談員報酬を消費者行政ではなく通常の人事予算から支出している。

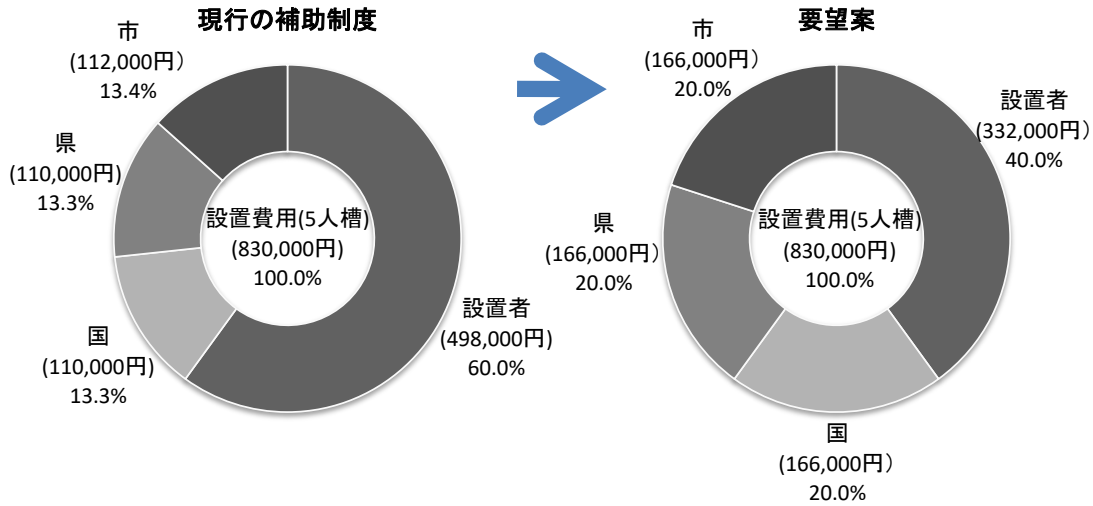
令和4年度 長崎県内(13市)における浄化槽基数等

市名	浄化槽基数(R5.3.31現在)									令和4年度実績	
	住宅用途(基数)			住宅用途以外(基数)			合計			国庫補助 基数	国庫補助 対象経費 (千円)
		合併	みなし		合併	みなし		合併	みなし		
長崎市	2,768	2,444	324	456	311	145	3,224	2,755	469	20	7,820
佐世保市	13,339	10,086	3,253	1,984	1,048	936	15,323	11,134	4,189	208	91,298
島原市	6,632	5,843	789	1,162	938	224	7,794	6,781	1,013	286	174,672
諫早市	7,623	7,153	470	1,036	704	332	8,659	7,857	802	116	46,617
大村市	1,229	1,196	33	258	208	50	1,487	1,404	83	10	4,188
平戸市	3,675	3,034	641	661	408	253	4,336	3,442	894	82	42,541
松浦市	1,559	1,410	149	352	219	133	1,911	1,629	282	37	3,817
対馬市	1,998	1,806	192	319	102	217	2,317	1,908	409	32	18,975
壱岐市	2,548	2,416	132	350	271	79	2,898	2,687	211	70	34,172
五島市	8,803	7,269	1,534	988	470	518	9,791	7,739	2,052	271	163,042
西海市	2,451	2,370	81	701	569	132	3,152	2,939	213	33	12,295
雲仙市	3,423	3,152	271	535	384	151	3,958	3,536	422	98	48,413
南島原市	5,514	4,801	713	60	43	17	5,574	4,844	730	135	68,351
合計	61,562	52,980	8,582	8,862	5,675	3,187	70,424	58,655	11,769	1,398	716,201

○浄化槽設置整備事業の補助制度概要

現行の補助制度

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	60.0%	13.3%	13.3%	13.4%	40.0%
5人槽	830,000 円	498,000 円	110,000 円	110,000 円	112,000 円	332,000 円
6～7人槽	1,035,000 円	621,000 円	138,000 円	138,000 円	138,000 円	414,000 円
8～10人槽	1,370,000 円	822,000 円	182,000 円	182,000 円	184,000 円	548,000 円



要望案

補助基準額の引き上げ

補助基準額 (40% → 60%)

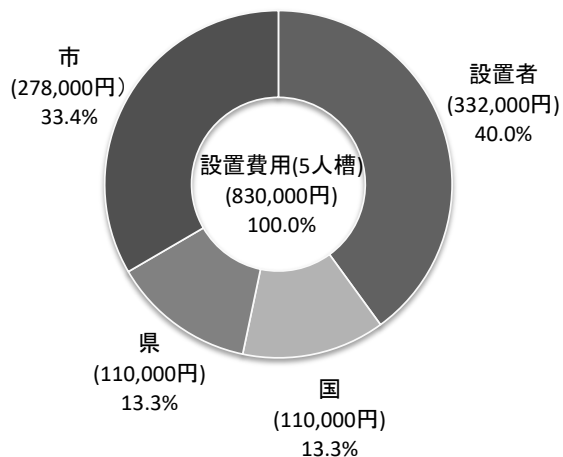
補助率 (補助基準額の1/3)

※ 補助基準額は、国+県+市

【参考】佐世保市の補助制度（申請者居住住宅 改築の場合）

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	40.0%	13.3%	13.3%	33.4%	60.0%
5人槽	830,000 円	332,000 円	110,000 円	110,000 円	278,000 円	498,000 円
6～7人槽	1,035,000 円	414,000 円	138,000 円	138,000 円	345,000 円	621,000 円
8～10人槽	1,370,000 円	548,000 円	182,000 円	182,000 円	458,000 円	822,000 円

佐世保市の補助制度（改築の場合）



佐世保市浄化槽設置補助金額(国+県+市)

(単位:千円)

通常 人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	498	374	249	187
6～7人槽	621	466	311	233
8～50人槽	822	617	411	309

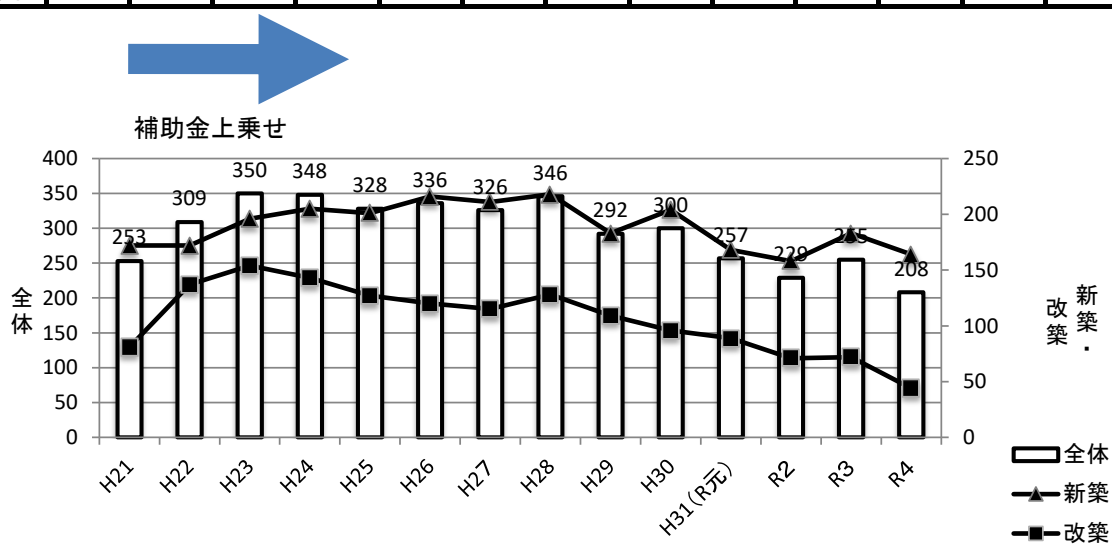
(単位:千円)

高度 人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	526	402	263	201
6～7人槽	669	514	335	257
8～50人槽	859	654	430	327

◎平成22年度から補助金を上乗せした結果

(単位:基)

結果	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度(R元)	R2年度	R3年度	R4年度
補助基数	253	309	350	348	328	336	326	346	292	300	257	229	255	208
うち改築	81	137	154	143	201	120	115	128	109	96	89	71	72	44
うち新築	172	172	196	205	127	216	211	218	183	204	168	158	183	164



資料1-4

公共下水道事業概要(R5.3.31現在)

項目	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
(1) 行政区域内人口(人)(A)	398,747	237,686	42,765	134,380	98,120	28,910	21,182	27,854	24,578	34,542	25,620	41,447	42,178
(2) 下水道処理区域内人口(人)(D)	376,668	144,093	計画廃止	90,774	88,603	未着手	5,194	未着手	3,390	計画廃止	3,323	13,713	5,536
(3) 水洗便所設置済人口(人)(E)	366,521	133,604		77,811	87,023		3,915		1,949		2,341	9,159	3,549
(4) 全体計画面積(ha)(H)	6,914	4,211		3,437	2,933		424		188		136	611	225
(5) 普及率													
ア 下水道普及率 $D/A \times 100(\%)$	94.5	60.6		67.6	90.3		24.5		13.8		13.0	33.1	13.1
イ 接続率 $E/D \times 100(\%)$	97.3	92.7		85.7	98.2		75.4		57.5		70.4	66.8	64.1
(6) 総事業費(千円)(J)	345,916,112	139,007,064		104,512,783	81,450,358		8,769,278		6,676,716		8,716,942	22,122,044	13,764,945
同上財源													
ア 国庫補助金(千円)	113,614,067	52,758,536		34,302,212	29,709,695		3,642,508		2,946,650		3,926,739	9,506,939	5,889,991
イ 企業債(千円)	183,927,953	72,055,340		52,446,366	41,585,859		4,168,500		3,053,000		3,997,483	9,968,500	5,655,400
ウ 受益者負担金(千円)	4,284,772	3,938,019		5,058,942	2,720,979		123,962		90,673		77,837	153,993	172,943
エ その他(千円)	44,089,320	10,255,169		12,705,263	7,433,825		834,308		586,393		714,883	2,492,612	2,046,611
同上のうち使途内訳													
ア 管きょ費(千円)	202,945,368	91,066,017		73,201,621	56,053,450		6,965,612		4,206,514		6,327,069	13,963,192	7,167,606
イ ポンプ場費(千円)	20,611,519	5,886,630		4,194,642	4,652,232				203,423			921,397	1,616,012
ウ 処理場費(千円)	107,529,734	40,080,037		20,954,061	20,135,868		1,770,801		2,248,079		2,389,873	6,808,854	3,907,577
エ 流域下水道建設費負担金(千円)				4,553,412	285,099								
オ その他(千円)	14,829,491	1,974,380		1,609,047	323,709		32,865		18,700			428,601	1,073,750
(7) 補助対象事業費(千円)(K)	213,463,314	0		68,647,231	54,254,996		6,909,769		6,641,316		7,926,689	17,962,151	11,612,705
(8) 補対率 $K/J \times 100(\%)$	61.7	0.0		65.7	66.6		78.8		99.5		90.9	81.2	84.4
(9) 下水管布設延長(km)	1,845	707		539	518		48		43		46	177	72
(10) 終末処理場数(ヶ所)	11	4		5	1		1		2		2	4	2
(11) 計画処理能力($m^3/日$)(L)	145,700	101,500		35,680	51,600		6,100		2,740		3,500	10,550	2,700

※算定根拠: 令和4年度決算統計(令和5年3月31日)

海岸漂着物対策の財政的支援措置に関する資料

市 名	事 業 費 （千円）			備 考
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	
長崎市	事業なし	9 5 0	9 6 2	
佐世保市	1 3, 1 5 2	1 5, 0 1 3	1 5, 5 1 3	
島原市	2, 6 2 7	2, 4 2 7	2, 4 9 9	
諫早市	事業なし			
大村市	2, 3 1 4	1, 5 7 9	1, 9 7 5	
平戸市	6, 9 3 6	7, 7 5 5	6, 5 7 3	
松浦市	1, 8 5 6	2, 0 8 6	1, 5 3 5	
対馬市	2 7 1, 3 1 3	2 8 4, 7 6 5	2 8 3, 3 6 3	
壱岐市	6 1, 0 9 0	5 0, 7 0 7	5 6, 1 7 8	
五島市	1 1 2, 4 8 1	1 0 4, 1 9 9	1 2 3, 9 3 2	
西海市	事業なし			26 年度まで実施
雲仙市	4, 1 9 3	2, 9 6 2	2, 8 8 4	
南島原市	1, 5 7 2	2, 0 1 0	2, 1 0 7	
合 計	4 7 7, 5 3 4	4 7 4, 4 5 3	4 9 7, 5 2 1	



各市における浚渫事業の現状

市	件 数		事 業 費(千円)	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
長崎市	2	12	1,397	5,187
佐世保市	6	7	32,573	37,678
島原市	0	1	0	18,000
諫早市	27	42	24,870	79,362
大村市	2	7	54,700	120,000
平戸市	3	5	2,599	4,138
松浦市	1	4	301	712
対馬市	38	26	10,670	9,009
壱岐市	4	4	11,319	9,089
五島市	7	8	27,551	24,813
西海市	3	3	9,483	9,718
雲仙市	1	1	2,288	5,113
南島原市	6	27	125,000	210,000
計	100	147	302,751	532,819

※各市実績調査結果による。

(諫早市の場合の状況)



雑草が繁茂し土砂が堆積した河川



浚渫が完了した河川

令和4年度 地方バス路線維持対策に関する自治体補助実績一覧

1. 乗合バス事業者に対する補助

No.	市	国庫補助路線に関する補助		県単補助路線に関する補助		市単独補助路線に関する補助	
		路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)
1	長崎市	8	0	0	0	10	95,913,065
2	佐世保市	1	7,820,000	0	0	7	41,624,000
3	島原市	0	0	1	982,000	9	16,227,000
4	諫早市	9	63,662,000	0	0	71	274,673,000
5	大村市	2	4,679,000	0	0	12	101,045,000
6	平戸市	3	51,785,000	0	0	3	30,504,000
7	松浦市	2	30,664,000	0	0	11	82,516,000
8	対馬市	3	30,135,965	2	4,591,128	25	91,230,557
9	壱岐市	0	0	1	2,708,000	30	75,399,000
10	五島市	3	7,012,720	2	4,448,079	24	96,637,201
11	西海市	1	597,413	0	0	9	80,314,587
12	雲仙市	0	0	0	0	26	24,204,000
13	南島原市	0	0	1	5,107,000	23	49,727,000
合計			196,356,098		17,836,207		1,060,014,410

2. 地域内フィーダー系統確保維持事業

No.	市	車両数	市補助額(円)
1	長崎市	31	21,747,612
2	佐世保市	2	4,376,751
3	島原市	0	0
4	諫早市	0	0
5	大村市	0	0
6	平戸市	0	0
7	松浦市	7	28,671,000
8	対馬市	5	1,536,568
9	壱岐市	0	0
10	五島市	1	3,685,973
11	西海市	0	0
12	雲仙市	0	0
13	南島原市	0	0
合計		46	60,017,904

県内の水道管路の状況

	①上水道 管路延長(m)	②簡易水道 管路延長(m)	①+② ③合計(m)	④耐震適合 管路延長 (m)	④/③耐震 率 (%)
長崎市	2,642,585	－	2,642,585	517,966	19.6%
佐世保市	1,514,082	381,074	1,895,156	244,328	12.9%
島原市	343,565	15,176	358,741	183,223	51.1%
諫早市	1,005,856	41,165	1,047,021	287,497	27.5%
大村市	659,321	－	659,321	109,655	16.6%
平戸市	702,804	－	702,804	118,572	16.9%
松浦市	480,425	－	480,425	23,185	4.8%
対馬市	629,327	－	629,327	21,862	3.5%
壱岐市	887,135	－	887,135	5,557	0.6%
五島市	526,345	80,450	606,795	30,293	5.0%
西海市	662,340	32,139	694,479	27,168	3.9%
雲仙市	545,198	－	545,198	71,903	13.2%
南島原市	874,119	－	874,119	100,607	11.5%
合 計	11,473,102	550,004	12,023,106	1,741,816	14.5%

※ 令和3年度（令和4年3月末現在）長崎県水道事業概要より管路は導水管、送水管、配水管の計
 ※ 耐震適合管路延長（耐震管+耐震適合管）については令和3年度決算による

急傾斜地崩壊対策事業 市別箇所数一覧表

		急傾斜地崩壊危険 区域指定箇所数 (4年5月調査)	令和3年度事業 実施箇所数	県営・県費補助		急傾斜地崩壊危険 区域指定箇所数 (5年5月現在)	令和4年度事業 実施箇所数	県営・県費補助	
1	長崎市	303	34	県営	25	306	35	県営	26
				県費補助	9			県費補助	9
2	佐世保市	203	54	県営	29	215	75	県営	44
				県費補助	25			県費補助	31
3	諫早市	139	6	県営	1	141	7	県営	1
				県費補助	5			県費補助	6
4	大村市	20	0	県営	0	20	0	県営	0
				県費補助	0			県費補助	0
5	島原市	1	0	県営	0	1	0	県営	0
				県費補助	0			県費補助	0
6	松浦市	27	0	県営	0	27	0	県営	0
				県費補助	0			県費補助	0
7	対馬市	78	3	県営	3	85	3	県営	3
				県費補助	0			県費補助	0
8	壱岐市	68	2	県営	2	66	3	県営	2
				県費補助	0			県費補助	1
9	五島市	32	2	県営	2	32	1	県営	1
				県費補助	0			県費補助	0
10	平戸市	59	1	県営	0	60	1	県営	0
				県費補助	1			県費補助	1
11	南島原市	13	0	県営	0	134	0	県営	0
				県費補助	0			県費補助	0
12	雲仙市	40	0	県営	0	40	0	県営	0
				県費補助	0			県費補助	0
13	西海市	94	3	県営	2	93	3	県営	2
				県費補助	1			県費補助	1
合計		1077	105	県営	64	1220	128	県営	79
				県費補助	41			県費補助	49

国内のジェットフォイル（22隻）

【川崎重工製】

**KJ01** 929-117 つばさ

建造: 1989年3月
運航: 佐渡汽船

**KJ02** 929-117 S.I. 友

建造: 1989年6月
運航: 東海汽船

**KJ03** 929-117 ビートル三世

建造: 1989年9月
運航: JR九州高速船

**KJ04** 929-117 べがさす

建造: 1990年3月
運航: 九州商船

**KJ05** 929-117 ビートル

建造: 1990年4月
運航: JR九州高速船

**KJ06** 929-117 ロケット3

建造: 1990年7月
運航: 種子屋久高速船/コスモライン

**KJ07** 929-117 べがさす2

建造: 1990年10月
運航: 九州商船

**KJ08** 929-117 ビートル二世

建造: 1991年2月
運航: JR九州高速船

**KJ09** 929-117 ヴィーナス

建造: 1991年3月
運航: 九州郵船

**KJ10** 929-117 すいせい

建造: 1991年4月
運航: 佐渡汽船

**KJ11** 929-117 レインボージェット

建造: 1991年6月
保有: 隠岐広域連合 運航: 隠岐汽船

**KJ12** 929-117 トッピー2

建造: 1992年4月
運航: 種子屋久高速船/いわさき

**KJ13** 929-117 トッピー3

建造: 1995年3月
運航: 種子屋久高速船/いわさき

**KJ14** 929-117 S.I. 大漁

建造: 1994年6月
運航: 東海汽船

**KJ15** 929-117 ロケット

建造: 1994年6月
運航: 種子屋久高速船/コスモライン

**KJ16** 929-117 S.I. 結

建造: 2020年6月
運航: 東海汽船

【ボーイング製】

**BJ11** 929-115 トッピー7

建造: 1978年6月
運航: 種子屋久高速船/いわさき

**BJ15** 929-115 ぎんが

建造: 1979年11月
運航: 佐渡汽船

**BJ17** 929-115 S.I. 愛

建造: 1980年8月
運航: 東海汽船

**BJ19** 929-115 S.I. 虹

建造: 1981年2月
川崎重工神戸工場にて上架中

**BJ23** 929-115 ロケット2

建造: 1984年6月
運航: 種子屋久高速船/コスモ

**BJ25** 929-117 ヴィーナス2

建造: 1985年4月
運航: 九州郵船

ジェットフォイルの就航状況

(2020年8月 現在)

川崎重工業建造ジェットフォイル

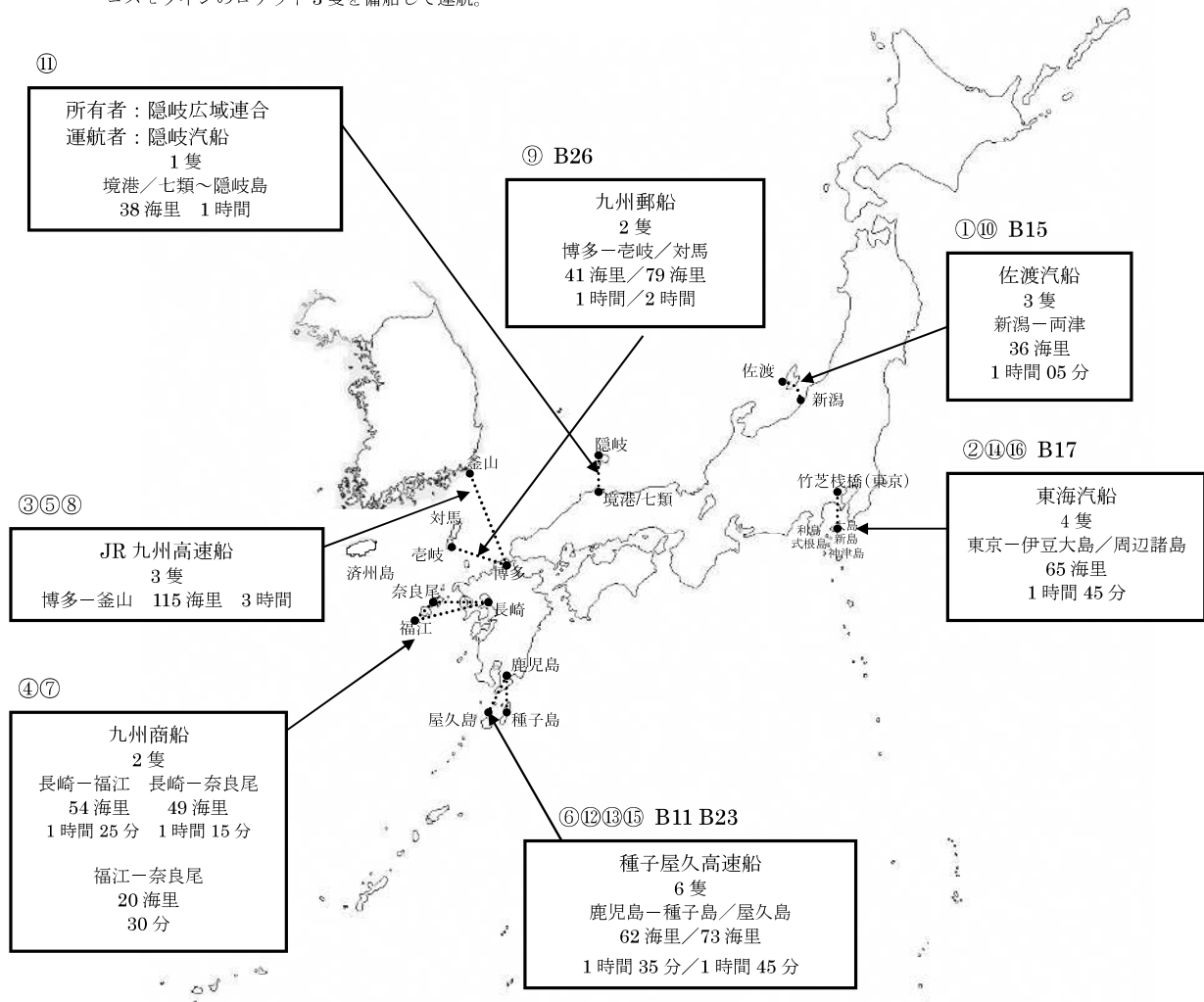
NO.(KJ)	オペレーター	船名	引渡
①	佐渡汽船	つばさ	1989/04/26
②	東海汽船	セブンアイランド友	2013/03/14
③	JR九州高速船	ビートル三世	2001/03/21
④	九州商船	ベガさす	1990/03/06
⑤	JR九州高速船	ビートル	1998/04/02
⑥	種子屋久高速船	ロケット3	2006/04/18
⑦	九州商船	ベガさす2	1997/02/01
⑧	JR九州高速船	ビートル二世	1991/03/25
⑨	九州郵船	ヴィーナス	1991/04/14
⑩	佐渡汽船	すいせい	1991/04/28
⑪	隠岐汽船	レインボージェット	2014/01/07
⑫	種子屋久高速船	トッピー2	1992/04/29
⑬	種子屋久高速船	トッピー3	1995/04/29
⑭	東海汽船	セブンアイランド大漁	2014/12/25
⑮	種子屋久高速船	ロケット	2004/10/15
⑯	東海汽船	セブンアイランド結	2020/06/30

ボーイング社建造ジェットフォイル

NO.(B)	オペレーター	船名	引渡
11	種子屋久高速船	トッピー7	2003/12月
15	佐渡汽船	ぎんが	1986/01月
17	東海汽船	セブンアイランド愛	2002/04月
19	川重神戸工場にて上架	セブンアイランド虹	2020/08月
23	種子屋久高速船	ロケット2	2005/04月
26	九州郵船	ヴィーナス2	2000/12月

◎ 船主名上の丸番号は川崎重工業建造ジェットフォイル番号を、
B××はボーイング社ジェットフォイル番号を示す。

【注】種子屋久高速船はいわさきコーポレーションのトッピー3隻及び
コスモラインのロケット3隻を傭船して運航。



オリエンタルエアブリッジ運行航空路線図



航空路線の機体整備による欠航の状況

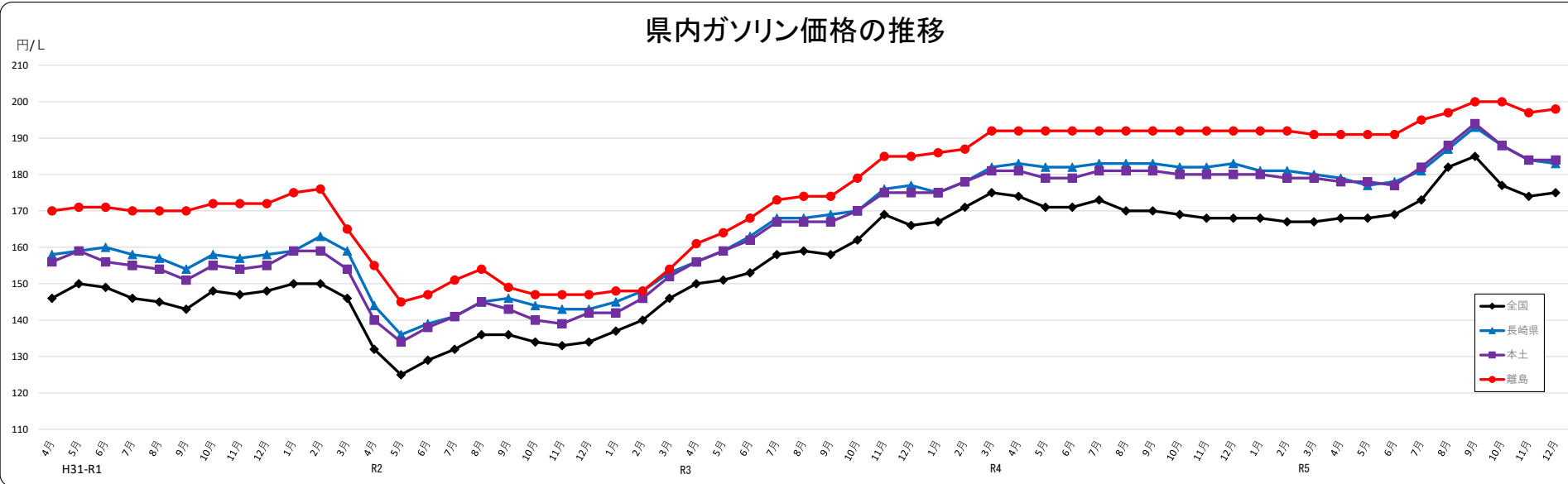
年度	対馬－長崎	対馬－福岡	壱岐－長崎	五島－長崎	五島－福岡	福岡－宮崎	福岡－小松	計
H27	5	—	2	1	5	—	—	1 3
H28	4	—	1	8	5	—	—	1 8
H29	1 1	—	7	1 2	2	2	—	3 4
H30	1 8	—	6	6	5	6	2	4 3
R1	1 6	—	7	1 0	4	2	2	4 1
R2	4	2	1 0	1 2	3	5	5	4 1
R3	8	1	1 1	1 4	4	3	3	4 4
R4	9	5	—	1	8	2	2	2 7

レギュラーガソリンの店頭小売価格の推移

年度	平成31年度・令和元年度												令和2年度												令和3年度												(単位: 円/㍓)
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
全国	146	150	149	146	145	143	148	147	148	150	150	146	132	125	129	132	136	136	134	133	134	137	140	146	150	151	153	158	159	158	162	169	166	167	171	175	
長崎県	158	159	160	158	157	154	158	157	158	159	163	159	144	136	139	141	145	146	144	143	143	145	148	153	156	159	163	168	168	169	170	176	177	175	178	182	
本土	156	159	156	155	154	151	155	154	155	159	159	154	140	134	138	141	145	143	140	139	142	142	146	152	156	159	162	167	167	170	175	175	175	178	181		
離島	170	171	171	170	170	170	172	172	172	175	176	165	155	145	147	151	154	149	147	147	147	148	148	154	161	164	168	173	174	174	179	185	185	186	187	192	
下五島	169	169	169	169	169	169	170	172	172	178	178	172	165	158	158	158	158	160	160	163	163	163	168	174	174	174	179	179	179	185	190	190	190	190	192		
上五島	181	181	181	181	181	176	179	179	179	170	185	175	168	158	158	164	164	169	169	169	169	174	175	180	180	180	186	186	186	191	197	197	197	197	197	205	
壱岐	165	167	166	166	166	165	168	169	170	175	175	167	162	151	153	154	157	159	159	159	159	162	163	169	173	173	176	180	180	180	187	190	190	191	191	195	
対馬	171	172	174	171	171	171	173	172	172	172	172	156	139	129	133	141	146	128	123	121	121	121	121	129	139	147	155	159	163	163	166	175	175	175	179	186	
内ガソリン税	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8		
消費税 内税表示	8%	8%	8%	8%	8%	8%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%		

年度	令和4年度												令和5年度											
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
全国	150	151	153	158	159	158	162	169	166	167	171	175	168	168	169	173	182	185	177	174	175			
長崎県	156	159	163	168	168	169	170	176	177	175	178	182	179	177	178	181	187	193	188	184	183			
本土	156	159	162	167	167	167	170	175	175	175	178	181	178	178	177	182	188	194	188	184	184			
離島	161	164	168	173	174	174	179	185	185	186	187	192	191	191	191	195	197	200	200	197	198			
下五島	174	174	174	179	179	179	185	190	190	190	190	195	195	195	195	199	196	196	200	200	200			
上五島	180	180	180	186	186	186	191	197	197	197	197	202	202	202	202	208	213	203	203	203	203			
壱岐	173	173	176	180	180	180	187	190	190	191	191	195	189	189	191	194	198	206	199	199	200			
対馬	139	147	155	159	163	163	166	175	175	175	179	186	186	186	186	189	191	199	199	193	193			
内ガソリン税	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8			
消費税 内税表示	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%			

※「全国」、「長崎県」・・・資源エネルギー庁公表
「本土」・・・県独自調査（H24.3以前は県石油商業組合発表）
「離島」以下・・・県独自調査



軽油の店頭小売価格の推移

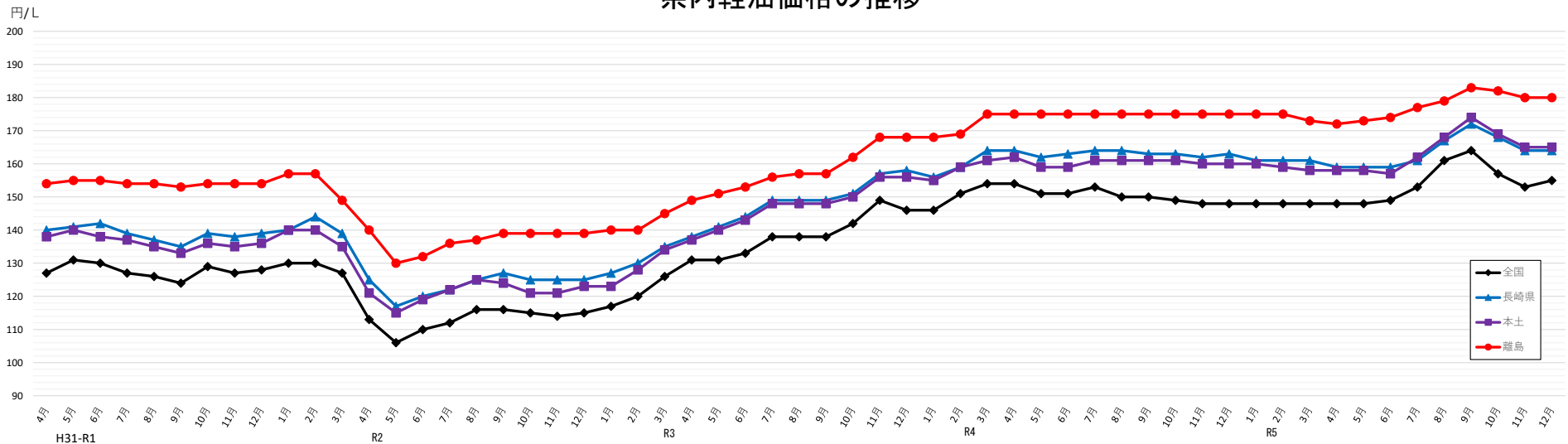
(単位:円/L)

年度	平成31年度・令和元年度												令和2年度												令和3年度											
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	127	131	130	127	126	124	129	127	128	130	130	127	113	106	110	112	116	116	115	114	115	117	120	126	131	131	133	138	138	138	142	149	146	146	151	154
長崎県	140	141	142	139	137	135	139	138	139	140	144	139	125	117	120	122	125	127	125	125	125	127	130	135	138	141	144	149	149	149	151	157	158	156	159	164
本土	138	140	138	137	135	133	136	135	136	140	140	135	121	115	119	122	125	124	121	121	123	123	128	134	137	140	143	148	148	148	150	156	156	155	159	161
離島	154	155	155	154	154	153	154	154	154	157	157	149	140	130	132	136	137	139	139	139	139	140	140	145	149	151	153	156	157	162	168	168	168	169	175	
下五島	154	154	154	154	154	154	155	156	156	162	162	156	149	142	142	142	142	144	144	147	147	147	147	152	158	158	158	163	163	163	169	174	174	174	174	179
上五島	167	167	167	167	167	162	164	164	164	164	169	160	152	142	142	147	147	153	153	153	169	153	158	158	164	164	164	169	169	169	175	180	180	180	186	
杵岐	148	150	148	148	148	147	149	147	150	155	153	148	145	133	135	136	139	141	141	141	159	144	145	151	155	155	158	162	162	162	169	172	172	173	173	177
対馬	153	154	156	153	153	153	154	153	153	153	153	140	126	116	120	128	128	128	128	128	121	128	128	132	135	139	143	144	146	146	148	157	157	157	161	167
内軽油引取税	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	
消費税 内税表示	8%	8%	8%	8%	8%	8%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%

年度	令和4年度												令和5年度											
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
全国	154	151	151	153	150	150	149	148	148	148	148	148	148	148	149	153	161	164	157	153	15			
長崎県	164	162	163	164	164	163	163	162	163	161	161	161	159	159	159	161	167	172	168	164	16			
本土	162	159	159	161	161	161	161	160	160	160	159	158	158	158	157	162	168	174	169	165	16			
離島	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	173	172	173	174	177	179	183	182	180	18			
下五島	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	177	179	179	183	182	182	185	184	18			
上五島	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	191	197	188	188	188	18			
壱岐	177	177	177	177	177	177	177	177	177	177	177	170	170	170	172	175	179	187	182	182	18			
対馬	167	167	167	167	167	167	167	167	167	167	167	167	167	167	167	169	171	179	179	174	17			
内軽油引取税	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1			
消費税 内税表示	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%			

※「全国」、「長崎県」・・・資源エネルギー庁公表
「本土」・・・県独自調査（H24.3以前は県石油商業組合発表）
「離島」以下・・・県独自調査

県内軽油価格の推移



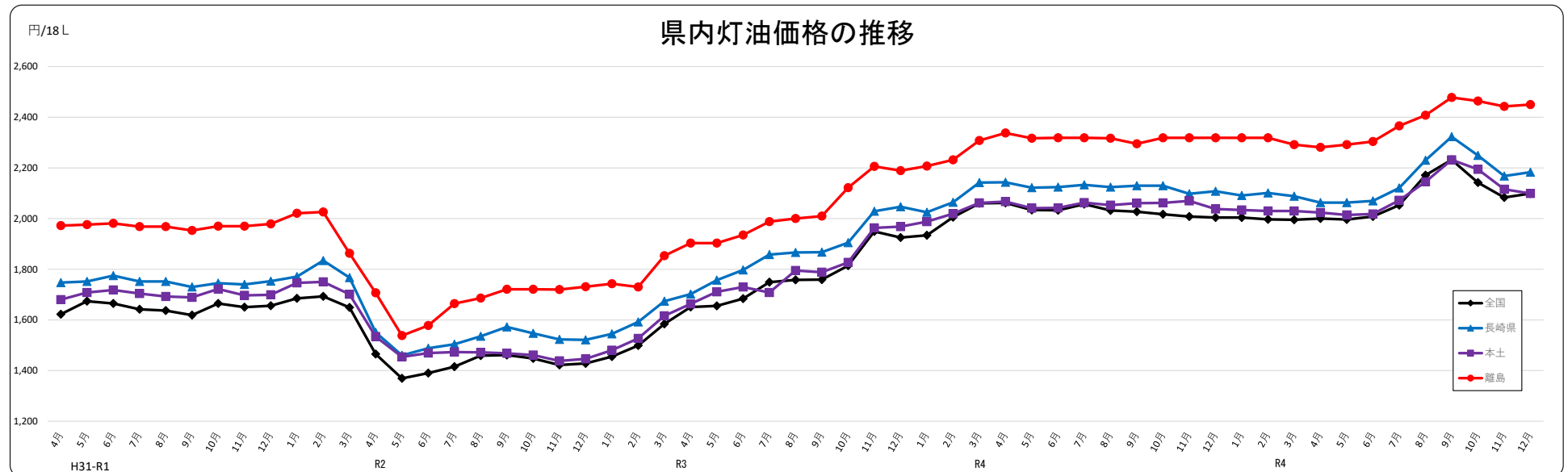
灯油の店頭小売価格の推移

(単位:円/18L)

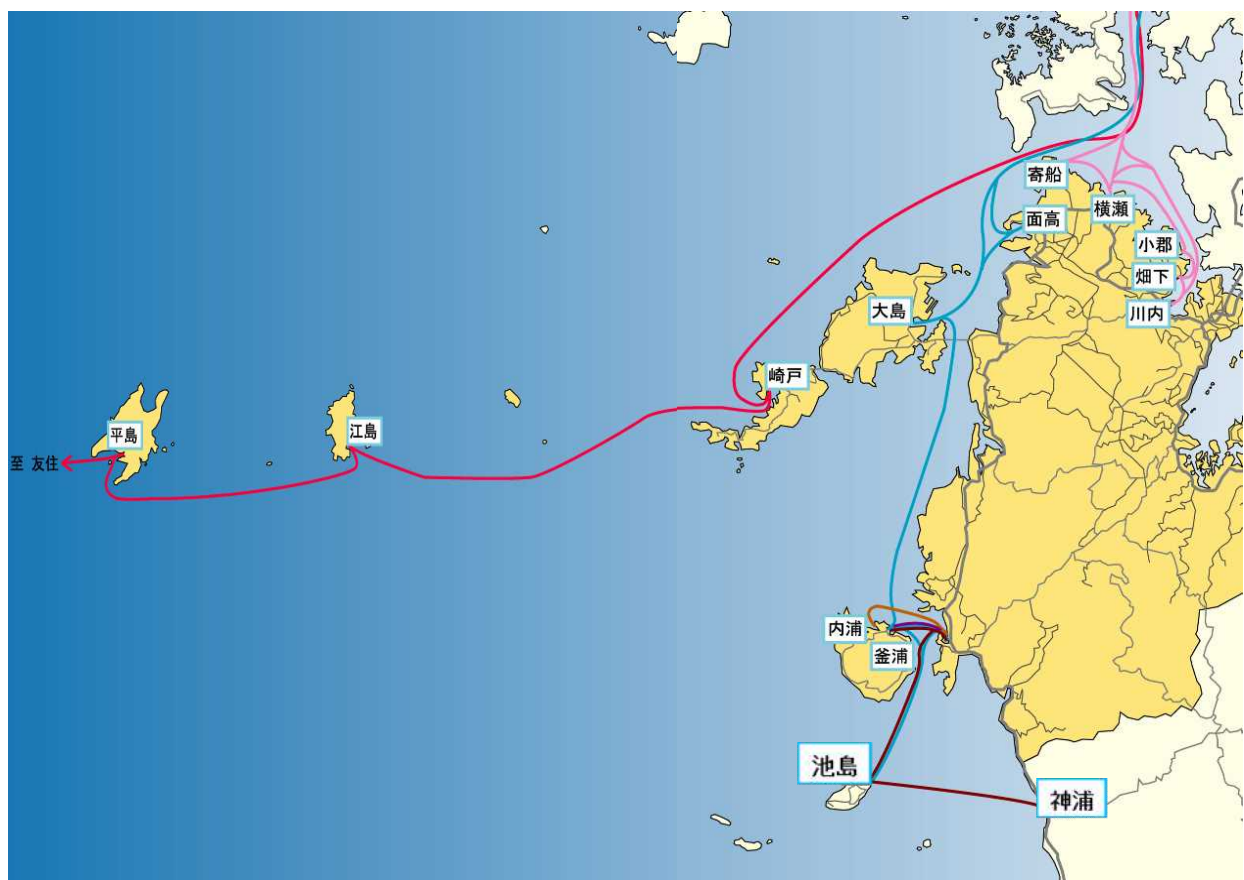
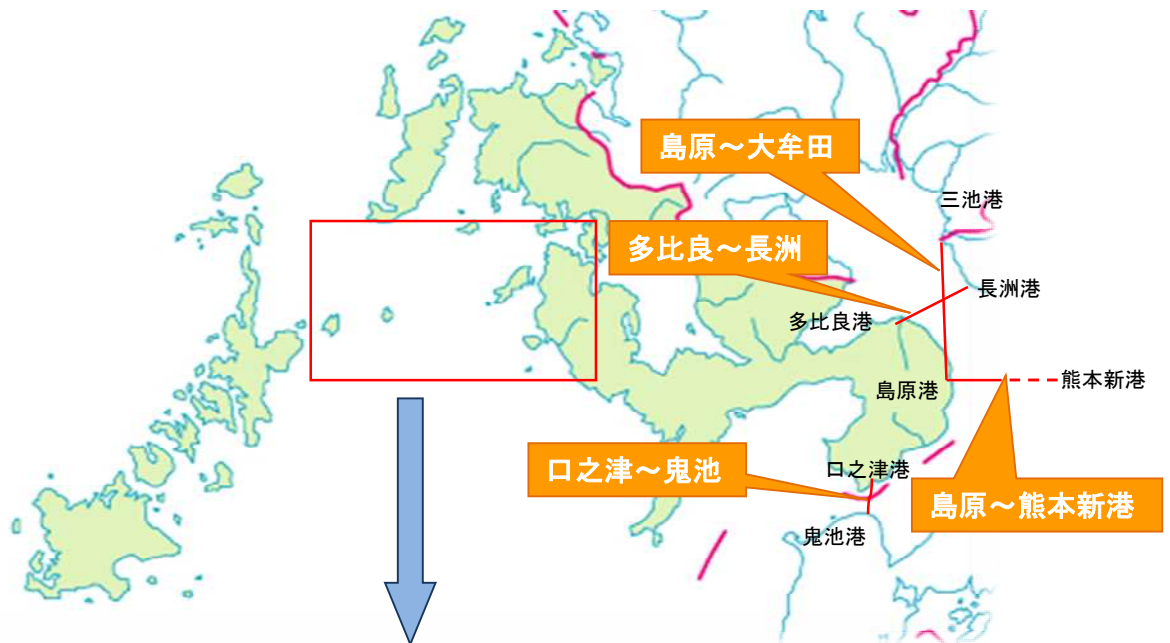
年度	平成31年度・令和元年度												令和2年度												令和3年度											
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	1,622	1,674	1,665	1,642	1,637	1,619	1,665	1,650	1,656	1,685	1,693	1,649	1,465	1,369	1,390	1,415	1,459	1,461	1,448	1,422	1,428	1,455	1,499	1,584	1,651	1,655	1,684	1,749	1,758	1,759	1,814	1,949	1,925	1,934	2,005	2,060
長崎県	1,747	1,752	1,775	1,752	1,752	1,730	1,745	1,740	1,753	1,771	1,834	1,767	1,551	1,460	1,488	1,504	1,535	1,572	1,547	1,523	1,521	1,545	1,592	1,674	1,702	1,757	1,797	1,858	1,866	1,867	1,905	2,029	2,047	2,025	2,064	2,142
本土	1,680	1,708	1,718	1,704	1,692	1,689	1,722	1,697	1,699	1,746	1,750	1,701	1,534	1,454	1,469	1,473	1,472	1,468	1,461	1,438	1,446	1,480	1,527	1,616	1,663	1,711	1,730	1,708	1,795	1,788	1,827	1,963	1,968	1,988	2,019	2,062
離島	1,972	1,976	1,981	1,968	1,968	1,953	1,970	1,970	1,979	2,021	2,026	1,863	1,707	1,538	1,578	1,664	1,686	1,721	1,721	1,720	1,731	1,743	1,730	1,853	1,903	1,903	1,935	1,988	2,000	2,010	2,122	2,206	2,189	2,207	2,232	2,308
下五島	1,847	1,802	1,847	1,847	1,847	1,847	1,865	1,881	1,881	1,985	1,985	1,861	1,759	1,616	1,616	1,616	1,616	1,661	1,661	1,656	1,701	1,701	1,701	1,904	1,850	1,850	1,850	1,994	1,994	1,994	2,216	2,211	2,147	2,192	2,192	2,221
上五島	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,900	1,940	1,940	1,940	1,940	2,040	1,900	1,800	1,600	1,600	1,700	1,700	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,900	1,900	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,100	2,200	2,200	2,200	2,200	2,304
杵岐	1,980	2,016	1,989	1,989	1,989	1,980	1,980	1,980	2,016	2,088	2,061	1,971	1,890	1,710	1,737	1,764	1,809	1,854	1,854	1,854	1,854	1,899	1,799	2,052	2,124	2,124	2,179	2,250	2,250	2,376	2,430	2,430	2,457	2,457	2,529	
対馬	2,040	2,058	2,058	2,025	2,023	2,023	2,043	2,033	2,033	2,027	2,027	1,780	1,520	1,350	1,440	1,617	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647	1,670	1,760	1,760	1,807	1,807	1,837	1,863	1,897	2,054	2,054	2,054	2,120	2,220

年度	令和4年度												令和5年度											
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
全国	2,062	2,034	2,033	2,057	2,032	2,027	2,017	2,008	2,004	2,004	1,997	1,995	2,000	1,996	2,008	2,053	2,171	2,232	2,142	2,083	2,099			
長崎県	2,143	2,122	2,124	2,133	2,124	2,130	2,130	2,098	2,108	2,091	2,101	2,088	2,063	2,063	2,070	2,121	2,230	2,323	2,249	2,168	2,189			
本土	2,067	2,041	2,042	2,063	2,053	2,061	2,062	2,070	2,038	2,034	2,030	2,030	2,024	2,014	2,018	2,072	2,145	2,232	2,194	2,116	2,098			
離島	2,338	2,317	2,319	2,319	2,317	2,295	2,319	2,319	2,319	2,319	2,319	2,292	2,281	2,292	2,304	2,366	2,408	2,478	2,464	2,443	2,450			
下五島	2,266	2,266	2,266	2,266	2,266	2,266	2,266	2,266	2,266	2,266	2,266	2,266	2,221	2,266	2,266	2,362	2,349	2,349	2,419	2,410	2,410			
上五島	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,400	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500			
杵岐	2,529	2,529	2,529	2,529	2,529	2,529	2,529	2,529	2,529	2,529	2,529	2,421	2,421	2,421	2,466	2,511	2,583	2,727	2,601	2,601	2,634			
対馬	2,270	2,213	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,260	2,300	2,390	2,390	2,340	2,340			

※「全国」、「長崎県」・・・資源エネルギー庁公表
「本土」・・・県独自調査（H24.3以前は県石油商業組合発表）
「離島」以下・・・県独自調査



半島航路の維持・確保について



明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業

【構成資産一覧表】

	構成資産名	所在地
1	萩反射炉	山口県萩市
2	恵美須ヶ鼻造船所跡	〃
3	大板山たたら製鉄遺跡	〃
4	萩城下町	〃
5	松下村塾	〃
6	旧集成館	鹿児島県鹿児島市
7	寺山炭窯跡	〃
8	関吉の疎水溝	〃
9	韭山反射炉	静岡県伊豆の国市
10	橋野鉄鉱山・高炉跡	岩手県釜石市
11	三重津海軍所跡	佐賀県佐賀市
12	小菅修船場跡	長崎県長崎市
13	三菱長崎造船所第三船渠	〃
14	三菱長崎造船所ジャイアント・カンチレバークレーン	〃
15	三菱長崎造船所旧木型場	〃
16	三菱長崎造船所占勝閣	〃
17	高島炭坑	〃
18	端島炭坑	〃
19	旧グラバー住宅	〃
20	三池炭鉱・三池港	福岡県大牟田市 熊本県荒尾市
21	三角西(旧)港	熊本県宇城市
22	官営八幡製鐵所	福岡県北九州市
23	遠賀川水源地ポンプ室	福岡県中間市

長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産

【構成資産一覧表】

	構成資産名	所在地
1	原城跡	長崎県南島原市
2	平戸の聖地と集落（春日集落と安満岳）	長崎県平戸市
3	平戸の聖地と集落（中江ノ島）	長崎県平戸市
4	天草の崎津集落	熊本県天草市
5	外海の出津集落	長崎県長崎市
6	外海の大野集落	長崎県長崎市
7	黒島の集落	長崎県佐世保市
8	野崎島の集落跡	長崎県北松浦郡小値賀町
9	頭ヶ島の集落	長崎県南松浦郡新上五島町
10	久賀島の集落	長崎県五島市
11	奈留島の江上集落 （江上天主堂とその周辺）	長崎県五島市
12	大浦天主堂	長崎県長崎市

第2号議案

国民健康保険制度及び高齢者医療制度に関する提言

国民健康保険制度及び高齢者医療制度の健全かつ円滑な運営を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. 医療保険制度改革について〔継続6回〕

（1）国民健康保険制度について

現在の国民健康保険の構造的課題に対応し、国民健康保険制度の将来的な安定化を図るため、都道府県と市町村の役割をはじめとする国民健康保険の運営について、引き続き市町村の意見を十分聞きながら、具体的な調整を行うこと。また、以前、国において、医療費適正化インセンティブ機能を強化する方向性が示され、既往の普通調整交付金の役割や配分方法を見直す検討がされていたが、今後もこれを見直すことなく必要な財政支援を行ったうえで、国民健康保険制度の財政基盤の強化を図ること。

あわせて、今後も引き続き国民健康保険制度のあり方について、地方との協議により見直しを行い、将来的には、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

（2）高齢者医療制度について

高齢者医療制度の見直しにあたっては、国民健康保険の負担とならないよう十分検討すると同時に、細部にわたる制度設計の検証及び周知広報、国民の合意を得るための期間や手法などについて、事前に市町村及び関係団体との協議を行うなど、くれぐれも拙速な制度移行とならないよう十分に配慮すること。

（3）低所得者対策について

低所得者対策として保険料(税)の政令減額制度を抜本的に見直し、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。また、平成22年度から施行された非自発的失業者に係る保険料(税)の軽減措置については、県や市に負担を負わせるものであるため、全額、国において財政措置を講じるよう早期に見直しを行うこと。

2. 当面の措置及び制度運営について〔継続6回〕

(1) 新たな財政措置について

将来にわたり国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、とりわけコロナ禍での景気後退に伴う被保険者の所得減少など極めて厳しい状況にある国保財政に対し、都道府県化に伴う公費の確実な投入に加え、保険料軽減につながる新たな制度や財源などの財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、必要な財政措置を講じること。

また、制度改正に当たっては、電算システムの改修経費等について必要な財政措置を講じるとともに、政省令等について早期に情報提供すること。

~~-(2) 減額措置の廃止について~~

~~「こども未来戦略方針」で示された子ども医療費助成に係る療養給付費等負担金及び普通調整交付金における減額調整措置の廃止を確実に実施するとともに、障害者医療等の各種医療費助成制度等市町村単独事業(現物給付化)の実施に伴う減額調整措置についても廃止すること。~~

~~-(資料2-1 参照)-~~

(説明)

提言しない(島原市ほか全市)

- ・18歳未満までの子ども医療費に係る国庫負担の減額調整措置が廃止され、提言内容が実現していると判断したため。(島原市)

~~(3-2)~~ 国民健康保険税(料)における賦課・徴収制度について

現行の国民健康保険制度にあつては、保険税(料)は被保険者の住民基本台帳に記載された世帯主に賦課されることから、世帯主以外の被保険者に高額収入がある場合、世帯主の租税負担能力以上の賦課や高額滞納案件に繋がるケースが見受けられる。

税負担の公平性の観点から、収入・財産がある世帯主以外の被保険者に対する賦課・徴収ができるような制度改正を行うこと。

(3) 治療用装具療養費委任払いについて〔新規〕(長崎市ほか全市)

現行の治療用装具についての保険給付は償還払いとなっているが、高額な製作費用が足枷となって治療を断念または中止することの阻止及び被保険者の利便性向上のため、治療用装具療養費委任払いの実施に向け、法制度の見直しも含めた制度設計を行うこと。(長崎市)

(説明)

提言する（長崎市ほか全市）

- ・治療用装具に係る療養費支給は国民健康保険法第 54 条に基づき現金給付（償還払い）を行うこととなっているが、委任払いに係る根拠規定等は存在しないため、委任払いが実施できない状況である。その中で、委任払いの実施を検討するにあたっては、不正受給等への対策も踏まえた慎重かつ丁寧な取扱いを定める必要があるため、国において法制度の見直しも含め制度設計の実施を要望するもの。（長崎市）

3. 特定健康診査・特定保健指導に係る助成額の見直しについて〔継続 6 回〕

特定健康診査・特定保健指導の実施に係る費用については、実態に応じた助成額に見直すよう事務費を含め適切な助成措置を講じること。

~~4. 保険者努力支援制度の評価指標（法定外繰入の解消等）の配点基準の見直しについて〔継続 6 回〕~~

~~コロナ禍等の特殊事情が国民健康保険制度の運営に多大な影響を及ぼしている年度に限っては、保険者努力支援制度の評価指標（法定外繰入の解消等）の配点基準を見直し、ペナルティ措置的な対応とならないように配慮すること。~~

(説明)

提言しない（長崎市ほか全市）

- ・コロナ禍の収束により、当該要望を提案する必要性がなくなったため。（長崎市）

第3号議案

地域医療保健の充実強化に関する提言

地域医療保健の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

1. 地域医療提供体制の確保について 〔更新〕

(1) 医師確保対策等について

全国的に医師や、看護師・助産師等の医療従事者が不足し、地域間や診療科目間で偏在している実態を踏まえ、医学部入学者の定員増や各種養成機関の充実、労働環境の改善を図るための支援策及び財政措置を講じること。

本県の離島、へき地や半島などでは、大変厳しい医師不足が生じている。特に離島や過疎地域などにおいては、医療体制についての不安が増しており、島内のみで、住民にとって必要な医療を提供することは、既に限界にきていると言っても過言ではない。その結果、島外の病院への入・通院を余儀なくされ、高齢化した住民の不安と経済的負担が大きくなっている。

安心して安定的な医療サービスを提供するためには、離島等への医師や看護師等の勤務の誘導策などが早急に必要であり、これらの対策を含め早急に医師や看護師等の不足、配置偏在を是正するための実効ある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、新専門医制度については、医師偏在を助長することがないように検証を行うとともに必要な措置を講じること。

(資料 3-1 参照)

(2) 自治体病院・診療所への支援について

自治体病院・診療所は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域に応じた医療はもとより救急や、民間医療機関による提供が困難な不採算部門の医療を提供していることから経営状況が悪化している。

自治体病院・診療所が安定的に質の高い医療を提供することができるよう、地域の実情に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じること。

また、地域医療構想に係る取組みの推進については、地域住民の不安や医療現場の混乱を招かぬよう慎重かつ丁寧に行うとともに、地方の取組みに対する必要な支援を行うこと。

特に、自治体病院が有床診療所化した場合においても、運営が成り立つよう

に診療報酬や医師確保等の対策を講じるとともに地方交付税所要額を確保すること。

(3) 救急医療対策等に対する地方交付税所要額等の確保について

自治体病院は救急医療を担っているが、財政的負担が大きいため、自治体病院事業に対する地方交付税所要額を確保すること。

また、病院群輪番制病院は、夜間・休日等の二次救急医療体制を担っており、総合周産期母子医療センターは、24 時間体制で高度な周産期医療を提供するほか、地域の周産期医療機関との連携及び周産期医療を担う医師の人材育成などの重要な役割を担っているため、それらの医療提供体制整備等のために交付される「医療提供体制推進事業費補助金」について、所要額を確保すること。

さらに、病床の機能分化・連携の促進や在宅医療・介護サービスの充実などを行うための事業は、今後一層必要性が高まることから、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づき、県が実施する基金事業の財源となる医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金についても、その所要額を確保すること。（五島市）

(説明)

提言する（五島市ほか全市）

- ・全国有数の離島をもつ本県では、医療従事者が不足しており、住民が安心して健康な生活を送ることができる地域医療保健の充実として、医療提供体制の確保に向けて、医師及び看護師の確保に努める必要がある。

また、自治体病院・診療所等については、地域における基幹的な公的医療機関として、地域に応じた医療はもとより、救急や民間医療機関で提供が困難な医療を提供していることから、安定的に質の高い医療が提供できるよう、十分な財政措置等を講じる必要がある。このようなことから、(1)～(3)については継続提言とするもの。（五島市）

~~（4）物価高騰等を考慮した診療報酬改定について~~

~~新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい経営が続く医療機関において、昨今の物価・エネルギー価格高騰に伴う食材料費や光熱費の上昇が更なる負担となっているが、医療機関ではこの価格高騰分を公定価格である診療報酬へは転嫁できず、県や市において国の臨時交付金等を活用した可能な範囲での支援を実施しているところである。~~

~~しかしながら、自治体による一時的な支援には限界があり、状況が長期化した場合、医療機関の経営に支障が生じるおそれがあることから、医療機関の運営は診療報酬によって賄われるべきものであることを踏まえ、地域医療提供体~~

~~制に影響を及ぼすことがないように、適切な診療報酬の改定を図ること。~~

~~また、看護師等の不足も大きな課題となっていることから、併せて、看護職員処遇改善に係る診療報酬の見直しや看護師等の人材確保のための財源確保を図ること。（長崎市）~~

(説明)

提言しない（長崎市ほか全市）

- ・令和6年度診療報酬改定において、物価高騰及び人材確保の必要性を踏まえた改訂が行われることとなったため。（長崎市）

（5-4）新型コロナウイルス感染症対策について

① 医療提供体制の確保に向けた財政措置について

~~新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の位置付けが変更されてもウイルスが持つ特徴が変わるわけではなく、医療機関においては必要な感染対策を講じつつ患者の受入体制を維持しておく必要がある。しかしながら、5類感染症への移行に伴い財政支援が縮小されると、医療機関の負担が増し、経営上の大きなリスクとなる恐れがあるため、地域の医療提供体制の円滑な確保に深刻な影響がでないよう、引き続き医療機関の負担に見合った適切な財政措置を講じること。（長崎市）~~

(説明)

提言しない（長崎市ほか全市）

- ・新型コロナウイルス感染症の5類移行後の通常医療への移行の状況により、提言の必要性がなくなったため。（長崎市）

②① 健康危機全般に対応できる保健所体制の確保について

保健所は住民生活と健康を守る公衆衛生の拠点であり、各行政機関、地域の医師会、関係医療機関との協力体制を堅持する上でも中心となる重要な機関であることから、新たな感染症等の流行によりはもちろん、災害等の分野も含めた健康危機全般によって保健所の業務が増大した場合等にあっても、保健所が機能不全に陥らないよう関係機関との人的支援を含めた協力体制を構築すること。あわせて、平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健師や臨床検査技師などの必要な人員の増員等により、を含めた体制を強化できるようなための財政支援の拡充を図ること。（長崎市）

(説明)

提言する（長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、対馬市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市）

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により保健所業務がひっ迫したことを踏まえ、新たな感染症の流行や大規模災害発生時における健康危機事案に対しては、引き続き、国から

の適時・適切な支援が必要不可欠であるため要望するもの。（長崎市）

2. がんとの共生を図る社会の実現に向けた支援の充実について〔継続 2 回〕

がん患者に対するアピアランスケアについては、診療連携拠点病院等との連携による相談支援体制の充実や情報提供等が進められてきているが、がん患者がかつらや乳房補正具等のケア用品を購入する際の費用助成についても、国において支援措置を講じること。

従業地別医師数・施設数

医療圏区分別	人口	医師数 (実数)	人口10万人対率	内医療施設従業 地別医師数	施設数			
					病院	一般診療所	有床	無床
長崎医療圏	493,061	2,232	452.7	2,096	53	615	71	544
佐世保北医療圏	299,971	1,285	428.4	779	34	268	58	210
県央医療圏	263,449	870	330.2	842	32	249	51	198
県南医療圏	122,776	260	211.8	249	17	106	30	76
五島医療圏	33,233	83	249.8	80	4	39	7	32
上五島医療圏	18,872	40	212.0	38	1	21	1	20
壱岐医療圏	23,938	51	213.1	48	5	16	0	16
対馬医療圏	27,271	57	209.0	55	2	34	1	33
長崎県合計	1,282,571	4,878	380.3	4,187	148	1,348	219	1,129
全国		339,623	269.2					

※厚生労働省医療統計(R4.10.1)より抜粋

※医師数(実数)には、その他の職業に従事する者及び無職の者も含む

第4号議案

子ども・子育て支援等の福祉施策の充実強化に関する提言

だれもが地域の一員としてともに生きる社会の実現を図るため、安心して子どもを産み育てる環境づくりをはじめとする福祉施策の充実強化に関し、国の責任において次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

1. 子ども・子育て施策の充実強化について〔継続2回〕

(1) 子ども福祉医療費制度の創設について

各都道府県の要綱等に基づき実施している子ども福祉医療費制度は、自治体間で対象年齢や助成額にばらつきがある。この制度は少子化対策として、子どもを安心して生み育てられる社会づくりのために不可欠な制度として定着していることから、住んでいる自治体によって制度格差が生じないようにし、また、すべての子どもたちが全国一律に安心して医療を受けられるよう、国の制度として創設すること。

(2) 妊産婦医療費助成制度の創設について

だれもが安心して妊娠し出産できる環境づくりを国が責任をもって行うこととし、妊産婦への医療費の助成について国の制度として創設すること。

(3) 保育所等への看護師の配置について

保育所等における医療的ケア児の受入れ体制の整備に対する財政措置に加え、保育業務を兼務しない、看護業務専任の看護師を配置するための運営費の加算措置を講ずること。

(4) 放課後児童クラブに係る財政支援の充実について

放課後児童クラブの量の確保及び質の向上の推進を図るため、次の事項について、早急に措置を講じるよう強く要請する。

- ① 父母がいない児童、母子・父子家庭児童及び低所得世帯の経済的負担を軽減するため、利用料の減免を行った場合に、その減免した額に対する補助制度を創設すること。
- ② 小規模なクラブへの支援の拡充を行うこと。
- ③ 借家で運営しているクラブへの賃借料の助成について、子ども・子育て支援新制度以降に新設したクラブのみが補助対象となっているが、新制度開始前か

ら運営していた既存クラブについても補助制度の対象とすること。

(5) 保育料の完全無償化について

保育料における全国的な動きとして、国による幼児教育・保育無償化の対象外となる子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、各自治体が独自に「完全無償化」や「第2子以降の無償化」等に取り組んでいる事例が見受けられるが、本来、こどもを産み育てる環境は、自治体間によって差異があることは望ましくないため、国の制度として保育料の完全無償化を実施すること。

2. 福祉施策等の充実強化について〔継続6回〕

(1) 国民年金被保険者の相談等に対応するための体制整備について

国の責任において相談拠点を新設するとともに年金相談等の業務を行う市町村に必要な情報を提供する体制を継続・充実するなど、国の責務としての執行体制を十分に整備すること。

また、市町村が行う年金業務に変更がある場合は、国は市町村に対し事前に十分な情報提供・協議を緊密に行うこと。

(2) 生活保護制度の費用負担について

生活保護に係る費用負担については、憲法に基づき、国が保障する事項であることから、全額国庫負担とすべきであること。

なお、それまでの間、受給世帯増加による負担増に対し、国庫負担率の引き上げを行うなどの財政措置を講ずること。

(3) 民生委員・児童委員の担い手の確保について

急速な高齢化や単身世帯の増加などにより、民生委員・児童委員の担うべき役割は増加しているが、委員自身の高齢化や委員活動の負担増、制度周知不足などから全国的に担い手の確保が難しい状況にあるため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

① 活動費について、1人あたり60,200円の交付税措置がなされているが、民生委員・児童委員の負担を考慮し、現状に見合った活動費の抜本的な見直しを行うなど、必要な対策を講ずること。

② 民生委員・児童委員制度への理解を深め協力を得られるよう、積極的な啓発活動を行うこと。また、企業等に対して、労働者の委員就任など、積極的に協力できる職場の環境づくりに配慮するよう働きかけること。

③ 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりのため、国において活動の

基準を定めること。また、個人情報扱う際の取扱基準等を定めること。（大村市）

（資料 4-1 参照）

（説明）

賛同する（長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、平戸市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市）
 ・急速な高齢化は民生委員も例外ではなく、高齢者の割合が増加している。なり手不足の解消や活動の活性化につなげるため、企業等で勤めている労働者も民生委員・児童委員活動ができるような職場の環境づくりを国が積極的に推進するよう文言を追加するもの。（大村市）

（４）インボイス制度導入におけるシルバー人材センターへの適切な措置について

令和５年１０月から導入され、**るた**「適格請求書等保存方式」（いわゆるインボイス制度）により、消費税の仕入額控除の取扱いが変更とな**るった**が、このことが収支相償を原則とするシルバー人材センターの運営やこれまで課税売上高１千万円以下の個人事業主として納税義務免除とされてきたセンター会員の活動に大きな影響を及ぼすことが見込まれることから、その公共性・公益性を十分踏まえ、安定的な事業運営となるよう適切な措置を講ずること。（五島市）

（説明）

・インボイス制度が令和５年１０月から導入されたことに伴い、表現を修正するもの。（五島市）

３．障害者福祉施策の充実強化について〔継続１回〕

（１）地域生活支援事業に係る財政支援の強化について

地域生活支援事業については、県内全市において市負担額が本来の負担率を超える超過負担が生じており、安定した事業実施を担保するため、市町村の所要額を把握し、その総額に応じた国庫補助となるよう見直しや財源確保を行うとともに、市町村それぞれの実情に応じた必要な取り組みが十分に実施できるよう、財政支援を強化すること。

また、個別給付である移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービス及びストマ装具給付については、利用者数が多く全国一律に保障すべき事業であるため、現行の地域生活支援事業ではなく自立支援給付として実施すること。

（資料 4-2 参照）

民生委員・児童委員推薦状況(R5.11.1現在)

市町名	定 数			充足数			欠員数		
	計	一般	主任	計	一般	主任	計	一般	主任
長崎市	1,012	921	91	956	869	87	56	52	4
佐世保市	628	560	68	606	539	67	22	21	1
島原市	110	96	14	108	94	14	2	2	0
諫早市	322	290	32	308	276	32	14	14	0
大村市	191	179	12	162	152	10	29	27	2
平戸市	121	101	20	121	101	20	0	0	0
松浦市	94	82	12	93	81	12	1	1	0
対馬市	137	124	13	128	115	13	9	9	0
壱岐市	95	87	8	91	83	8	4	4	0
五島市	168	146	22	155	136	19	13	10	3
西海市	109	99	10	108	98	10	1	1	0
雲仙市	136	122	14	136	122	14	0	0	0
南島原市	147	131	16	147	131	16	0	0	0
市 計	3,270	2,938	332	3,119	2,797	322	151	141	10
計(長崎市・佐世保市 除く)	1,630	1,457	173	1,557	1,389	168	73	68	5
県 計	3,270	2,938	332	3,119	2,797	322	151	141	10

令和4年度 地域生活支援事業費(実績)

市 名	事業費	事業費負担内訳						負担超過額※	事業費の内、自立支援給付へ要望する事業				
		国 費	負担割合(%)	県 費	負担割合(%)	市 費	負担割合(%)	市の負担率 (事業費の1/4)との差額	計	移動支援事業	日中一時支援事業	訪問入浴サービス	ストマ装具給付
長崎市	354,473,702	106,857,000	30.1%	53,428,000	15.1%	194,188,702	54.8%	105,570,276	241,620,564	130,756,708	1,005,190	12,061,780	97,796,886
佐世保市	128,556,510	38,308,000	29.8%	19,153,000	14.9%	71,095,510	55.3%	38,956,382	90,386,620	10,021,900	1,821,772	9,558,750	68,984,198
島原市	32,513,527	11,527,000	35.5%	5,763,000	17.7%	15,223,527	46.8%	7,095,145	19,436,743	2,973,947	477,231	5,833,800	10,151,765
諫早市	91,928,366	28,171,000	30.6%	14,085,000	15.3%	49,672,366	54.0%	26,690,274	54,637,982	8,818,344	12,145,712	1,095,050	32,578,876
大村市	82,772,918	25,244,000	30.50%	12,622,000	15.25%	44,906,918	54.25%	24,213,688	25,999,090	5,787,150	6,509,426	0	13,702,514
平戸市	37,790,046	12,035,000	31.85%	6,017,000	15.92%	19,738,046	52.23%	10,290,534	24,649,670	15,948,101	76,464	900,000	7,725,105
松浦市	24,865,340	8,270,000	33.3%	4,135,000	16.6%	12,460,340	50.1%	6,244,005	21,542,648	14,056,180	178,767	1,850,000	5,457,701
対馬市	47,091,025	14,025,000	29.8%	7,012,000	14.9%	26,054,025	55.3%	14,281,269	28,914,789	18,462,154	2,358,685	2,262,500	5,831,450
壱岐市	65,704,621	19,004,000	28.9%	9,502,000	14.5%	37,198,621	56.6%	20,772,466	62,023,358	25,209,600	30,309,687	1,200,000	5,304,071
五島市	39,217,642	12,294,000	31.3%	6,177,000	15.8%	20,746,642	52.9%	10,942,231	8,741,608	542,475	1,404,729	0	6,794,404
西海市	13,746,989	4,645,000	33.8%	2,190,000	15.9%	6,911,989	50.3%	3,475,242	9,179,199	164,555	2,776,718	187,500	6,050,426
雲仙市	40,357,797	12,589,000	31.2%	6,294,000	15.6%	21,474,797	53.2%	11,385,348	18,431,963	8,010,102	1,545,366	0	8,876,495
南島原市	34,740,893	11,276,000	32.5%	5,637,000	16.2%	17,827,893	51.3%	9,142,670	14,517,105	668,410	577,650	3,700,820	9,570,225
合 計	993,759,376	304,245,000		152,015,000		537,499,376		289,059,530	620,081,339	241,419,626	61,187,397	38,650,200	278,824,116

※地域生活支援事業の「負担超過額」は、国(50/100)、県(25/100)の補助を基準として算定。

第5号議案

介護保険制度等に関する提言

介護保険制度が将来にわたって公正かつ安定的に運営されるため、次の事項について積極的に検討を加えるよう要請する。

1. 第1号被保険者の保険料について〔継続6回〕

第1号被保険者の保険料がこれ以上過重な負担とならないよう、国の責任において、財源構成を含め、財政的な対策を講じること。

(資料5-1 参照)

2. 介護従事者の人材確保について〔継続6回〕

介護の現場においては慢性的な介護従事者の不足が問題になっている中、人口減少や高齢化が急速に進行しており、人材不足による介護サービスの質の低下やサービス提供体制の確保への影響が懸念されていることから、介護従事者の人材確保、育成及び定着と一層の処遇改善につながる対策を引き続き確実に実施すること。

長崎県内の介護保険料基準額の状況

資料5-1

(単位:円)

	第7期 (H30～R2)	段階数	第8期 (R3～R5)	段階数	改定率
長崎市	6,800	10	6,800	10	0.0 %
佐世保市	5,822	9	5,822	9	0.0 %
諫早市	5,970	9	5,970	9	0.0 %
大村市	5,800	9	5,800	9	0.0 %
平戸市	6,175	9	5,875	9	△ 4.9 %
松浦市	5,592	11	5,700	11	1.9 %
対馬市	6,300	10	6,400	10	1.6 %
壱岐市	6,145	9	6,490	9	5.6 %
五島市	6,760	9	6,660	9	△ 1.5 %
西海市	5,925	9	5,925	9	0.0 %
島原地域広域市町村圏組合	6,500	10	6,500	10	0.0 %
平均	6,163	－	6,177	－	0.2 %

第6号議案

生活環境の保全・整備等の充実に関する提言

生活環境の保全・整備等の充実を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

1. 九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターにおける火山観測・研究体制の強化について〔継続5回〕

雲仙岳の継続的な火山観測・研究活動は、災害に強いまちづくりを推進する上で必要不可欠であることから、九州大学地震火山観測研究センターの存置により、雲仙岳における火山観測・研究体制のさらなる充実・強化を図るよう強く要請する。

第7号議案

九州新幹線等の整備促進に関する提言

九州新幹線等の整備を促進することにより、九州における一体的な経済発展と地域活性化を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

(資料 7-1 参照)

1. 九州新幹線西九州ルート of 着実な整備について〔更新〕(長崎市、佐世保市、諫早市、大村市)

九州新幹線西九州ルートに関しては、武雄温泉～長崎間が令和4年9月23日に開業を迎えたものの、新鳥栖～武雄温泉間については、未だに整備方針が決定していない。著しい人口減少が課題になっている各市にとって、全国の新幹線ネットワークとつながり交流人口を拡大させることは非常に重要であり、その実現には全線をフル規格で整備する必要があると考えるため、次の事項について特段の配慮をすること。

- (1) 国が開発を進めてきたフリーゲージトレインの導入が断念されたという事情を考慮して、地方負担や並行在来線等、想定される課題の解決に向けた方策を示すこと。
- (2) 新鳥栖～武雄温泉間が早期着工できるよう、関係者の理解を得て早急に環境影響評価に着手すること。
- (3) 西九州新幹線（武雄温泉・長崎間）の開業を機に、沿線各市が取り組むまちづくりに関する各種公共事業及び県全体へ新幹線開業効果を波及させるための官民が行う取組への支援拡充を行うこと。(長崎市)

(説明)

提言する(長崎市、佐世保市、諫早市、大村市)

- ・九州新幹線西九州ルートについては、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」において全線フル規格化による整備が適当であるとの基本方針は示されたが、その整備に向けた国土交通省と佐賀県との協議が難航しており、先行きが不透明であることから、地方負担や並行在来線等、想定される課題の解決、早急な環境影響評価の着手のためには今度も継続して提言を行っていくことが重要である。また、西九州新幹線の沿線各市が取り組むまちづくりを効果的に生かすためにも、各種公共事業及び新幹線開業効果を高めるための取組への支援拡充が必要であることから、引き続き提言するもの。(長崎市)

2. 県下幹線鉄道の整備改善について〔更新〕（佐世保市、長崎市、諫早市、大村市、西海市、平戸市、松浦市）

九州新幹線西九州ルート of 整備に際しては、J R 佐世保線を新幹線鉄道直通線同等のものと位置付け、長崎県において平成 4 年 11 月に示された「九州新幹線（長崎ルート）等の整備に関する基本的考え方」を踏まえた佐世保線及び大村線の輸送改善のため次の事項の実現に努めること。

~~（1）西九州新幹線の開業効果を県内全域に波及させるため、長崎県下の都市を結ぶ大村線の表定速度改善など、輸送力の強化を図ること。~~ ⇒（3）へ移動

~~（2-1）~~ 西九州ルート of 全線フル規格を進めていく場合は、佐世保～武雄温泉間を含めた並行在来線問題についても、一体的なものとして取り扱うこと。

~~（2-2）~~ 長崎市～福岡市間にフル規格の新幹線が運行されるようになったときは、これまでの歴史的背景を踏まえ、佐世保市から運行時間が短縮できる西九州ルートへの直通運行を視野に入れた、佐世保線の輸送改善方策の推進を行うこと。

（3）西九州新幹線の開業効果を県内全域に波及させるため、長崎県下の都市を結ぶ大村線の表定速度改善など、輸送力の強化を図ること。（佐世保市）

（説明）

提言する（佐世保市、長崎市、諫早市、大村市、西海市、平戸市、松浦市）

- ・長崎県北地域に繋がる佐世保線は、新幹線鉄道直通線同等の重要な路線であるため、並行在来線問題が生じることがないように検討が必要である。

西九州ルート of 全線フル規格化に関する方向性は不透明であるが、「九州新幹線（長崎ルート）等整備に関する基本的考え方（平成 4 年 11 月長崎県）」に基づき、将来、佐世保市から西九州ルートへの直通運行が可能となるよう佐世保線の輸送改善方策の推進が必要である。

佐世保線の輸送改善を行うことは、西九州ルート of 整備効果を最大限に高めるために必要不可欠である。また、新幹線の開業効果を県内全域に波及させるため、長崎県下の都市を結ぶ大村線の輸送力の強化が必要である。

このようなことから、体裁を見直したうえで継続提言するもの。（佐世保市）

3. 地域鉄道に対する支援策の充実について〔更新〕（佐世保市、長崎市、島原市、諫早市、平戸市、松浦市、雲仙市）

鉄道輸送の安全確保のためには、車両を含めた一体的な鉄道施設の整備が必要不可欠であるが、~~近年~~地域鉄道関連の国庫補助について予算が確保できず、要綱に基づく確実な補助が受けられない状況が~~続いて~~なっている。

また、地域鉄道においては、慢性的な運転士不足により、ダイヤ削減が行われ

るなど、運行の維持が難しい状況に陥っている。

施設整備の補助制度においては、社会資本整備総合交付金の基幹事業として「地域公共交通再構築事業」が創設されたところであるが、引き続き、車両検査を含めた鉄道施設の整備に対し必要な予算を確保されるとともに鉄道運転士不足の解消に向け、次の事項の実現に努めること。

- (1) 国の要綱に定める補助率上限での補助交付
- (2) 地域鉄道支援に関する国庫補助事業の補助率嵩上げ
- (3) ~~同事業施設整備費用~~の地方負担に係る財源措置の拡充~~などの支援策の充実~~
- (4) 鉄道運転士~~の受験資格要件緩和や養成費用に対する不足に対応した支援措置等~~の創設（佐世保市）

(説明)

提言する（佐世保市、長崎市、島原市、諫早市、平戸市、松浦市、雲仙市）

・地域鉄道においては、経年劣化による施設整備費用が増大しており、それを支える沿線自治体の負担も増大しているため、国の要綱で定める対象経費について補助率上限での適切かつ継続的な支援が必要である。

また、国からは鉄道の運転免許を取得できる年齢を現行の「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げる方針が示されているが、運転士の養成費用への支援制度など、運転士確保に対応した支援措置等の創設が必要であるため継続提言するもの。（佐世保市）

九州新幹線西九州ルート概要図 (令和4年9月23日暫定開業時)



暫定開業時の博多～長崎間の所要時間

最速 1 時間 20 分 (従来の「特急かもめ」最速 1 時間 50 分より 30 分短縮)

【国土交通省試算】

第8号議案

高速道路網等の整備促進に関する提言

高速道路網等の整備を促進することにより、産業の活性化や地域振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

1. 道路整備の安定的財源確保について〔継続6回〕（資料8-1参照）

中央と地方における公共交通機関などの移動格差を十分認識した上で、地方が真に必要なとする海路及び道路整備が推進できるように新たな財源を創出するなど必要な財源の充実強化を図ること。

地方創生に資する道路整備を重点的かつ計画的に推進するため、公共事業関係費を増額するとともに安定的かつ持続的な道路整備に必要な予算を確保すること。

（資料8-2参照）

2. 道路網の整備について〔更新〕（雲仙市ほか全市）

（1）高規格道路の整備について

① 西九州自動車道の整備促進

西九州自動車道は、九州の中心都市である福岡市と九州北西部地域を直接結び、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 松浦佐々道路（松浦ICから佐々IC）の早期供用開始に向けた事業促進

イ 佐世保道路（佐々ICから佐世保大塔IC）の4車線化の供用開始に向けた事業促進

ウ 武雄佐世保道路（佐世保大塔ICから武雄南IC）の4車線化の早期事業化着工

② 島原道路の早期整備

南島原市深江町から諫早IC間を結ぶ島原道路は、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 島原市出平町から有明町間の早期供用に向けた事業促進

イ 島原市有明町から雲仙市瑞穂町間の早期供用に向けた事業促進

ウ 雲仙市瑞穂町から吾妻町間の早期供用に向けた事業促進

エ 諫早市森山町から小野町間の早期供用に向けた事業促進

オ 諫早市小野町から長野町の調査検討

③ 島原天草長島連絡道路（深江町～口ノ津港間）の早期事業化

④ ~~長崎市と佐世保市を連絡する道路の早期実現~~西彼杵道路、長崎南北幹線道路の整備促進

本路線は、~~長崎県広域道路整備基本計画~~長崎県新広域道路交通計画に位置付けられ、長崎市と佐世保市~~の2つの中核都市~~を約 1 時間で結び、西彼杵半島地域の自立的発展、さらには長崎県の~~発展に全体の産業、経済及び文化の活性化を図るうえで~~不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 西彼杵道路~~（佐世保市～時津町）~~の早期整備整備促進

（ア）西海市西彼町平山郷から西海市西彼町白似田郷間の事業促進

（イ）~~西海市西彼町白似田郷から時津町日並郷間の早期着手残る調査中区間の事業化~~

イ 長崎南北幹線道路~~（長崎市茂里町～時津町野田郷）~~の早期整備整備促進

（ア）長崎市茂里町から長崎市滑石 2 丁目間の事業促進

~~（イ）都市計画道路滑石野田線（長崎市滑石 2 丁目～時津町野田郷間）の事業促進~~

（ウイ）残る調査中区間の事業化

ウ アクセス道路（主要地方道長崎畝刈線（長崎市滑石 2 丁目～時津町野田郷間））の事業促進（雲仙市）

⑤ 有明海沿岸道路（諫早市～鹿島市間）の調査検討

⑥ 東彼杵道路（佐世保市～東彼杵町）の早期事業化
（有料道路事業の活用を含めた整備手法の検討）

⑦ 島原半島西回り道路（雲仙市～南島原市）の調査検討

（２）幹線道路の整備について

幹線道路の整備については、交通渋滞の緩和等により沿線地域の社会・経済活動等に寄与するとともに交通ネットワーク形成等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

① 一般国道 205 号の早期整備

針尾バイパス4 車線化（江上交差点からハウステンボス入口交差点）の整備促進

② 一般国道 57 号の早期整備

ア 一般国道 57 号森山拡幅の雲仙市愛野町愛野大橋から尾崎交差点までの区

間の早期整備

イ 一般国道 57 号愛野町から小浜町までの現道改良による機能強化及び富津防災事業の整備促進並びに愛野・小浜バイパスの調査検討

③ 一般国道 34 号の早期整備

ア 大村諫早拡幅の整備促進

イ 大村拡幅の早期完成

ウ 諫早北バイパスの 4 車線化の早期事業化

エ 新大工・馬町交差点改良事業の早期完成

④ 一般国道 382 号の整備促進

⑤ 一般国道 384 号の整備促進

⑥ 一般国道 389 号（雲仙市多比良港～南島原市口ノ津港間）の整備促進

（３）架橋の実現について

架橋は、離島や半島の地域の経済・文化の発展、さらには、医療・教育の向上等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

① 九州西岸軸構想の中核となる島原・天草・長島架橋構想の推進

② 嫦娥三島大橋と原島大橋架橋の実現

③ 松島架橋の早期実現

④ 大村湾横断道路構想の推進

（資料 8-3 参照）

（説明）

提言する（雲仙市ほか全市）

・長崎県は、多くの離島・半島地域を抱え地理的、地形的に不利な点があることから、道路網の整備については、大きな効果が見込まれ、特に交通渋滞の緩和等による沿線地域の社会・経済活動等への寄与など、交通ネットワーク形成等に不可欠なため、事業の進捗に合わせた修正を加えたうえで、引き続き提言するもの。

・ 8 号-2-(1)-①

国土交通省から「武雄南 IC～波佐見有田 IC 間」を令和 6 年度から 4 車線化に着手する候補路線に選定した旨の発表があったため、早期着工をお願いするもの。

・ 8 号-2-(1)-④

令和 5 年度に新規事業化された「アクセス道路」を追加して提言するもの。（雲仙市）

3. 道路事業における補助制度の拡充について〔継続 5 回〕

道路事業のうち、土地開発基金などにより先行取得した建物補償の買戻しについて、重要度の高い市街地部においては、より柔軟かつ円滑に交渉等の事務を進め、早期完成や計画的な進捗が図れるよう、街路事業と同様の補助の取扱いとすること。

4. 社会資本整備総合交付金事業（道路事業（舗装補修））の補助対象条件の緩和について〔継続 4 回〕

公共施設の計画的な管理を進める中で、道路等の社会基盤施設（インフラ）等の老朽化対策が全国的な課題となっており、インフラの長寿命化対策に向けた財政措置として、社会資本整備総合交付金や公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）等が講じられている。

このうち、社会資本整備総合交付金事業における道路事業（舗装補修）について、平成 30 年度より大型車交通量（大型車 250 台／日・1 方向未満）の条件が設けられたが、このことにより、対象となる路線が極めて少数であるため、バス路線等、住民の生活に重要な役割を果たす道路について、補助対象となるよう、条件の緩和を行うこと。

5. 地方における無電柱化事業の促進について〔継続 4 回〕

無電柱化事業においては、これまで歩道が広い幹線道路などを中心に整備が進められてきたが、近年の社会情勢の変化により、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観形成等を図る上でも事業の必要性はより一層増加している。さらには、令和 2 年 12 月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」に、電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化が重点的に取り組むべき対策として盛り込まれた。また、令和 3 年 5 月には、無電柱化を一層推進するための新たな「無電柱化推進計画」が策定されている。

しかしながら、無電柱化事業の主な整備手法である電線類地中化は、事業コストが高く道路管理者及び電線管理者の財政負担も大きく、事業期間が長期にわたるなど、円滑な事業進捗に支障をきたしている。

また、地方においては、歩道が無く、狭小な道路が多く存在しており、地上機器の設置スペースなどの技術的な課題の解決が必要不可欠となっている。

このようなことから、無電柱化の推進を国家的重要プロジェクトに位置付け、関係予算を確保するとともに、無電柱化に係る技術的進歩を促し、地方の負担を軽減しながら無電柱化を促進するための総合的かつ積極的支援に取り組むこと。

6. 港湾の整備促進について〔更新〕（佐世保市、長崎市、島原市、大村市、対馬市、壱岐市、五島市、平戸市）

港湾は、産業活動や生活を支える基幹的な社会資本であり、国際競争力強化や産業再生、観光振興、離島振興等を進めていくためには、施設の維持管理を含め港湾の整備が不可欠である。

このようなことから、整備費の縮減を行わず、必要な港湾整備事業費の所要額を確保し、重要港湾及び地方港湾の整備促進を図ること。

- ・重要港湾（長崎港、佐世保港、厳原港、郷ノ浦港、福江港）
- ・地方港湾（島原港、大村港など77港あり）

（説明）

提言する（佐世保市、長崎市、島原市、大村市、対馬市、壱岐市、五島市、平戸市）

- ・港湾は、産業活動や生活を支える基幹的な社会資本であり、国際競争力強化や産業再生等を進めていくために整備が不可欠であることから、引き続き提言するもの。（佐世保市）

7. 公共事業の用地買収に伴う所有権移転登記に係る印鑑登録証明書の交付手数料の免除制度の拡充について〔更新〕（長崎市ほか全市）

公共事業の用地買収に伴い、必要となる所有権移転登記に係る印鑑登録証明書の交付手数料については、~~土地所有者の負担となっていることから、国の関係機関で調整の上、全国的に統一したの免除制度を国土交通省と総務省の連絡会議で調整し、全国的な普及を図るとして確立すること。~~（長崎市）

（説明）

提言する（長崎市ほか全市）

- ・公共事業の施行にあたり、地権者による不動産の相続登記が行われておらず、相続人が多数となっている場合、契約が困難で全国的に事業の支障・隘路となっている。
特に、地権者との契約に際し、土地代よりも契約に必要な印鑑登録証明書の取得費用が高い場合、契約拒否や無視されることも多く、事業がスムーズに進まない状況にある。
よって、公共事業の推進を図るため、交付手数料免除の対象者を各自治体内の居住者に限定することなく、国内どこに居住していても免除されるような制度に拡充し、全国的に普及させるよう具体的な表現に修正のうえ継続提言するもの。（長崎市）

○道路整備の状況

(単位: %)

		一般国道	都道府県道	市町村道	一般道路計
長崎県	整備率	63.2	57.2	51.3	52.5
	改良率	92.1	63.3	51.3	54.7
全 国	整備率	70.9	60.3	59.9	60.5
	改良率	93.1	71.0	59.9	62.6

※道路統計年報より(令和3年3月31日現在)

○道路関係経費の状況

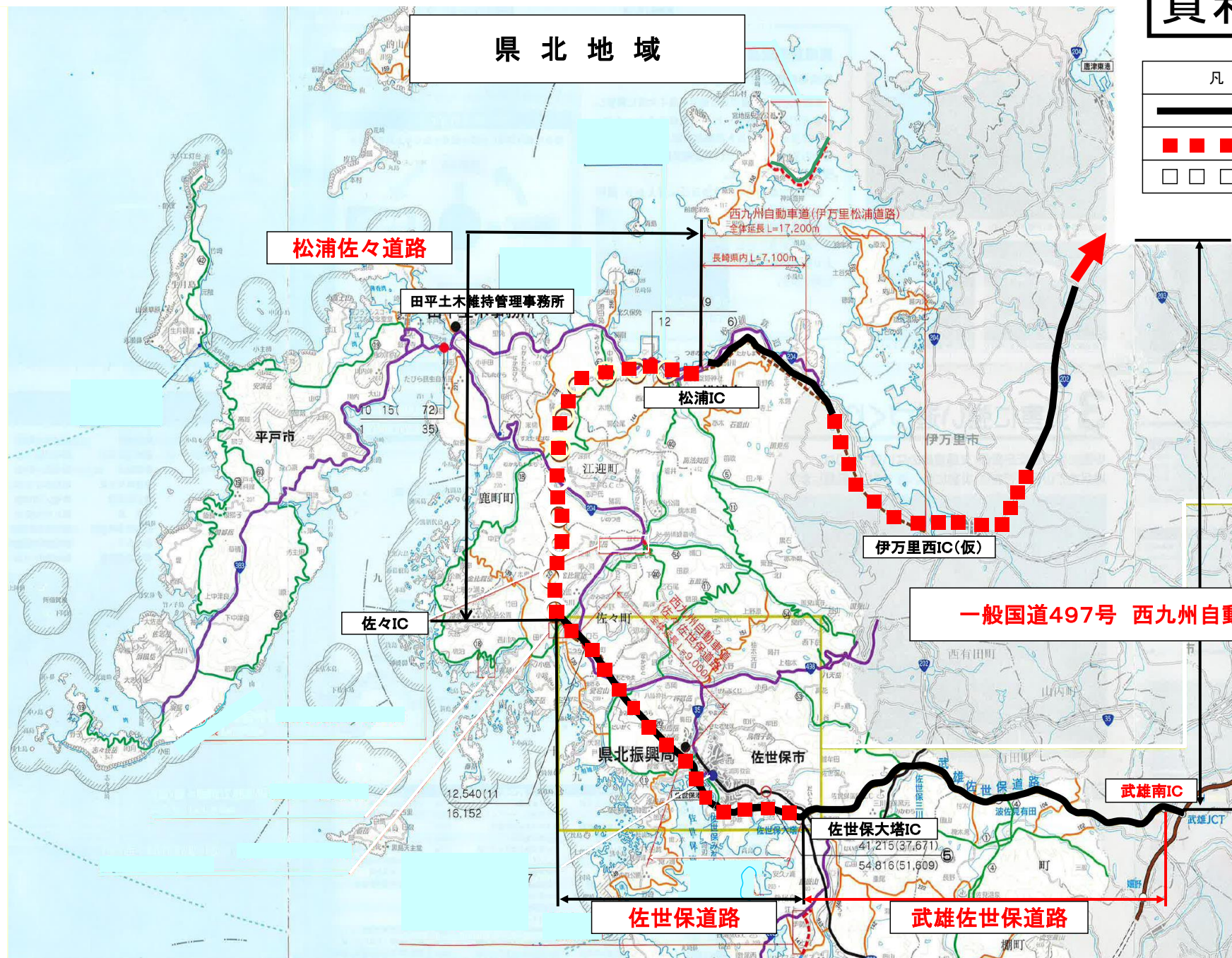
(千円)

市名	経 費		差	
	令和2年度 (A)	令和3年度 (B)	(B)-(A)	(B)/(A)
長崎市	17,999,441	16,568,665	△ 1,430,776	92.1%
佐世保市	5,653,121	5,883,769	230,648	104.1%
島原市	1,038,679	1,206,090	167,411	116.1%
諫早市	3,368,485	3,427,674	59,189	101.8%
大村市	2,254,204	1,929,784	△ 324,420	85.6%
平戸市	2,260,698	2,296,598	35,900	101.6%
松浦市	1,383,310	1,302,812	△ 80,498	94.2%
対馬市	2,715,505	2,541,972	△ 173,533	93.6%
壱岐市	1,922,585	1,888,005	△ 34,580	98.2%
五島市	1,728,999	1,760,899	31,900	101.8%
西海市	1,168,617	891,045	△ 277,572	76.2%
雲仙市	1,405,299	1,573,619	168,320	112.0%
南島原市	3,205,008	4,266,771	1,061,763	133.1%
合 計	46,103,951	45,537,703	△ 566,248	98.8%

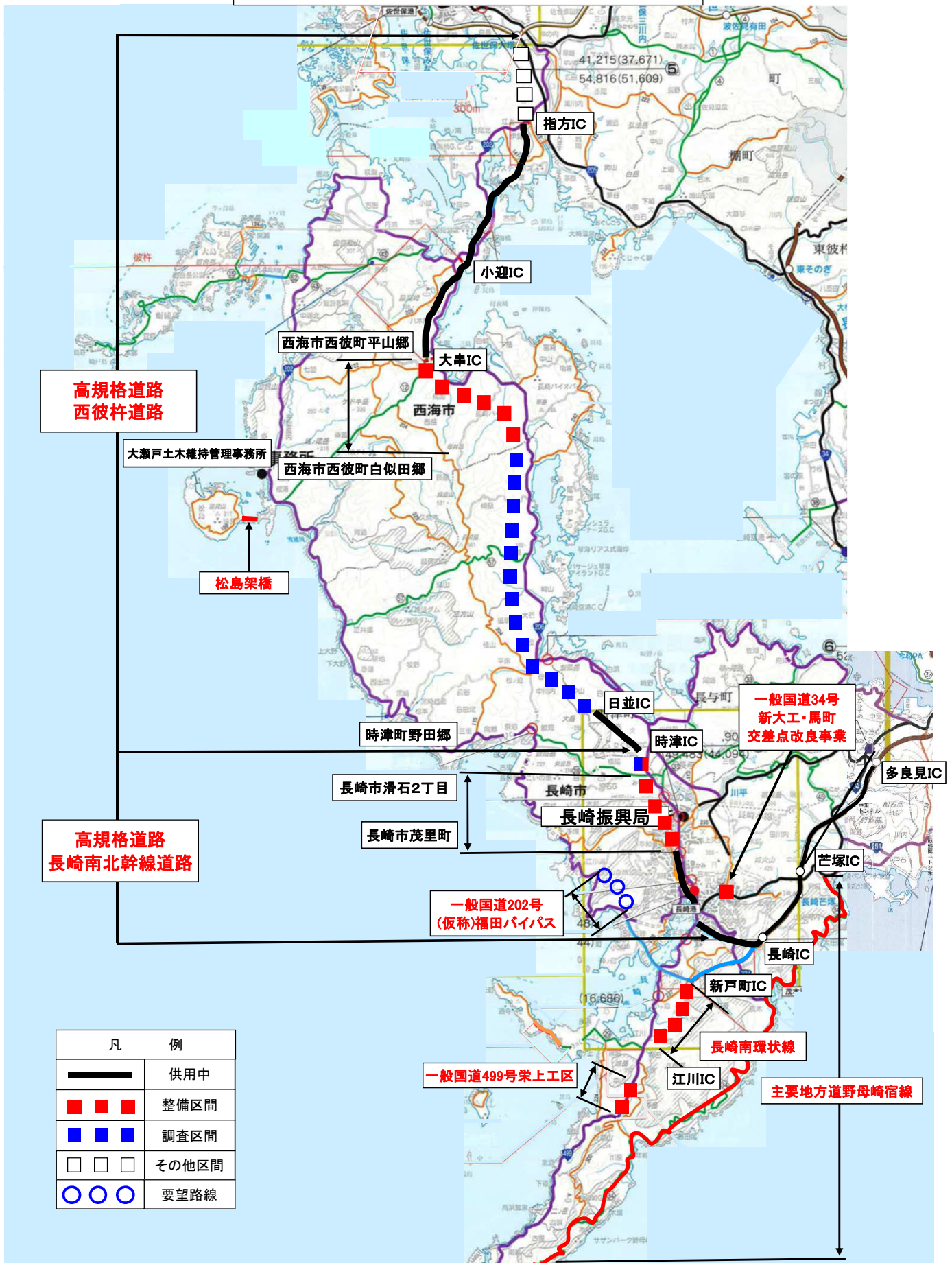
※令和2・3年度地方財政状況調査(表70)より

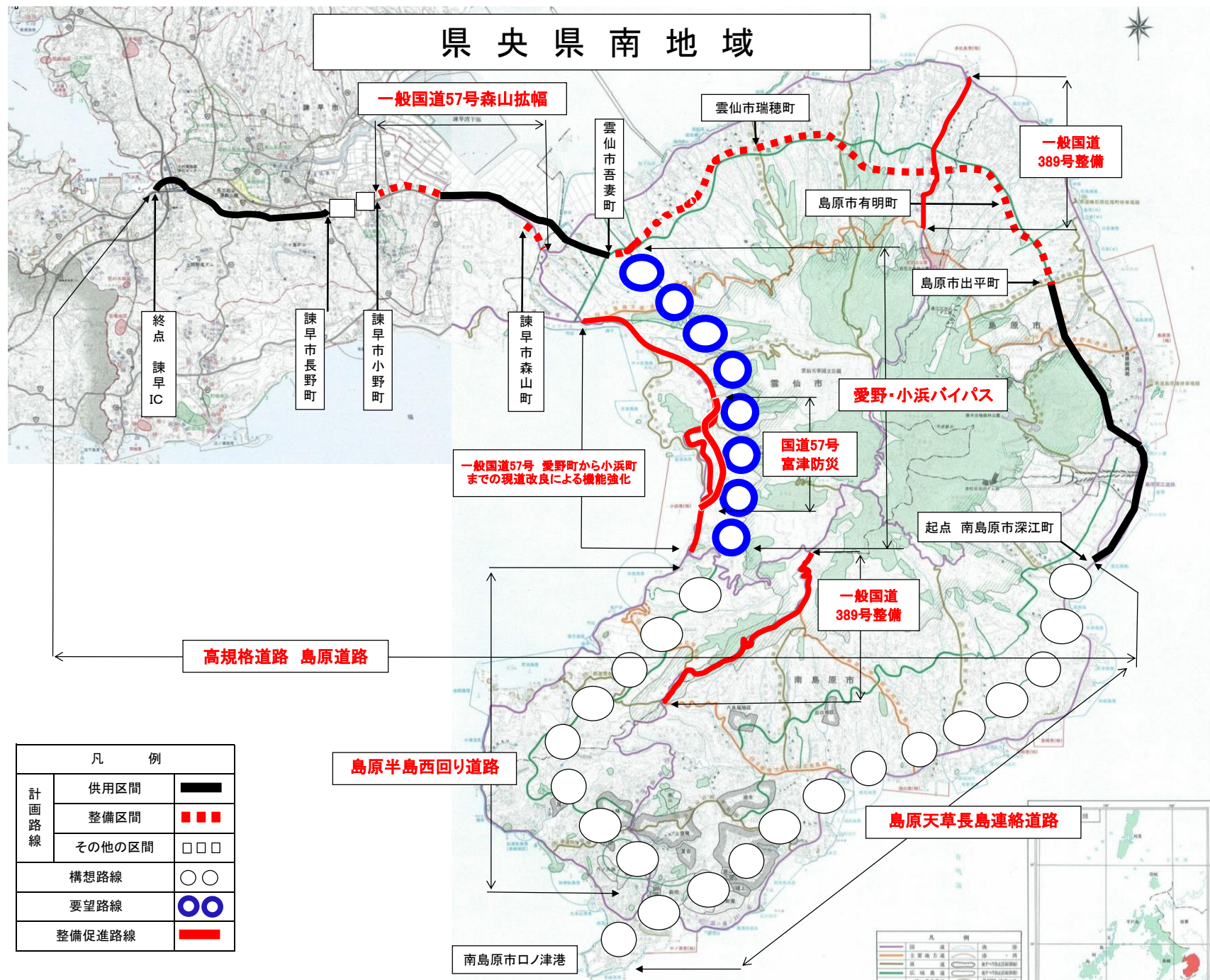
e-Stat調べ

凡	例
	供用中
	整備区間
	その他区間

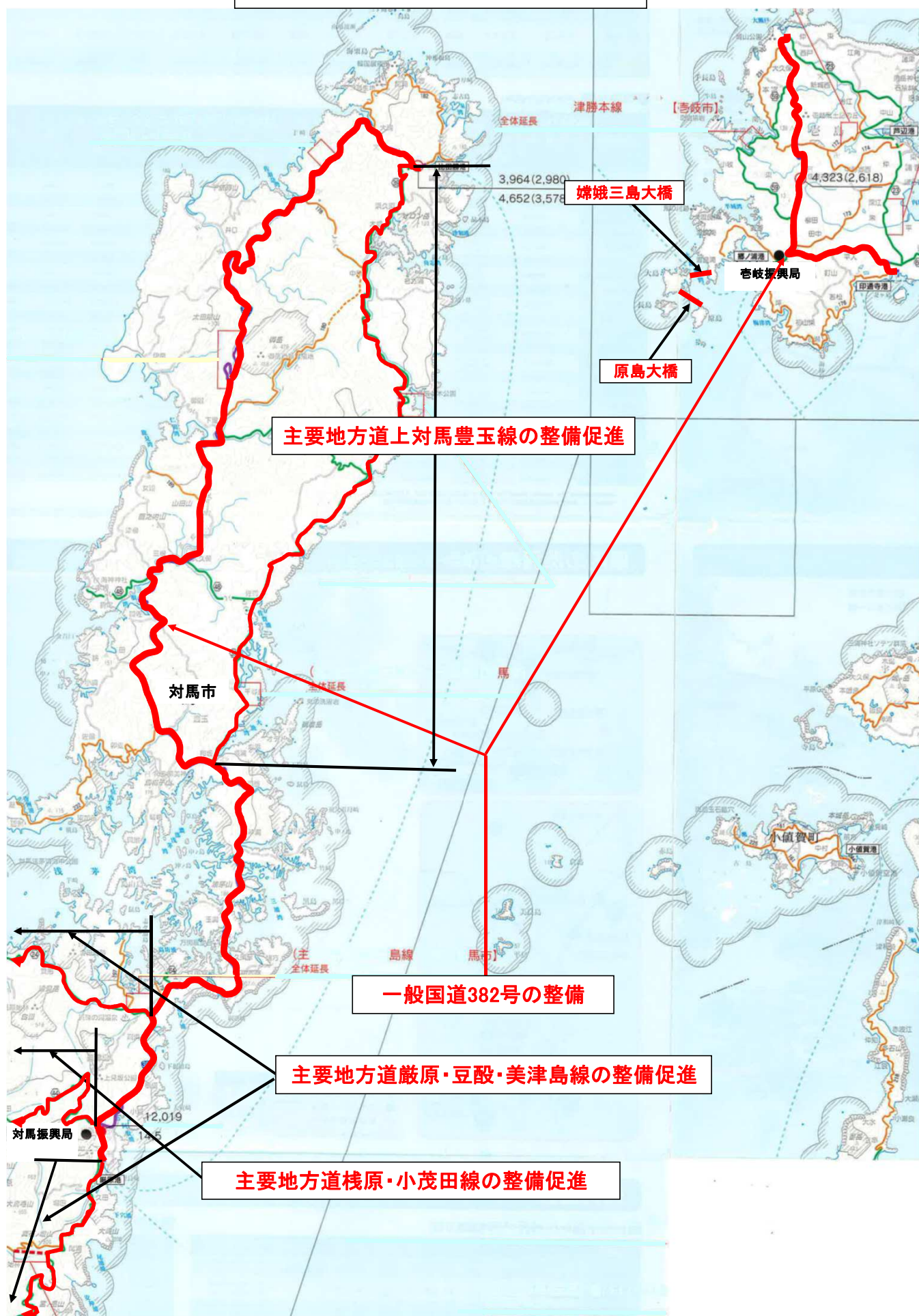


長崎、西彼杵、佐世保地域





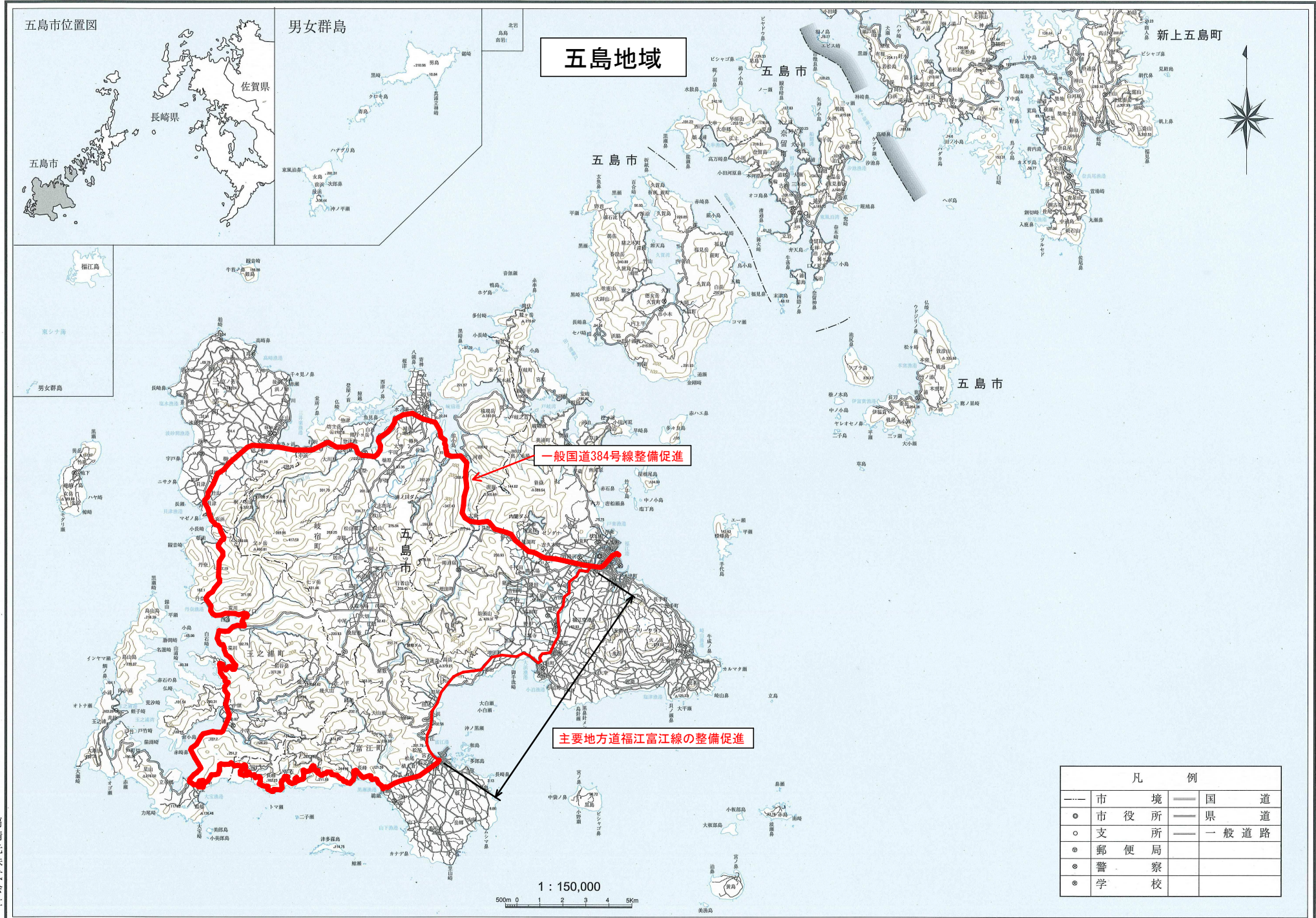
壱岐・対馬地域



五島市全図

(国) 資料8-2

平成十八年五月





第9号議案

農林水産業の振興に関する提言

農林水産業の振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

1. 農業の振興対策について〔継続6回〕

(1) 経営所得安定対策について

経営所得安定対策は、地域農業を支える中心的政策である。

同対策は、担い手農家の経営安定に資するようゲタ・ナラシ対策を実施し、また食料自給率の維持向上を図るため、飼料用米・麦・大豆などの戦略作物や、地域特産品野菜等の転作に対し助成する制度となっており、市町は、関係機関で構成されている協議会の構成員として実施要綱で定めている役割に基づき、交付金の手続き等大きい事務負担を担っている。

国においては、土地利用型作物の生産が困難である中山間集落を多く抱える長崎県の状況を踏まえ、地域の営農形態に合った制度対象作物の拡充を図るとともに、農家が安心して加入できるよう制度を法制化し、市町の事務の負担軽減を図ること。

(2) 農業農村整備事業の安定的な予算の確保について

安定した効率的な食料体制を図るための農業生産基盤の整備や関連施設を適正に管理するための農業農村整備事業については、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図ること。

(3) 有害鳥獣被害対策の予算確保及び早期の予算執行について

長崎県内における有害鳥獣による農作物被害金額は、ピークであった平成16年度と比較すると令和~~3~~4年度で約~~26~~21%に減少したものの、イノシシによる被害は全被害額の約6割となる約1億~~4千万~~円と依然として深刻な状況にあり、また~~近年においては~~鳥害における被害金額も依然多い状況増加傾向にある。さらには、イノシシによる住宅地や通学路への出没や石垣の掘り起こし、家庭菜園を荒らす等の市街地周辺の生活環境被害も拡大している。

そのような中、各市は防護柵整備の拡充や新たに鳥害対策資材の補助、猟友会との連携による捕獲活動の強化等に取り組んできており、有害鳥獣被害対策支援の大きな柱となっている「鳥獣被害防止総合対策事業」は、継続的な取組みが不可欠であることから、十分な予算の確保と制度の充実を図ること。(五島市)

(資料9-1 参照)

(説明)

時点修正を行うもの。(五島市)

(4) 農業用機械及び施設の更新や長寿命化に係る支援について

共同利用の農業用機械及び施設については、新規導入時の支援だけでなく、既存事業で導入した施設・農業用暖房器等の付帯設備・農業用機械等の更新や長寿命化についても、例えば、今後10年程度の地域農業維持が可能であることなどの要件を付して補助事業の対象とすること。

(5) 環境保全型農業直接支払交付金の予算の確保について

地球温暖化防止など自然環境の保全に効果の高い農業生産活動を支援するための環境保全型農業直接支払交付金については、取組主体や取組面積が拡大する中、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図ること。

2. 水産業の振興対策について [継続6回]

(1) 養殖魚の国内外での消費拡大と養殖共済の充実・加入促進について

新型コロナウイルス感染症の5類感染症へ移行に伴い後、消費活動の活発化、国内経済の回復により、水産物の国内需要が回復が期待される~~てきて~~いるが、昨今の燃油・配合飼料等の価格高騰により、養殖業者にとって厳しい状況が続いている。

また、赤潮の発生により甚大な被害が発生しているが、共済単価と実勢価格との乖離が大きく、共済金のみでは生産の再開が著しく困難な状況にある。

一方、世界の人口増加に伴い、海外における国産水産物へのニーズは高まっている。

こうした状況を踏まえ、養殖魚の国内外での消費拡大に向け、ブランド化や産地PRなど、販売活動への支援を行うこと。併せてそれを支える養殖業者の経営安定を図るため、安心して経営を継続できるように、養殖共済の国の掛金補助の補助限度率を引き上げ、共済単価を実態に即した金額に見直すなど、共済制度の充実を図るとともに、養殖共済への加入を促進すること。(松浦市)

(説明)

賛同する(長崎市ほか全市)

・令和5年7月下旬に橘湾沿岸において発生した赤潮において、トラフグ、シマアジ等の養殖魚に大きな被害を受け、県内で過去最大の被害額となった。

国及び県において、赤潮に対する調査・試験研究に関する補正予算の計上や赤潮対策に係る財政支援についても特別交付税措置が行われたが、既存の養殖共済制度がある以上、損失に対する直接補填が困難であると考えられることから、実態に即した養殖共済の単価見直しによる養殖共済の充実についての要望を追加するもの。(松浦市)

（２）放置船等に関する対策について

船舶等が放置されることによる漁業活動や環境、景観等への影響が懸念される中、各市において監視や指導に永年取り組んできたが、多大な行政コストが課題となっており、現行制度では放置船削減の実行性が不十分である。

このため、次のような対策及び制度の充実を図ること。

- ① 海上保安庁との連携により放置船等に対する監視・罰則の強化
- ② 登録抹消や変更登録等の申請時における当該船舶の確実な状況確認
- ③ 船舶購入時における登録制度の強化（係船許可証明、所有後の船舶売買の報告義務等）

（資料 9-2 参照）

（３）漁業就業者対策の充実について

経営体育成総合支援事業の長期研修期間終了後は、漁船取得など過大な出費があり、自らの漁業収入では生計が成り立たず、漁業を断念する就業者も少なくなっている状況である。農業においては営農開始後の支援制度があることから、漁業においても新規漁業就業者に対して経営確立を支援する制度を創設すること。

3. 物価高騰対策の強化について〔継続 3 回〕

現在、特例として措置されている農林漁業用 A 重油に係る石油石炭税の免税・還付措置及び農林漁業用軽油引取税の免税措置については、農林漁業者の税負担軽減による経営の安定化を図るため、恒久的な制度とすること。併せて、漁業経営セーフティネット構築事業及び施設園芸セーフティネット構築事業の補てん金に係る国と生産者の負担割合については、一律 3 : 1 に見直したうえで、事業を継続すること。

また、世界的な情勢の変化により飼料や肥料などの生産資材が高騰し、生産コストが上昇しているものの、農水産物の市場価格に十分反映されず、価格決定権を有しない農漁業者の経営を圧迫している状況にあることから、農業の肥料価格高騰対策については、施設園芸セーフティネット構築事業や配合飼料価格安定制度と同様の制度の構築を図り、加えて、現行の農業・水産業の飼料高騰対策制度における生産者負担の軽減などの積極的な支援を行うこと。

令和４年度野生鳥獣による農作物の被害状況

【県内の被害状況】

鳥獣種類別	被害面積 (ha)				被害量 (t)				被害金額 (千円)			
	R3	R4	R4-R3 増減	(前年度比)	R3	R4	R4-R3 増減	(前年度比)	R3	R4	R4-R3 増減	(前年度比)
イノシシ	108	68	▲ 41	62%	883	604	▲ 279	68%	141,437	99,800	▲ 41,637	71%
カラス	7	4	▲ 2	64%	77	67	▲ 11	86%	16,985	15,827	▲ 1,158	93%
ヒヨドリ	1	2	1	250%	7	20	13	303%	1,331	4,544	3,213	341%
シカ	4	3	▲ 1	74%	79	19	▲ 60	24%	3,933	3,013	▲ 920	77%
アナグマ	1	2	1	160%	17	23	6	133%	4,177	10,649	6,472	255%
タヌキ	0	1	1	857%	1	16	15	1333%	263	5,492	5,229	2088%
アライグマ	1	2	1	229%	9	25	16	265%	2,105	7,243	5,138	344%
スズメ	0	0	0	235%	1	2	1	238%	197	499	302	253%
カモ	44	38	▲ 7	85%	329	188	▲ 141	57%	36,512	24,668	▲ 11,844	68%
その他の鳥獣類	1	1	▲ 0	89%	6	2	▲ 4	32%	4,065	1,080	▲ 2,985	27%
合 計	166	118	▲ 48	71%	1409	966	▲ 444	69%	211,005	172,815	▲ 38,190	82%

※ データの標記について、表示単位未満で四捨五入しています。
「0」は四捨五入して1に達しないものを示しています。

主要鳥獣の年別農作物被害状況（平成５～令和４年度）

（被害金額、単位：千円）

年 度	イノシシ	シカ	カラス	その他	合 計
H 5	56,160	84,030	201,000	146,810	488,000
H 6	55,850	104,630	333,500	140,120	634,100
H 7	103,650	131,700	258,020	128,350	621,720
H 8	143,890	178,310	196,990	231,610	750,800
H 9	149,000	155,870	225,590	123,470	653,930
H10	136,640	150,230	207,230	256,350	750,450
H11	158,330	143,510	189,110	63,910	554,860
H12	203,070	169,070	186,790	77,680	636,610
H13	225,120	104,460	228,750	73,100	631,430
H15	250,030	75,980	272,890	54,720	653,620
H16	457,220	25,100	234,080	105,790	822,190
H17	307,590	22,790	162,200	44,790	537,370
H18	380,358	27,330	132,205	23,738	563,631
H19	209,897	15,513	69,293	19,230	313,933
H20	266,213	4,491	93,380	35,685	399,769
H21	191,603	12,514	49,449	36,978	290,544
H22	405,539	11,724	47,537	61,448	526,248
H23	398,271	8,829	60,898	31,174	499,172
H24	327,644	12,851	26,377	33,618	400,490
H25	239,298	4,695	21,938	21,309	287,240
H26	193,029	17,591	19,110	31,807	261,537
H27	191,418	6,632	9,002	22,652	229,704
H28	230,477	6,523	10,883	53,057	300,940
H29	143,662	9,906	15,420	47,384	216,372
H30	141,744	7,837	8,430	50,403	208,414
R1	81,573	4,855	14,689	40,721	141,838
R2	190,834	6,841	16,578	81,155	295,408
R3	141,437	3,933	16,985	48,650	211,005
R4	99,800	3,013	15,827	54,175	172,815
備 考	県内全域で被害が発生。	五島市、対馬市、長崎市、佐世保市、新上五島町で被害が発生	県内全域で被害が発生。		

放置船等に関する対策について関連資料

県内の放置船等の状況（漁港区域内）（R6.1現在調査）

長崎市	144隻
佐世保市	142隻
諫早市	0隻
大村市	7隻
対馬市	31隻
壱岐市	25隻
平戸市	99隻
松浦市	28隻
五島市	264隻
西海市	40隻
島原市	0隻
南島原市	40隻
雲仙市	55隻
合 計	875隻



第10号議案

地域経済の活性化に関する提言

地域経済の活性化を図るため、次の事項について強く要請する。

1. 地域経済牽引事業への支援措置について〔更新〕（諫早市ほか全市）

民間設備投資の推進等のために地方税を減免した自治体への支援として、普通交付税の減収補てん措置に~~関し、補てん措置~~の対象となる資産に償却資産（機械及び装置）を追加すること。（諫早市）

（資料 10-1 参照）

（説明）

提言する（諫早市ほか全市）

・現在、固定資産税を課税免除又は不均一課税した地方公共団体に対する普通交付税の減収補てん措置の対象資産が土地・家屋・償却資産（構築物に限る）であり、償却資産（機械及び装置）が減収補てん措置の対象となっておらず、その状況が続いている。

更なる民間設備投資の推進等を図るため、減収補てん措置の対象資産に償却資産（機械及び装置）を追加するよう引き続き提言するもの。（諫早市）

2. 国の直轄事業による砂防施設の「防災・減災」機能の継続について〔継続5回〕

雲仙砂防管理センターによる砂防施設の直轄管理を機動的に実施するための機能や体制の充実を図り、「防災・減災」機能を継続すること。

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
(通称：地域未来投資促進法)」(平成29年7月31日施行)

<主な支援措置>

①税制による支援措置

○地方税の減免に伴う補てん措置

・固定資産税等を減免した地方公共団体への減収補てん

(対象資産：土地、建物、構築物)

○課税の特例

- ・先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置

⇒機械・装置等：40%特別償却、4%税額控除

(上乗せ要件を満たす場合50%特別償却、5%税額控除)

⇒建物等：20%特別償却、2%税額控除

②予算による支援措置

○地域中核企業・中小企業等連携支援事業

- ・研究開発から設備投資、販路開拓等まで一体的に支援

○地方創生推進交付金の活用

- ・地域未来投資促進法に基づき都道府県の承認を受けた事業計画については、内閣府と連携し、重点的に支援

③金融による支援

○資金供給の円滑化

- ・日本政策金融公庫による承認中小企業に対する設備資金、運転資金の長期(20年、7年以内)かつ固定金利での融資
- ・地域経済活性化支援機構、中小企業基盤整備機構等によるファンド創設
- ・信用保証協会による債務保証

④情報に関する支援措置

○候補企業の発掘等のための情報提供

- ・地域経済分析システム(RESAS)等を活用

⑤規制の特例措置等

○幅広い規制改革ニーズへの迅速な対応

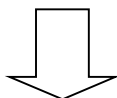
- ・工場立地法の環境施設面積率、緑地面積率の緩和
- ・一般社団法人を地域団体商標の登録主体として追加

○農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮

○事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案手続の創設

◆固定資産税等を減免した地方公共団体への減収補てん措置の対象資産

対象資産：土地、建物、構築物



機械及び装置が補てん対象となっていない

第 1 1 号議案

学校教育の充実に関する提言

学校教育の充実に図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

1. 公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について〔継続 4 回〕

各自治体では、老朽化した施設の長寿命化や、児童生徒が安心して学校生活を送るための教育環境の整備など、様々な課題への対応を求められているところであり、計画的な改修・整備を進めていくことが喫緊の課題となっている。

このことから、児童生徒の安全で安心な教育環境を着実に整備できるよう財源の確保及び補助単価の増額、補助率の嵩上げを図ること。

- (1) 校舎等の外壁改修、屋上防水改修については、改修周期から同時期に実施するが、長寿命化改良事業については、補助対象となっているものの、防災機能強化事業については、外壁改修のみ補助対象となっていることから、屋上防水改修についても補助対象とすること。

また、学校施設を支える法面については、学校建設当初から手を加えていない箇所がほとんどであり、近年の大雨災害の激甚化を鑑みると、崩落などにより施設そのものや近隣住宅などへ被害を与える恐れがあるものもあるため、法面の整備についても、防災機能強化事業として補助対象とすること。

- (2) 学校施設の新增改築について、補助単価の嵩上げ措置がなされたものの、労務単価や資材単価の上昇傾向は続いており、いまだ実工事費との乖離が大きいため、さらなる補助単価の増額を行うこと。

- (3) 特別支援の対象となる子どもたちの入学に併せて設置するエレベーターなどの障害児等対策については、入学予定の子どもたちの状況を事前に把握し、設置に合わせて国庫補助の申請を行っている。しかし、入学予定の子どもが事故等により急に肢体不自由になったり、また、市外からの転校などにより、急きょエレベーターを設置する必要性が生じた場合、国庫補助の内示後に事業に着手すると、迅速な対応ができなくなるため、緊急的な事業の実施が必要な場合は、個別に補助手続きを可能にする枠組みを設けるなど、柔軟な対応を行うこと。

また、エレベーターの増設工事について、実工事費との乖離が大きいため、さらなる補助単価の増額を行うこと。

(4) 屋内運動場への空調設備の整備については、断熱性確保工事と併せて補助対象とされているが、既存の屋内運動場の多くは断熱性確保工事が必要となり、現行の大規模改造空調整備事業における補助対象工事費上限額を超えることが見込まれる。補助単価の嵩上げは行われているものの実工事費との乖離が大きいため、補助対象工事費上限額の引上げ及び補助単価の増額を行うこと。

また、空間上部など必要のない部分を除き、断熱性確保工事を行わずとも必要な活動範囲のみに効果を行き届かせることができるスポット的な空調設備の整備についても補助対象とするなど、補助要件の緩和を行うこと。(長崎市)

(説明)

提言する(長崎市ほか全市)

- ・近年の気候変動の影響から年々気温が高まる中、子どもたちの学習や生活の場であるとともに、災害時には地域の避難所として重要な役割を担う学校の屋内運動場について、空調設備の整備により熱中症等の事故を未然に防ぐ環境を整備することは極めて重要である。

屋内運動場における空調設備の整備において、現行の国庫補助制度では1校あたりの対象工事費の上限額が7,000万円であり、断熱性の確保も条件とされているが、断熱性確保工事も併せて行った場合、現行の補助対象工事費上限額7,000万円を超える工事費が見込まれる。老朽化が進み、断熱性に乏しい屋内運動場を数多く抱える中で、現行の補助制度では自治体の財政負担が大きく、進捗を図ることが難しいと考える。

そこで、補助対象工事費上限額の引上げ及び補助単価の増額を行うとともに、例えば、断熱性確保工事を行わずとも、屋内運動場の活動範囲のみに部分的に空調を効かせることで補助対象とするなど、柔軟な対応を追加で要望するもの。(長崎市)

~~2. 小中学校等における ICT 環境整備に係る財政支援について~~〔廃案〕(長崎市ほか全市)

~~多くの地方自治体においては、国が掲げる「GIGAスクール構想」に基づき、児童生徒1人1台の端末整備と高速大容量の通信ネットワークの整備等を進めたところであるが、整備に係る国の財政支援については、初期の整備費用に限ることなく、今後想定される端末の更新費用等についても十分な財政支援を講じること。~~

~~また、1人1台端末に係るLTE回線使用料についても財政支援の対象とするよう改めること。さらに、情報格差是正のため早急に大容量インターネットサービスが利用できるよう施策を講じること。(長崎市)~~

(説明)

提言しない(長崎市ほか全市)

- ・国の令和5年度補正予算において端末更新費用等の財政支援が明示されたこと及び継続7回目の議案提言となり一旦収束するため。(長崎市)

3.2. 学校給食費の無償化について〔継続 1 回〕

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を担っている。

少子化対策、子ども・子育て支援の観点からも、学校給食費の無償化は社会全体で安心して子育てできる環境を確保し、保護者の負担軽減となることから、国の責任と財源による学校給食費の完全無償化実現に向け、必要な措置を講じること。

第 12 号議案

デジタル化の推進に関する提言

デジタル化の推進を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. 自治体情報システムの標準化・共通化について〔継続 4 回〕

(1) 移行~~時期困難~~システムに対する財政措置等について

~~自治体情報システムの標準化・共通化にあたっては、全国の自治体が同時期にシステム移行を進めることから、標準準拠システムを提供する事業者の作業が同時期に重なることが想定される。~~

~~標準準拠システムの安全で確実な移行へ向け、自治体の作業負担や人材確保面も含めた対応能力を考慮し、令和 7 年度末までとした目標時期については、~~

令和 5 年 9 月に「地方公共団体情報システム標準化基本方針」が改定されたが、現在の補助制度においては、令和 8 年 3 月 31 日までの財政支援措置となっており、令和 8 年度以降に実施する移行作業の経費については補助対象外となっている。

標準化への対応は国の施策であることから、デジタル基盤改革支援補助金については、移行困難システムの移行完了まで確実に措置することとし、移行困難システムの対象となる要件等についても、自治体の状況に応じて柔軟に対応を検討すること。

また、標準準拠システムへの対応や開発状況など、事業者の取組状況については、国において一元的に情報収集を行い、最新の情報を自治体へ提供する仕組みを構築すること。(長崎市)

(説明)

賛同する (佐世保市ほか全市)

・標準化への対応期限については、令和 7 年度末までに移行することが困難な場合に限り、システム毎に移行完了期限を設定できることとなった。しかし、地方公共団体情報システム機構法（平成 25 年法律第 29 号）附則第 9 条の 2 の規定により、財政措置は令和 8 年 3 月 31 日までとされており、令和 8 年度以降に発生する経費については財政支援が受けられなくなることから、システム移行完了まで確実に財政措置を行うよう内容を修正するもの。(長崎市)

(2) 整備費用に対する財政措置について

標準化に係る計画立案からシステム選定、移行に至るまでの整備費用については、標準化対象システム事務と密接に連携する標準化対象外システムを、標準化対象システムと併せて~~の~~移行する際に必要となる費用も含め財政支援措置を講じること。

また、各自治体からガバメントクラウドに接続する際に使用するネットワークについては、整備に係る費用及び運用経費など必要経費を国が全額負担すること~~と~~とともに、ガバメントクラウド利用料等の運用経費についても、標準化移行後に新たな財政負担増とならないよう、国において適切な財政支援を行うこと。(長崎市)

(説明)

賛同する(佐世保市ほか全市)

・標準化移行後のガバメントクラウド利用料等の運用経費について、現在の運用コストよりも高くなることが懸念されることから、新たな財政負担増とならないよう追加で支援を求めるもの。(長崎市)

2. 地域社会のデジタル化の推進について〔継続4回〕

地方財政対策において、「地域デジタル社会推進費」を令和5年度から令和7年度まで事業期間を延長し計上されているが、地域社会のデジタル化を進めるためには十分な事業期間及び財政措置とは言い難いものであることから、デジタル化推進の動きを止めないよう、事業期間の更なる延長と財政措置を行うこと。

3. 社会保障・税番号制度の円滑な運用に係る支援等について〔継続4回〕

(1) マイナンバーカード(個人番号カード)の申請・交付事務について

マイナンバーカードの交付については、現状の交付事務処理手順では、地方公共団体情報システム機構で作成されたカードに、交付前に市町村側で設定処理を加える必要があり、市町村に送付されてすぐに対象者に交付できるものではないことから、迅速かつ円滑なカード交付を行えるよう、市町村における事務処理負担の軽減を図り、事務処理手順の簡素化等の見直しを早急に行うこと。

市町村が共同利用するシステムにおいては、安定稼働が円滑な事務処理につながることから、全国的に窓口の混雑が予想される連休明けの午前中であっても交付前設定等の操作可能時間の制限及び障害や窓口業務の遅延が発生しにくいシステムを構築し、安定した運用を図ること。

また、マイナンバーカードの申請・交付に係る経費について、令和5年度もマイナンバーカード交付事務費補助金予算が計上されているが、市町村負担が生じ

ることのないような財源措置を今後とも引き続き講じるとともに、普通交付税の算定項目のひとつである戸籍住民基本台帳費においても、市町村の実態に即した職員数を適切に反映させ、マイナンバーカードの普及促進に向けた取り組みを円滑に進めるための支援の充実を図ること。

(2) マイナンバー制度に係るシステム整備費補助について

地方自治体では、住民基本台帳システムを始めとするマイナンバー制度に係るシステムの改修を行ったが、全額国庫負担の対象とされていたにもかかわらず、国から示された所要事業費を大きく上回り、地方負担が発生した。

今後も、毎年度のデータ標準レイアウト変更や制度改正等によるシステム改修が予定され、新たな費用が生じる見込みであることから、地方自治体におけるシステム改修等の状況をさらに把握・分析した上で、必要な財政措置を講じること。

(3) 自治体情報セキュリティ対策に係るシステム運営費等の財政支援について

地方自治体では、マイナンバー制度への対応にあたり、国の求める情報セキュリティ対策の抜本的強化を行っているが、自治体の情報セキュリティ対策を安定かつ適切に維持するためには、継続的な更新及び運用管理コストが必要であることから、大きな地方負担となる。

国においては、地方自治体の実情を把握・分析した上で、財政措置も含めた必要な各種措置を講じること。

第 13 号議案

地方自治体の円滑な行政運営に関する提言

地方自治体の円滑な行政運営と計画的な地域振興を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

1. 「従うべき基準」を定めた省令の改正情報の事前周知等の徹底について〔継続 3 回〕

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、義務付け・枠付けの見直しが行われ、地方自治体自らの判断と責任において行政を実施することができるよう、条例制定権の範囲が拡大された。

このうち「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、当該基準を定めた省令が公布されれば、条例の改正を必ず行う必要がある。

しかしながら、この「従うべき基準」を定めた省令の公布時期が事前に周知されない、公布した省令に誤りがある、また、その誤りを正す対応時期が示されない場合などがあり、特に地方において、議会中に急遽省令の改正がなされるなど、条例改正の追加議案を提出する事態となっている。

については、地方の議会の開会期間等を考慮し、省令改正について、改正内容や時期を、事前周知のうえ、条文に誤りがないよう十分精査し、早期の公布を徹底すること。

~~2. 自衛官等の募集事務に係る募集対象者情報の提供について〔廃案〕（大村市ほか全市）~~

~~自衛隊から自衛官及び自衛官候補生の新規入隊募集事務で利用する目的で、自衛隊法及び同法施行令を根拠として、住民基本台帳の一部の写しの提供依頼があつて~~
~~いる。~~

~~しかしながら、住民基本台帳法第 11 条第 1 項には「閲覧させることを請求することができる」としか記載されておらず、全市町が疑義なく当該写しの提供が可能となるよう、国において住民基本台帳法等の必要な法律改正を行うことを要望する。~~

（説明）

提言しない（大村市ほか全市）

- ・令和 5 年 4 月に、改正個人情報保護法が施行されたことに伴い、同法を所管する国の機関である「個人情報保護委員会」から、提供依頼の根拠である「自衛隊法施行令第 120 条」等が、個人情報保護法において外部提供をできる場合として規定されている

同法第 69 条第 1 項の「法令に基づく場合」に該当する旨の見解が示されたため。(大村市)

* * *